

みやこ町こども計画

令和7年3月

みやこ町

は じ め に

近年、こどもを取り巻く社会環境は厳しいものとなり、福岡県では令和 5 年度の児童虐待の相談対応件数及び不登校の件数はそれぞれ過去最多となっています。

また、これまで様々な少子化対策が行われてきましたが、こどもの数は依然減少が続いており、みやこ町においても、少子化や人口減少に歯止めがかからない状況です。



そのような中、全てのこどもや若者が、将来にわたって幸せに暮らせる社会を実現しようと、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行されました。同法は国際条約である「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を踏まえた内容となっており、今後のこども施策の基本理念が明確に示されています。

そこで本町では、こども基本法に基づく「こども大綱」及び「福岡県こども計画」を勘案しながら、全てのこども・若者の権利が保障され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かし、健やかに成長できるよう、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向け「みやこ町こども計画」を策定しました。

本計画は、子ども・子育て支援事業計画のほか、次世代育成支援対策推進法や子ども・若者育成支援推進法等に規定される計画と一体的に策定しています。今後は、本計画に基づき、こども・若者及び子育て施策を総合的に推進してまいりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、限られた時間の中でご議論をいただきました「みやこ町子ども・子育て会議」委員の皆様、アンケート調査やヒアリング、こどもワークショップにご協力をいただきました多くの町民の皆様、関係機関並びに関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

みやこ町長 内田 直志

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2 計画の概要.....	2
第2章 みやこ町のこども・若者を取り巻く状況	3
1 人口・世帯等の動向.....	3
2 教育・保育施設の状況.....	12
3 第2期計画の施策の実施状況.....	15
4 第2期計画の地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	26
5 計画策定に係るアンケート調査結果の概要.....	31
6 若者ヒアリング結果の概要.....	61
7 こどもワークショップ結果の概要.....	63
8 こども・若者支援の主要な課題.....	66
第3章 こども・若者支援の基本的な考え方	67
1 基本理念.....	67
2 基本目標.....	68
3 施策の体系.....	69
第4章 こども・若者施策の展開	70
基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える	70
基本目標2 こどもがのびのびとたくましく成長できる環境を整える	73
基本目標3 支援を必要とするこども・若者及び家族を適切に支援する	76
基本目標4 若者の希望が叶えられるよう生活基盤の安定を図る	80
基本目標5 安心して妊娠・出産できる環境を整える	82
基本目標6 地域全体でこども・若者の成長を支援する	84
第5章 事業計画	86
1 教育・保育提供区域の設定.....	86
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策.....	86
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策.....	88
第6章 計画の推進体制	99
1 計画の周知.....	99
2 町民や関係機関等との連携.....	99
3 計画の推進・点検体制.....	99
資料編	100

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」が施行されました。

こども基本法第10条第2項において、「市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されており、みやこ町においても本町のこども施策を推進するためこども計画を策定することとしました。

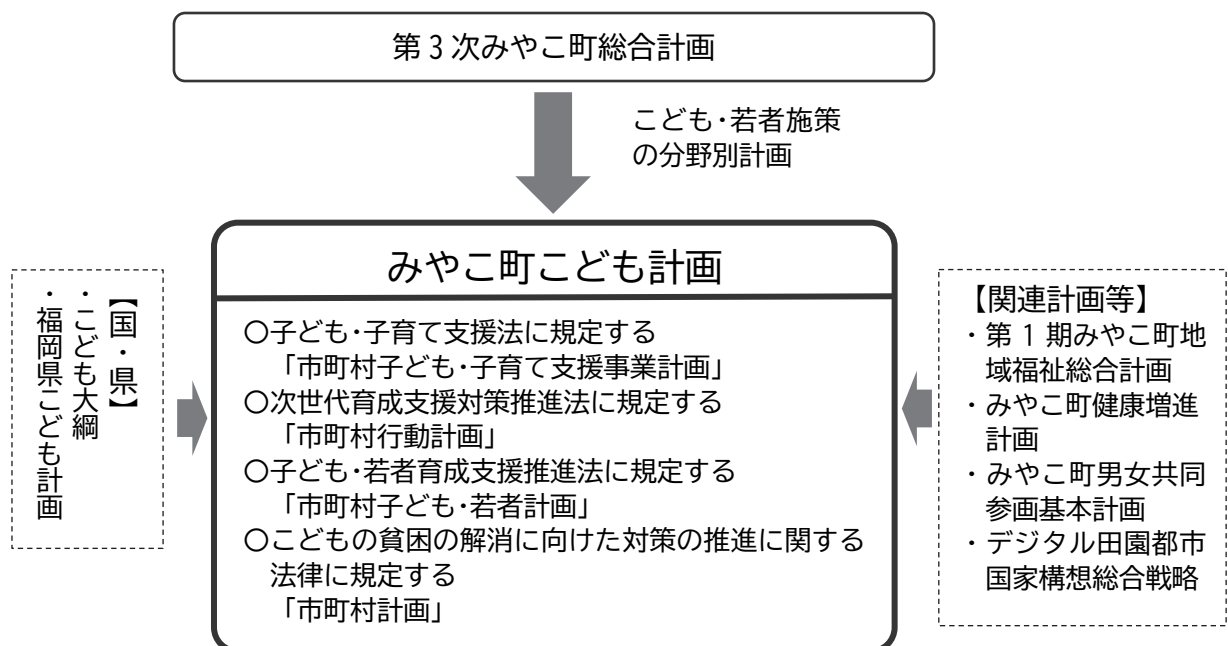
(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、以下の計画と一体的に策定しています。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画
 - ・子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

本計画は、上位計画である第3次みやこ町総合計画や、第1期みやこ町地域福祉総合計画、みやこ町健康増進計画等の関連計画との整合性を図るとともに、第2期みやこ町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という。）における各施策・取組の進捗状況等を踏まえ、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた計画となります。

■計画の位置づけ



2 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。

(2) 計画の対象

本計画は、町内のすべてのこども・若者とその家族、地域、町民、事業者等を対象とします。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、町内でこどもに関する支援を行う事業者や団体の代表者等で構成する「みやこ町子ども・子育て会議」において、こども基本法第 10 条第 2 項及び第 5 項に規定する事項の審議を行いました。

また、こどもワークショップや、若者ヒアリングを実施し、こども施策に対する意見聴取をこども等から行いました。

※この計画では、法律で定められているもの、事業名として記載されているもの以外については「子ども」の表記を「こども」と表記しています。

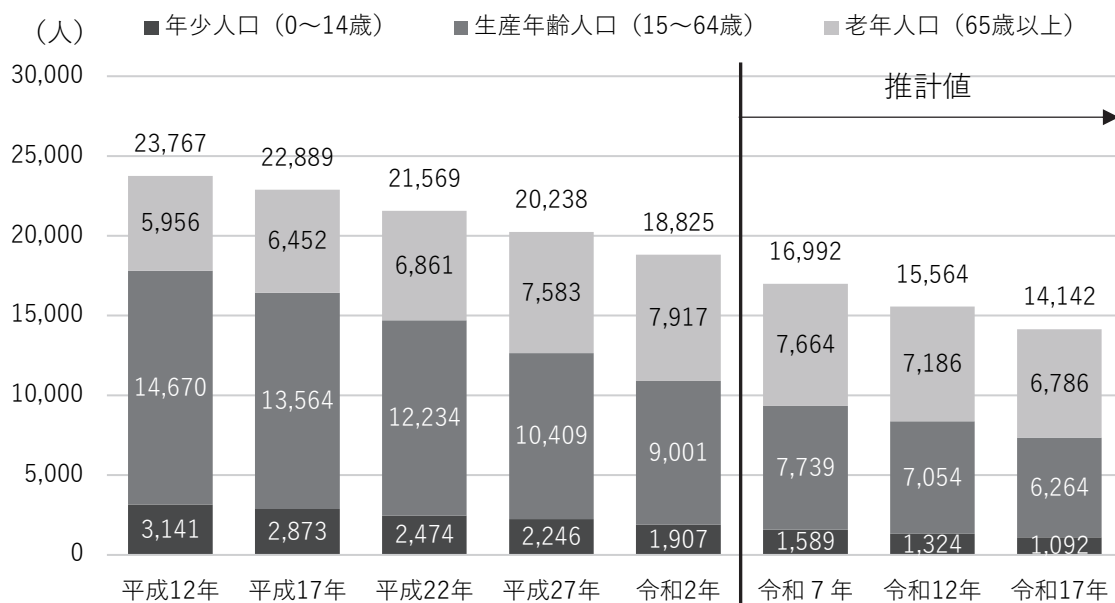
第2章 みやこ町のこども・若者を取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向

(1) 人口の推移

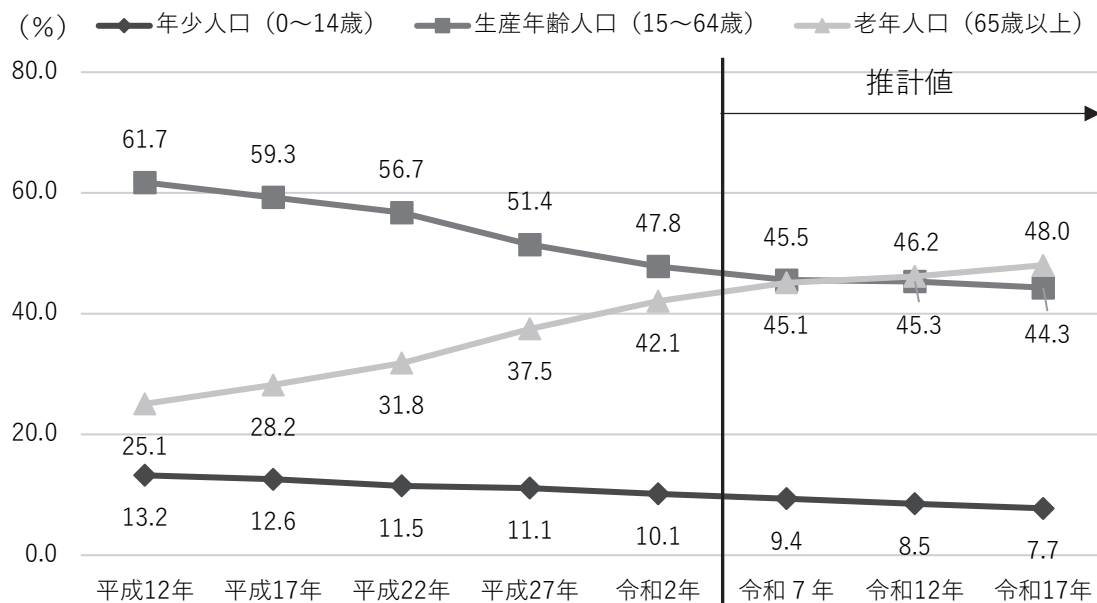
- ・人口は、平成12年の23,767人に対し、令和2年は18,825人と約5,000人の減少となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7年以降、全年齢区分で人口減少が見込まれています。
- ・「年齢3区分別人口構成比の推移」をみると、令和7年以降、老年人口割合がさらに増加し、生産年齢人口割合を上回る見込みです。

■年齢3区分別人口の推移



資料：平成12年～令和2年は国勢調査、令和7年～令和17年は国立社会保障・人口問題研究所推計結果

■年齢3区分別人口構成比の推移



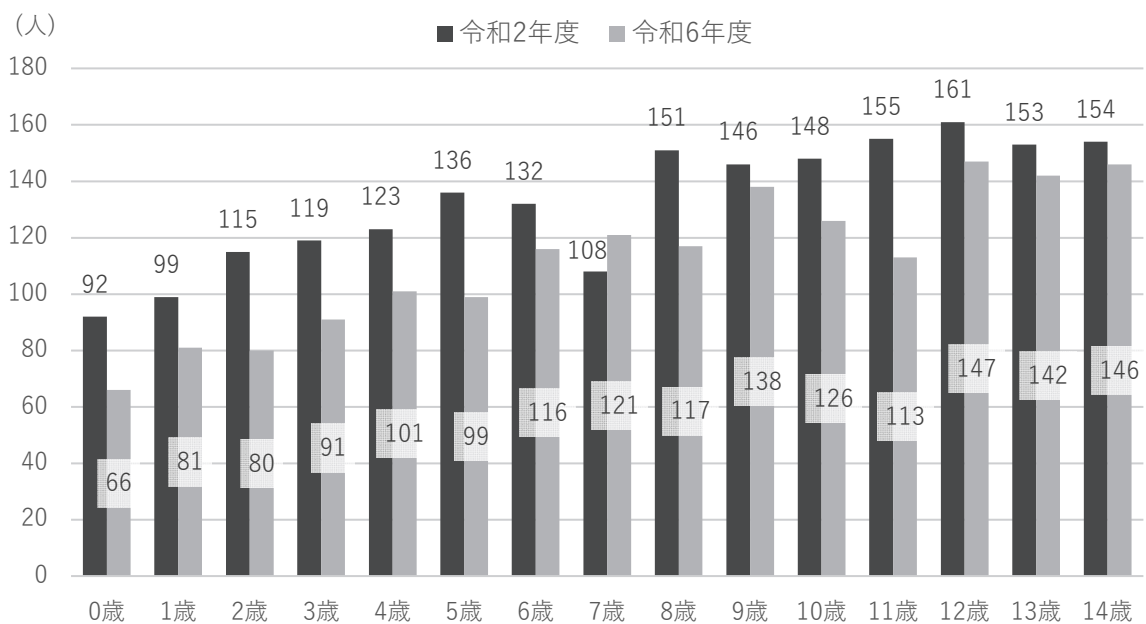
資料：平成12年～令和2年は国勢調査、令和7年～令和17年は国立社会保障・人口問題研究所推計結果

■14 歳以下のこどもの人数の推移（各年 4 月 1 日現在）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	増減 (令和 6 年度 －令和 2 年度)
0 歳	92	95	86	75	66	▲26
1 歳	99	93	100	84	81	▲18
2 歳	115	103	100	96	80	▲35
3 歳	119	119	98	99	91	▲28
4 歳	123	116	118	97	101	▲22
5 歳	136	120	124	117	99	▲37
6 歳	132	132	115	122	116	▲16
7 歳	108	128	133	117	121	13
8 歳	151	108	129	137	117	▲34
9 歳	146	149	109	126	138	▲8
10 歳	148	144	149	112	126	▲22
11 歳	155	147	146	151	113	▲42
12 歳	161	156	146	143	147	▲14
13 歳	153	163	156	145	142	▲11
14 歳	154	153	164	157	146	▲8
合計	1,992	1,926	1,873	1,778	1,684	▲308

資料：住民基本台帳

■14 歳以下のこどもの人数の比較（令和 2 年度・令和 6 年度、各年 4 月 1 日現在）

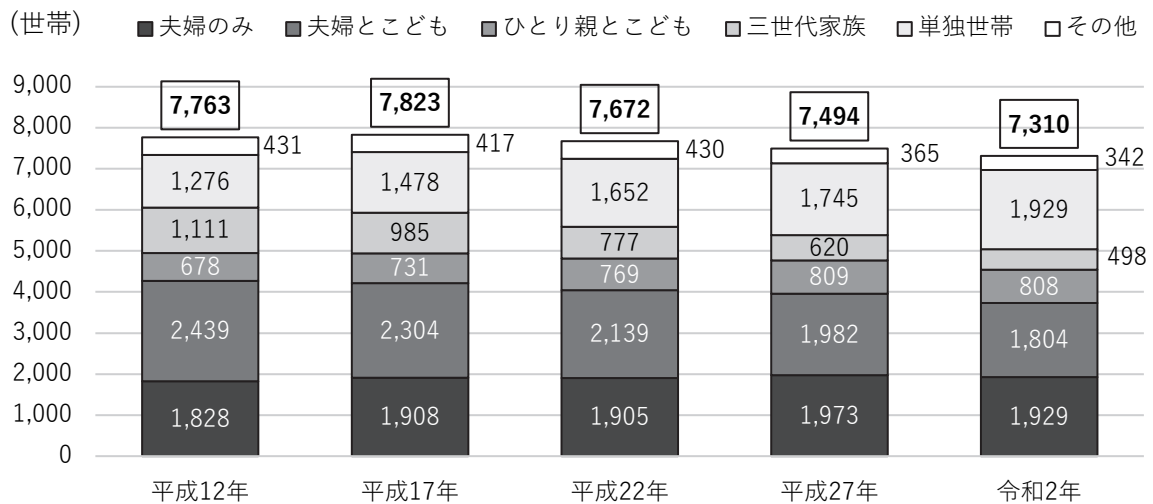


資料：住民基本台帳

(2) 世帯数の推移

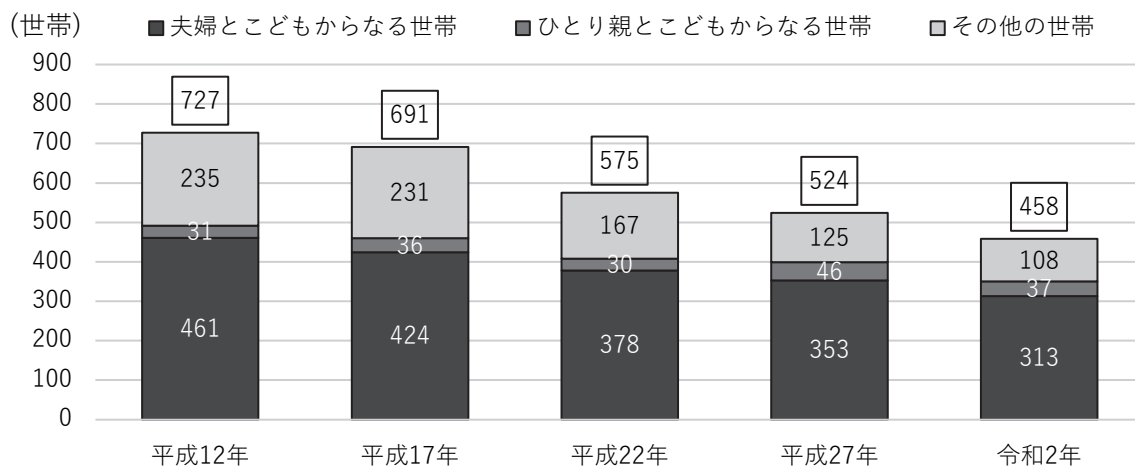
- ・世帯数は、平成17年の7,823世帯をピークに減少傾向にあり、令和2年は7,310世帯と約500世帯減少しています。人口も減少していることから、1世帯当たりの人員も減少しており、世帯規模の縮小が進んでいます。
- ・そのような中、「夫婦と子どもからなる世帯」、「三世代家族」が減少する一方、「ひとり親と子どもからなる世帯」が増加傾向にあります。
- ・6歳未満のこどものいる世帯は、平成12年から令和2年の20年間で269世帯減少しています。

■家族類型別一般世帯数の推移



資料：国勢調査

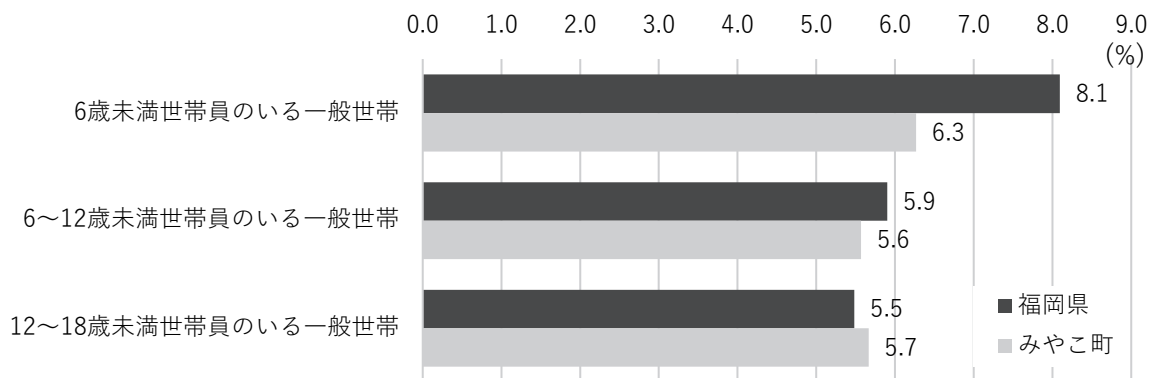
■6歳未満のこどものいる世帯の推移



資料：国勢調査

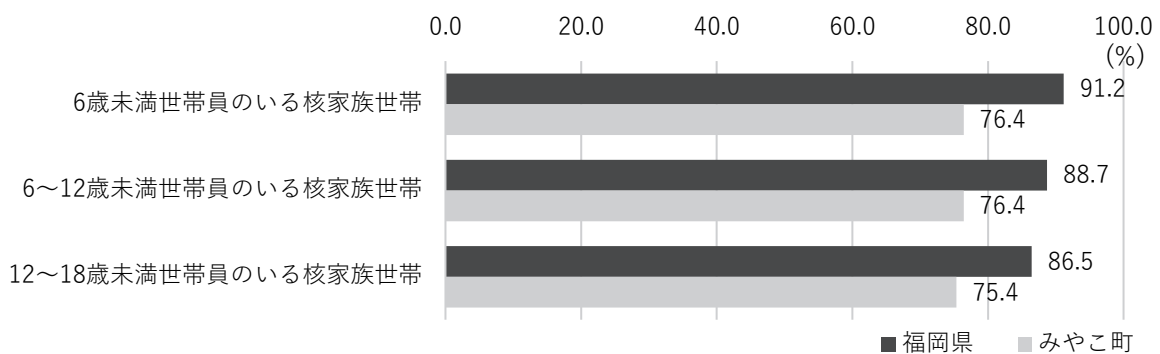
- ・令和2年の国勢調査結果をもとに「6歳未満世帯員のいる一般世帯」をみると、一般世帯の6.3%にあたり、福岡県の8.1%を下回っています。
- ・「6～12歳未満世帯員のいる一般世帯」、「12～18歳未満世帯員のいる一般世帯」は、福岡県の値とほぼ同じです。
- ・各対象年齢別一般世帯に占める核家族（夫婦とこども、ひとり親とこども等）世帯の割合を福岡県と比較すると、6歳から18歳未満までの各こどものいる世帯の割合は、いずれも低くなっています。
- ・ひとり親世帯の推移を母子・父子世帯別でみると、令和2年では母子世帯は141世帯、父子世帯は18世帯となっています。

■一般世帯に占めるこどものいる世帯の割合



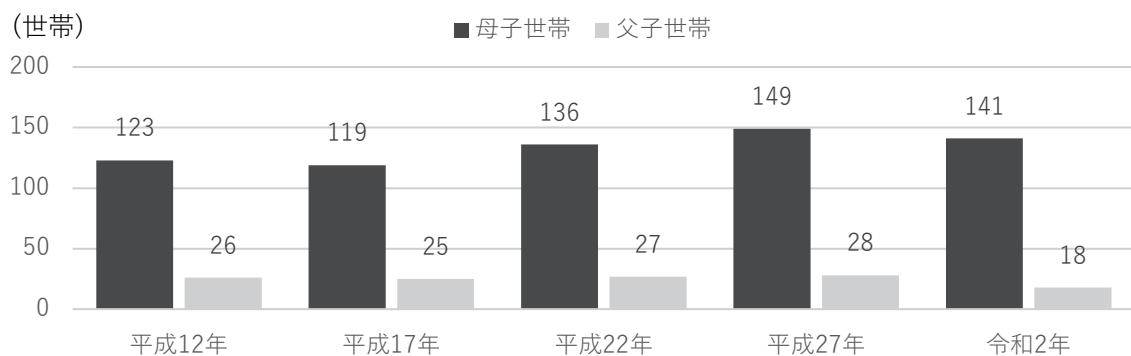
資料：令和2年国勢調査

■各対象年齢別一般世帯に占める核家族世帯の割合



資料：令和2年国勢調査

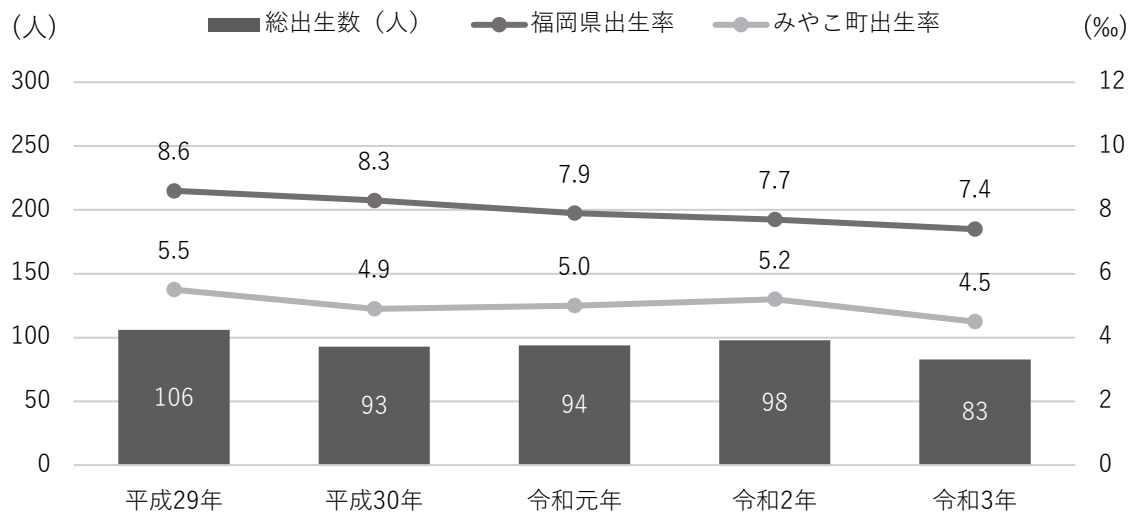
■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

(3) 出生数の動向

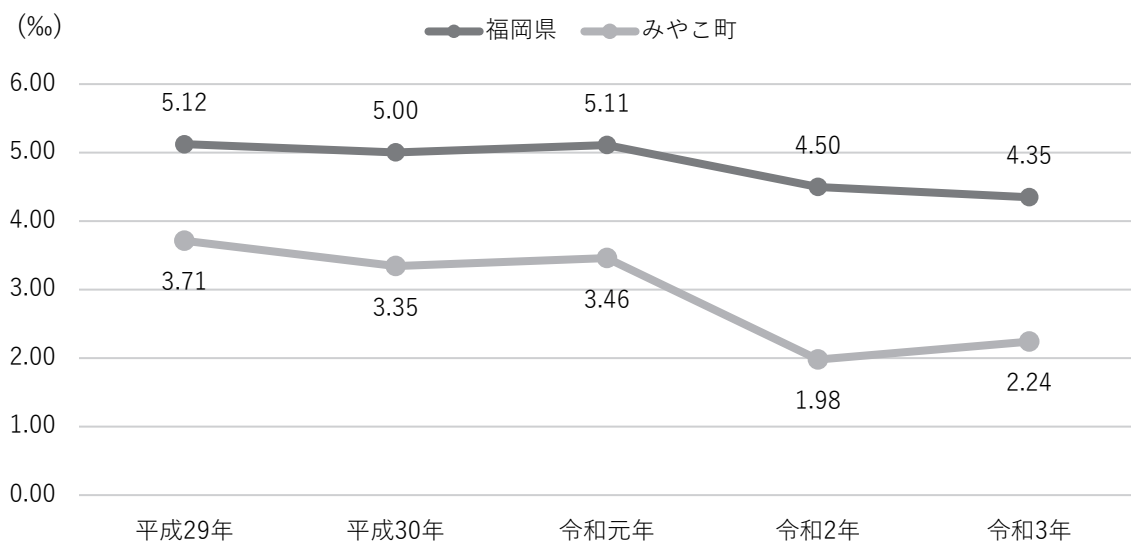
- ・出生数は、近年は90人前後で推移しており、令和3年は83人となっています。
- ・出生率（人口千人対）をみると、福岡県よりも低く令和3年は4.5‰となっています。



資料：福岡県人口動態総覧

(4) 婚姻の状況

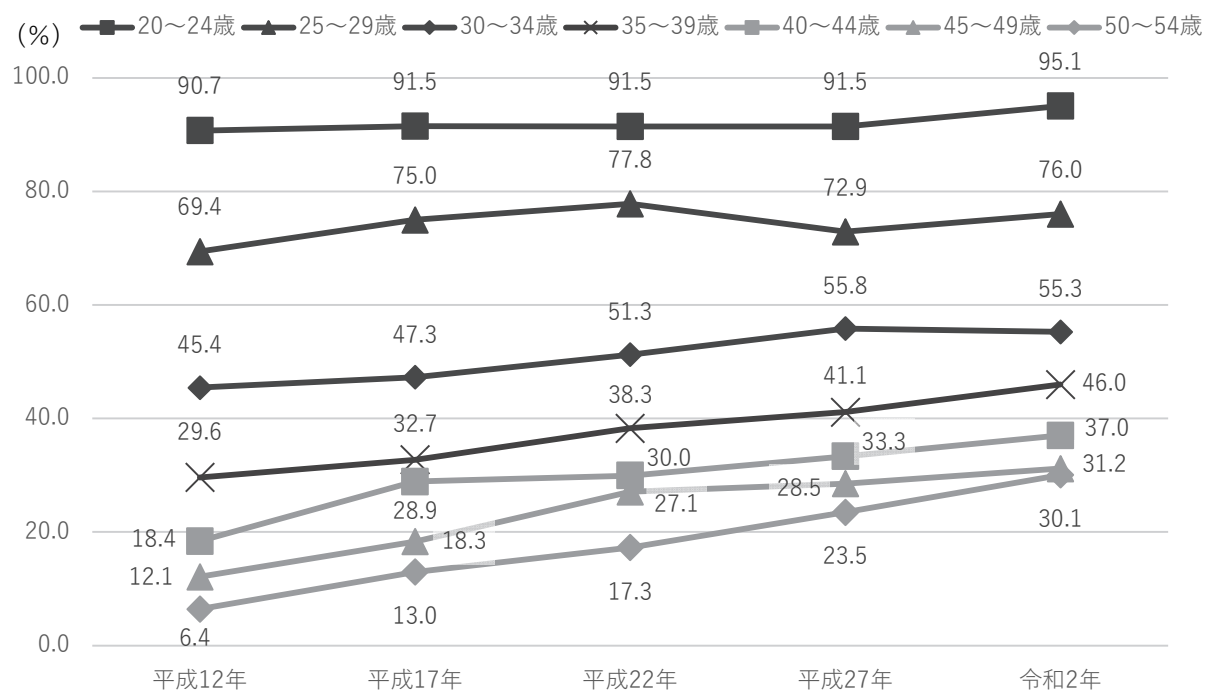
- ・婚姻率（人口千人対）の推移をみると、福岡県の値よりも低く、令和3年で2.24‰となっています。



資料：福岡県人口動態総覧

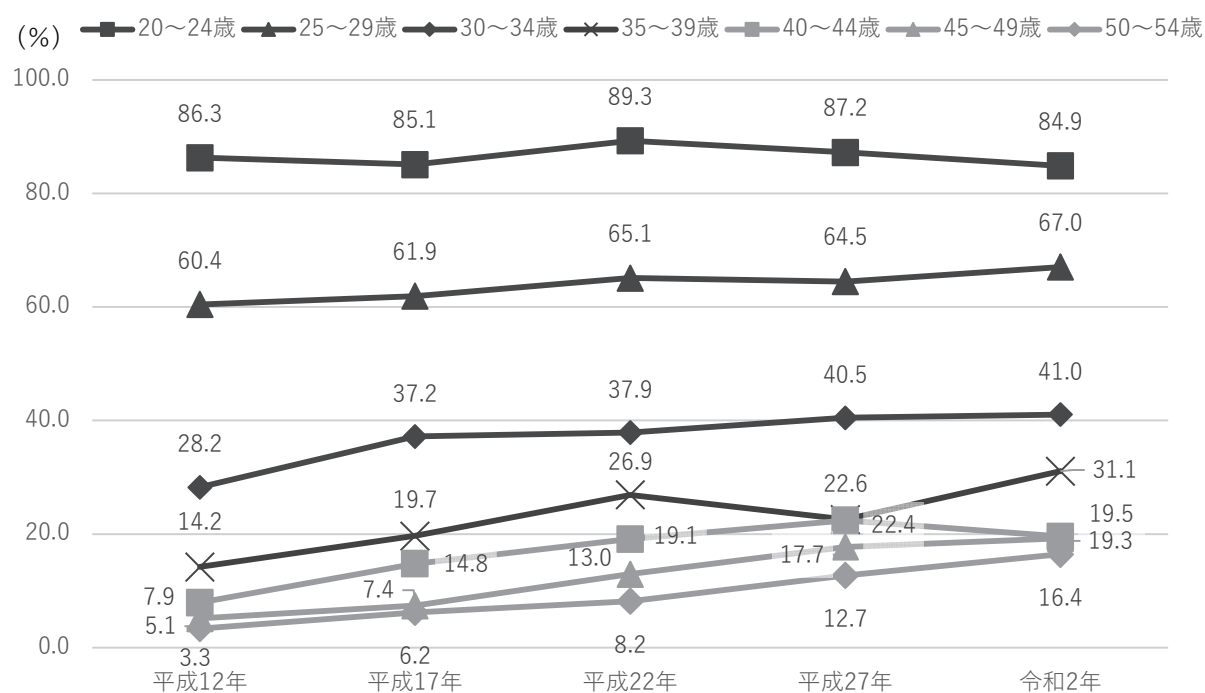
- ・20～54 歳までの男女別年齢別の未婚率の推移をみると、男性、女性ともに上昇傾向にあります。
- ・平成12年から令和2年の20年間でみると、男性は35歳以降、女性は30歳代の未婚率が高くなっています。

■年齢別未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

■年齢別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

参考：少子化の要因

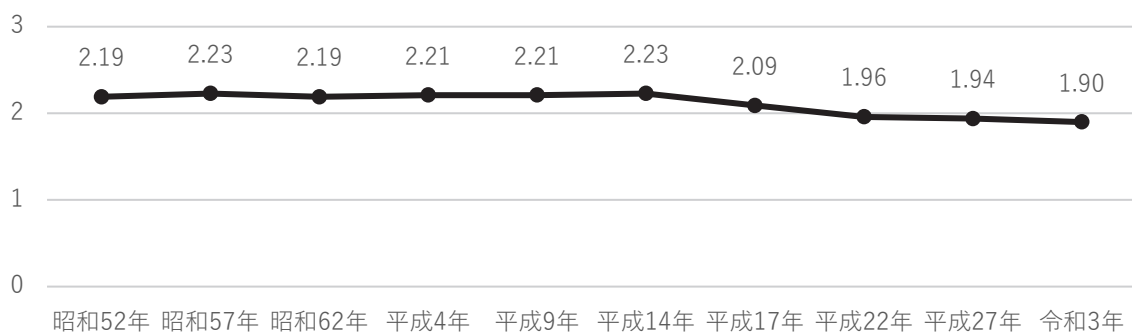
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によれば、みやこ町の 20～40 歳代の女性の数は、約 30 年後には、今の 4 割程度まで減ります。
- ・ 近年の婚姻状況をみると、男性、女性共に 30～40 歳代の未婚率が上昇傾向にあります。
- ・ 一方、結婚持続期間が 15～19 年の初婚同士の夫婦の平均出生こども数をみると、昭和 52 年以降、大きくは減少していません。
- ・ したがって、少子化の要因としては、女性の数が減少していること、結婚を選択しない人が増えていることが考えられます。

■20～40 歳代女性の将来推計

	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
20～40 歳代	2,340	1,805	1,534	1,332	1,204	1,097	987
令和 2 年比	100.0	77.1	65.6	56.9	51.5	46.9	42.2

資料：国立社会保障・人口問題研究所

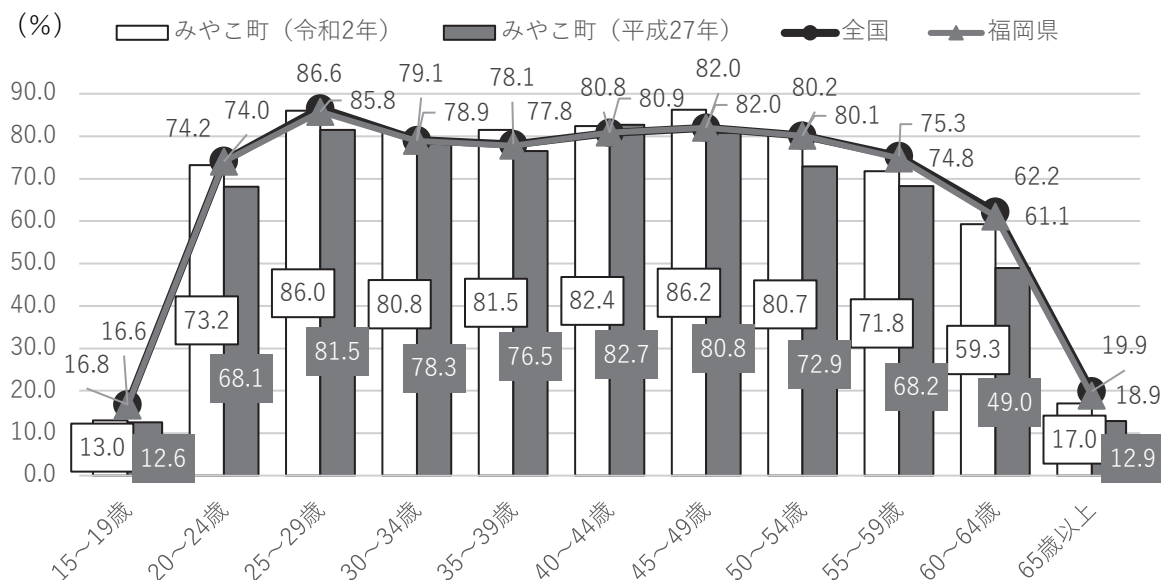
■夫婦の完結出生こども数（結婚持続期間 15～19 年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(5) 女性の就労状況

- ・町の女性就労状況について、平成 27 年と令和 2 年を比較すると、40～44 歳以外の年代においては、令和 2 年の就労率は高くなっています。
- ・令和 2 年の国勢調査結果から、女性の就労状況は、30～54 歳までは国や福岡県の値よりも高く、特に子育ての中心となる 30 歳代、40 歳代の就労率が高くなっています。

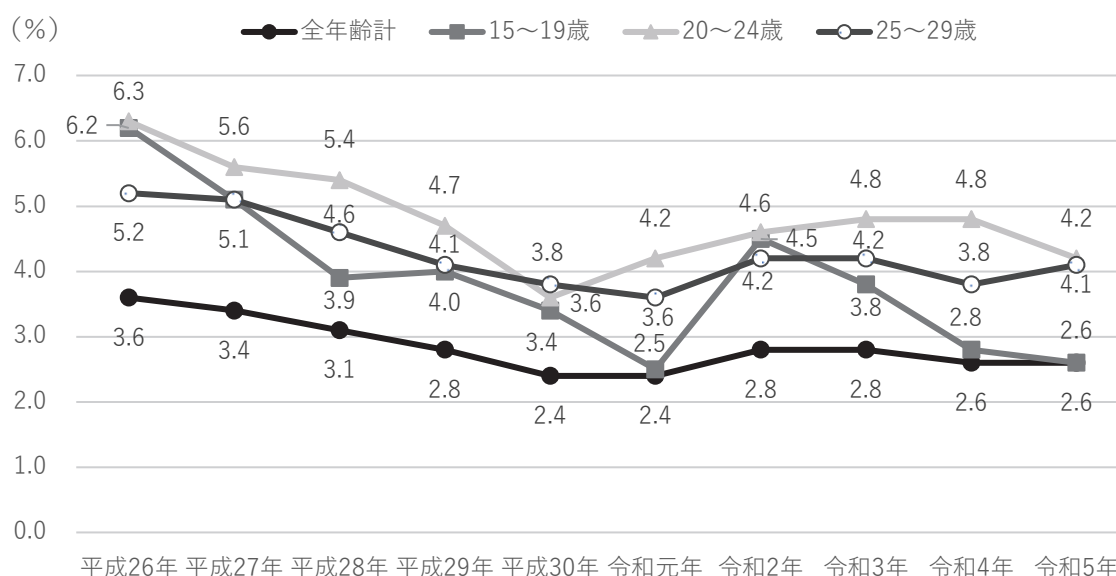


資料：令和 2 年国勢調査

(6) 若者の雇用状況

- ・全国の 10 歳代、20 歳代の若者完全失業率の推移をみると、全年齢に対して 10 歳代、20 歳代の失業率は高い状況にあります。

■年齢別完全失業率の推移



資料：労働力調査年報

(7) 統計資料から読み取れる課題

○少子高齢化の進行、世帯規模の縮小が進む中、子育て世帯の孤立を防ぐ

- ・人口減少、少子高齢化が進行しており、15歳未満のこどもの数は減少傾向にある。また、「夫婦とこどもからなる世帯」、「三世代家族」等が減少する一方、「ひとり親とこどもからなる世帯」が増加する等、世帯規模の縮小が進んでいる。
- ・家庭、地域において、こどもの見守りや子育てに関わる人が少なくなる中で、子育て世帯の孤立を防ぐことが求められる。

○出生数を保っていくためにも、結婚を選択できる環境を整える

- ・町の出生数は、近年は90人前後で推移しているものの、緩やかな減少傾向にあり、人口千人対の出生率は福岡県よりも低い状況にある。また、婚姻状況を見ると、男女ともに、30～40歳代の未婚率が上昇傾向にある。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によれば、町の20～40歳代の女性数は、約30年後には、今の4割程度まで減少する。
- ・全国でみると、結婚持続期間が15～19年の初婚同士の夫婦の平均出生こども数は、昭和52年以降、大きくは減少していない。
- ・結婚を希望する若者がその希望を叶えられるよう、住まいや就労の場等の生活基盤の安定を図ることが求められている。

○子育て世帯に住み続けてもらうためにも、こどもを産み育てたい環境を整える

- ・少子化が続くことは避けられない状況ではあるが、多様な子育てニーズに出来る限り対応していくことで、こどもを産み育てたい環境を整えていくことが求められる。

○働き続けられる環境を整える

- ・子育ての中心となる30歳代、40歳代の女性の就労率が高くなっており、復職のしやすさや、短時間勤務も含めて、子育てをしながら働き続けられる環境を整えていくことが求められる。

○若者が働ける環境を整える

- ・全国でみると、10歳代、20歳代の失業率は全年齢と比べても高い状況にある。就労の場の確保、収入の安定は、結婚やこどもを授かること等にも影響を及ぼすことから、若者が働きたいと思える場を整えていくことが求められる。

2 教育・保育施設の状況

- ・令和6年度の町民の保育所、認定こども園の在園児数の合計は518人です。そのうち、町内の施設利用者数の合計は504人です。また、町外からの施設利用者数の合計は109人です。
- ・町民の保育所利用人数127人に対して、認定こども園の利用者数は391人となっており、認定こども園の利用が多い状況です。

■保育所・認定こども園の利用者数合計の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所・認定こども園 利用者数合計	567	539	572	550	518
うち 町内の施設利用者数合計	531	503	542	534	504
町外からの受託児童数合計	85	95	105	108	109

※各年4月1日現在

■保育所園児数の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
久保保育所	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	50	50	57	50	46
	入所率	56%	56%	63%	56%	51%
豊津保育所	定員	80	80	80	80	80
	在園児数	45	39	42	46	40
	入所率	56%	49%	53%	58%	50%
いさやま保育園	定員	20	20	20	20	20
	在園児数	24	26	23	22	16
	入所率	120%	130%	115%	110%	80%
犀川のぞみ保育園	定員	40	40	30	30	30
	在園児数	36	28	25	22	17
	入所率	90%	70%	83%	73%	57%
犀川保育園	定員	30				
	在園児数	21				
	入所率	70%				
飛龍保育園	定員	50				
	在園児数	52				
	入所率	104%				
小計	定員	310	230	220	220	220
	在園児数	228	143	147	140	119
	入所率	74%	62%	67%	64%	54%
町外の保育所利用児童		17	16	17	9	8
保育所利用児童数合計		245	159	164	149	127
町外からの受託児童数		18	15	18	18	16

※各年4月1日現在

■認定こども園園児数の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園 Cuddle	定員		75	75	75	75
	在園児数		65	72	73	84
	入所率		87%	96%	97%	112%
認定こども園 太陽の森	定員	135	135	135	135	125
	在園児数	149	143	144	141	126
	入所率	110%	106%	107%	104%	101%
認定こども園 ポランのひろば	定員	125	125	125	125	125
	在園児数	132	129	139	137	133
	入所率	106%	103%	111%	110%	106%
城井こども園 あいあう	定員	35	35	35	35	35
	在園児数	22	23	25	25	22
	入所率	63%	66%	71%	71%	63%
認定こども園 わくわくの木 幼稚園	定員			35	35	35
	在園児数			15	18	20
	入所率			43%	51%	57%
小計	定員	295	370	405	405	395
	在園児数	303	360	395	394	385
	入所率	103%	97%	98%	97%	97%
町外の認定こども園利用児童		19	20	13	7	6
認定こども園利用児童数合計		322	380	408	401	391
うち町外からの受託児童数		67	80	87	90	93

※各年4月1日現在

■幼稚園の園児数推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
のびのび幼稚園	定員	60	60			
	在園児数	18	12			
	入所率	30%	20%			
町外の幼稚園利用児童		47	36	29	21	17
幼稚園利用児童数合計		65	48	29	21	17
うち町外からの受託児童数		1	0			

※各年4月1日現在

■令和6年度の保育所・認定こども園の各園の利用状況

【保育所】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
久保保育所	1	6	9	8	10	12	46	90
豊津保育所	2	3	9	8	11	7	40	80
いさやま保育園	0	4	4	2	3	3	16	20
犀川のぞみ保育園	1	4	1	5	2	4	17	30
合計	4	17	23	23	26	26	119	220
町外の保育所利用児童数	1	1	1	3	0	2	8	
うち町外からの受託児童数	0	6	2	3	2	3	16	

【認定こども園】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
認定こども園 Cuddle	8	16	8	18	18	16	84	75
・ 保育園部	8	16	8	11	18	12	73	60
・ 幼稚園部	0	0	0	7	0	4	11	15
認定こども園太陽の森	3	17	18	25	26	37	126	125
・ 保育園部	3	17	18	18	20	25	101	100
・ 幼稚園部	0	0	0	7	6	12	25	25
認定こども園ポランのひろば	9	17	26	23	32	26	133	125
・ 保育園部	9	17	26	18	29	22	121	110
・ 幼稚園部	0	0	0	5	3	4	12	15
城井こども園あいあう	0	4	3	6	6	3	22	35
・ 保育園部	0	4	3	4	5	0	16	20
・ 幼稚園部	0	0	0	2	1	3	6	15
認定こども園わくわくの木幼稚園	0	2	1	6	3	8	20	35
・ 保育園部	0	2	1	4	2	6	15	20
・ 幼稚園部	0	0	0	2	1	2	5	15
合計	20	56	56	78	85	90	385	395
町外の保育所利用児童数	0	0	0	5	1	0	6	
うち町外からの受託児童数	5	14	12	20	16	26	93	

【保育所・認定こども園 利用者数合計】

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
保育所・認定こども園 利用者数合計	25	74	80	109	112	118	518	615
うち町外からの受託児童数	5	20	14	23	18	29	109	

※令和6年4月1日現在

3 第2期計画の施策の実施状況

(1) 目的

第2期計画では、基本理念を「家庭と地域のふれあいのなかで こどもが健やかに生まれ育つ環境づくり」と定め、施策に取り組んできました。

こども計画策定にあたり、各施策・取組の進捗状況及び成果・課題を把握することで、計画に反映させることを目的に担当課による自己評価を行いました。

(2) 進捗状況

第2期計画では、全体で44の取組を展開しました。取組によっては、複数課が関係するものもあるため、進捗状況の総数は50となっています。

進捗状況	取組数	割合
A：十分にに取り組んでいる	23	46.0%
B：ある程度取り組んでいる	16	32.0%
C：あまり取り組めていない	7	14.0%
D：まったく取り組めていない	4	8.0%
総計	50	100.0%

担当課による進捗状況結果をみると、全体50のうち、十分にに取り組んでいるものが23、ある程度取り組んでいるものが16と、これらで全体の約8割を占める一方、あまり取り組めていないものが7、まったく取り組めていないものが4の計11あります。

また、こども計画においても継続する取組の数をみると、すべての取組が継続となっています。

(3) 自己評価結果

基本目標 1 安心とゆとりを持って子育てできるまちづくり

施策 (1) こどもと母親の健康の確保

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
A	母子健康手帳交付事業	母子健康手帳交付時に個別面談を行い、心身の状況を把握し安全に出産できるように保健指導を実施します。	子育て・健康支援課	母子健康手帳交付時に保健師や看護師による個別面談を行い、アンケート等から妊婦の心身の状況を把握し、子育てガイドを利用しながら保健指導を実施している。
A	乳幼児健康診査・相談事業	4 か月児健康診査、7 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、歯科検診等を実施するとともに、健康診査を通じ、保健師や理学療法士、歯科衛生士等による相談、指導を行います。	子育て・健康支援課	毎月実施の 4 か月児、7 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査及び内科検診等を実施するとともに、12 か月児相談を行い、保健師や管理栄養士による相談、指導を行っている。
A	妊婦健康診査、乳幼児全戸訪問事業、訪問指導事業	妊婦健康診査結果から早期発見、重症化予防のために個別指導を行います。産後うつや育児不安を抱える妊産婦へは、医療機関との連携を持ちながら、継続的に支援を行います。また、妊婦健康診査補助券を発行し、妊婦が安心して医療機関を受診することで母体・胎児の健康を図ります。	子育て・健康支援課	妊婦健康診査結果から、必要であれば電話等で体調確認を行っている。また、医療機関とも連携しながら支援が必要な妊婦の情報を共有し、母体・胎児の健康を図っている。
B	発育相談	乳幼児健診、相談等で専門的な支援が必要な乳幼児に対し、言語聴覚士、理学療法士等が個別支援を行います。個別に療育が必要な場合は、療育支援へとつなぎます。	子育て・健康支援課	乳幼児健診、保育所巡回相談等で専門的な支援が必要と判断された場合は、言葉や発達、運動発達面で臨床心理士、理学療法士が個別支援を行っている。また、臨床心理士、理学療法士と情報共有しながら、継続的な支援を行っている。
B	休日・夜間急患センター運営事業	行橋京都休日・夜間急患センターで休日・夜間の診察に対応し、病気や事故などこどもの緊急時等に素早く対応できるよう、関係機関と協議し、小児医療の充実を図ります。	子育て・健康支援課	休日・夜間の医療の場が提供できるように関係機関と協議を行い、安心した医療の提供を行っている。

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
B	子育て世代包括支援センターの設置	妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供などを行う機関として、子育て世代包括支援センターを設置します。	子育て・健康支援課	母子健康手帳交付時から不安を抱える妊産婦に対し、定期的に連絡を取り、相談や指導を行っている。
A	子ども家庭総合支援拠点の設置	児童虐待を未然に防止するために、こどもとその家庭、及び妊産婦を対象として実情の把握、専門的な相談対応、継続的なソーシャルワークの拠点を設置します。	子育て・健康支援課	子ども家庭総合支援拠点の設置については、専門職の確保が困難だったため、設置できなかった。 しかし、令和6年4月1日からは、母子保健機能、児童福祉機能を備えたこども家庭センターを設置し、こども・子育て世帯に対し、切れ目なく、もれなく支援を行っている。
B	離乳食教室	乳幼児の離乳食の時期から、正しい食習慣を身に付け、健全で豊かな食生活を送るための力（食事の自己管理能力）を養うために食育を推進します。	子育て・健康支援課	離乳食教室は令和元年度まで実施していたが、対象者の個別のニーズに対応するため、乳児健診等の機会に行う保護者への個別の栄養指導の際に、対象者に合わせた、より充実した指導を実施することに変更した。 加えて、令和5年度から、離乳食づくりの支援として、YouTubeで離乳食を作る動画の配信を開始し、自宅でも簡単に分かりやすく離乳食づくりができるような支援も行っている。
C	食育の推進	子育て支援センターなどの支援機関と「みやこ町食生活改善推進会」などの専門機関を連携させ、情報発信及び講演会、実習会などを実施できるように努めます。	子育て・健康支援課	保育所からの要望により、食生活改善推進員が保育所に出向き、親子食育教室を実施していたが、コロナ禍の影響もあり、活動の範囲が限られていた。 今後は関係機関等と連携しながら、食育の推進に努める。

施策（2）多様な教育・保育サービスの充実

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
A	保育所、認定こども園、幼稚園	待機児童が発生しないよう適切な利用定員の設定を行うとともに、保育サービスの充実を図ります。	子育て・健康支援課	期間中の待機児童数は0人であり、保育所の認定こども園化により、多様な保育ニーズに対応している。
B	一時預かり事業、延長保育事業	利用者のニーズに対応できるように事業所の確保を図ります。	子育て・健康支援課	計画と実績の数字に乖離があったが、事業としては利用者のニーズに対応できている。
B	病児・病後児保育事業等	行橋京都病児病後児保育室「アンファン」の利用の改善を図ります。	子育て・健康支援課	令和5年度から行橋京都病児病後児保育室「アンファン」の利用料の免除がされており、ホームページ等で利用案内を行っている。
B	放課後児童クラブ	放課後等にこどもたちが安全で安心して生活できる場の整備を進め、こどもの健全育成を図ります。	子育て・健康支援課	放課後や土曜日、長期休暇中のこどもの居場所として放課後児童クラブの環境整備を行い、こどもの健全育成を図っている。
B	子育て支援センター	関係機関と連携し、子育てに関する情報や問題を共有し、多様な子育てに関する問題の解決及び助言を実施します。	子育て・健康支援課	町内に3か所ある子育て支援センターで、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助の実施、子育てに関する情報提供、子育てに関する講座を実施している。乳児健診や広報紙、ホームページで子育て支援センターについて紹介をしているが、利用者数の増加がみられないことが課題である。
C	休日保育事業	日曜・祝日に保育が必要な児童への対応を図るため、休日保育の充実を図ります。	子育て・健康支援課	希望する者に対応できるよう、一部の園で実施していたが、利用者は減少傾向である。
B	教育・保育サービスの維持・向上	福岡県の保育士確保対策等を活用するとともに、幼児教育・保育従事者に研修の受講を促進し、技術・技能の向上に努めます。	子育て・健康支援課	保育園や認定こども園、児童クラブに研修の開催について周知し受講を促すことで、従事者の技術・技能の向上を図っている。

施策（3）子育てに伴う負担の軽減

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
A	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当、出産祝金等	各種手当の支給や、制度の活用により子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	子育て・健康支援課	該当する人に各種手当を支給し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図っている。
A	公費医療費助成事業	こどもがいる世帯の経済的負担を軽減するため、高校生までのこどもの医療費を助成します。	保険福祉課	出生時から高校生世代までのこどもにかかる医療費の自己負担分のうち一部負担金を除いて助成している。
A	保育料の減免	同一世帯から二人以上のこどもが入所した場合、保育料の減免を継続します。	子育て・健康支援課	令和6年度から保育料の無償化と副食費の補助を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っている。
A	就学援助制度	経済的に困っている家庭に対して、入学準備金や給食費、学用品費など就学に必要な資金を支給します。	学校教育課	経済的な理由で小・中学校への教育費の支払いが困難な家庭に対して、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費、給食費（但し、令和5・6年度は無償化）等、学校での学習に必要な費用の一部を援助している。
B	ひとり親家庭への支援の推進	母子相談員、民生・児童委員との連携を図り、ひとり親家庭への相談及び支援に努めます。	子育て・健康支援課	福岡県ひとり親サポートセンターの相談員と連携しながら、随時相談を受けたり、児童扶養手当の現況届に合わせて、ひとり親家庭への各種相談会（生活における困りごと・就業相談・養育費相談・離婚にまつわる相談等）を実施している。また、こども支援オフィスの相談員とも連携を図り、相談及び支援を行っている。今後も、関係機関と連携を図って、支援を行っていく必要がある。

施策（４）要保護児童等へのきめ細かな支援の充実

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
B	児童虐待の防止	児童虐待のおそれのある児童については、関係部署及び関係機関で児童に関する情報を共有し、適切な連携のもとで、早期発見及び適切な保護を図り、要保護児童対策地域協議会におけるケース会議の充実・強化に努めます。	子育て・健康支援課	進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、学校や保育所等から出席状況や気になる点について毎月報告してもらい、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）の中で情報共有、支援の方向性等の協議を行っている。令和６年度から要保護児童対策地域協議会（実務者会議）のメンバーに、主任児童委員、こども支援オフィスの相談員にも参加してもらい、更なる関係機関との連携に努めている。
A	みやこ町療育支援事業「たんぼぼ教室」	心身の発達に課題のある乳幼児及びその保護者に対して療育相談を実施します。	子育て・健康支援課	月に３回、乳幼児一人ひとりの発達状況及び能力に応じて効果的な療育（言語療法、心理療法及び運動療法）を行っている。
B	保育所等巡回相談事業	専門員等が保育所等を訪問し、幼児の行動観察を実施し、生活状況、成長の支援のために、町が関係機関の職員に指導助言を行い、切れ目なく相談支援を行います。	子育て健康支援課	町内の保育所等に臨床心理士と訪問し、幼児の行動観察を実施し、保育やこどもへの対応について助言等を行い、支援している。必要に応じて相談事業を案内している。
C	児童発達支援事業	１市２町（行橋市、みやこ町、苅田町）で運営している発達相談センター「ポルト」と連携し、発達相談及び医師による診断体制の充実を図ります。	子育て・健康支援課	行橋市児童発達相談センターを必要に応じ紹介しているが、その後の受診状況や経過については把握できていない。

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
A	特別支援教育に関する連携強化	対象児童・生徒の確実な実態把握に努め、日常的に保育所、学校など関係機関の連携強化を図ります。	子育て・健康支援課	保育所等の巡回相談や療育支援事業にて把握した園児については、教育委員会や学校と連携し特別支援教育の強化に努めている。
A			学校教育課	障がいのある児童生徒が自立し、社会参加するための必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努めるとともに、学校や福岡県教育委員会等、関係機関との連携強化を図っている。
A	特別ニーズがある児童・生徒への教育的支援の充実	特別支援教育コーディネーターの校内での活用を進めるとともに、個別の指導計画及び個別の支援計画の作成により、通常の学級で進める特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの校内での活用を進め、障がいのある児童生徒が安心して学べる特別支援教育の推進を図っている。

基本目標 2 こどもたちがのびのびとたくましく成長するまちづくり

施策 (1) 楽しく充実した学校生活を過ごせる教育環境の整備

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
A	少人数学級推進事業	35 人少人数学級、複式対応、チームティーチングによるきめ細やかな授業等により学力の向上を図ります。	学校教育課	福岡県配置の教員とは別に、町が独自に雇用した常勤・非常勤講師を配置し、児童生徒へのきめ細やかな指導を行い、確かな学力の育成を図っている。
A	小中連携事業	義務教育 9 年間を見通した系統性、一貫性のある教育のため、小中連携教育を推進します。	学校教育課	小中連携教育研究指定校事業に取り組むとともに、体験入学・出前授業等を通じて、中学校に進学後、一人ひとりがスムーズに適応できるよう努めている。
C	家庭、地域連携事業	家庭における児童生徒の学ぶ意欲や基本的生活習慣の定着を図ります。	生涯学習課	家庭教育支援総合推進事業により、各学校で行う関連講演会等への経費を助成しているが、生活習慣の指導等は取り組めていない。
A	教職員研修事業	課題に応じたみやこ町独自の研修の実施による教職員の指導力の向上を図ります。	学校教育課	校長研修会、教頭研修会、主幹教諭・教務担当研修会等を行うとともに、若年教員指導教員等連絡会議等を開催し、教職員の指導力の向上と、その支援に努めている。
A	いじめ防止対策	心の教育、定期的ないじめに関するアンケートの実施等により、いじめに対する早期発見・早期解決を図ります。	学校教育課	みやこ町いじめ防止基本方針（平成 28 年 4 月制定・令和 5 年 11 月改定）、みやこ町いじめ防止対策の推進に関する条例（令和 5 年 4 月施行）、みやこ町いじめ問題対策連絡協議会等運営規則（同年 9 月施行）を制定し、町、学校、家庭及び関係各位が連携して、いじめ防止のための対策を推進している。
A	行橋適応指導教室利用事業	学校との連携により指導教室へ入室を希望する児童生徒を支援します。	学校教育課	行橋市教育委員会と協定を締結し、みやこ町の小中学校に在籍する不登校児童生徒に対して、行橋適応指導教室が行う学校復帰プログラムを受けられるよう体制を整えている。

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
A	スクールカウンセラー派遣事業	いじめや不登校など子どもや保護者からの相談には、スクールカウンセラー、スクールアドバイザーによるカウンセリングの充実・強化を図ります。	学校教育課	各小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒が抱える様々な課題について解決のための助言や指導等を行っている。また、福岡県のスクールソーシャルワーカー配置事業に取り組み（令和5・6年度）、関係機関等とのネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の支援、保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供を行っている。

施策（2）子どもたちが様々な活動や体験にチャレンジできる環境整備

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
D	遊び場の確保	児童遊園・児童公園だけでなく、地域住民の協力を得ながら、子どもたちが安心して遊ぶことのできる場の整備に努めます。	子育て・健康支援課	児童遊園・児童公園以外に、子どもたちが安心して遊ぶことのできる場の整備ができなかった。
B			生涯学習課	社会教育施設、体育施設の適切な維持管理を行い、特に無料開放施設についても安全に留意して点検等を行っている。
C	こどもたちの活動・体験の環境づくり	地域住民や各種組織・団体が一体となって、子どもたちが様々な活動を体験できる環境（機会・場所）づくりのあり方について検討します。	子育て・健康支援課	未就園児においては、町内に3か所ある子育て支援センターにおいて、様々な活動を体験できる環境づくりを行っているが、一部子育て支援センターの利用者数が少ない現状がある。
B			生涯学習課	子ども会事業、ジュニアリーダー事業、読書会、海洋性レクリエーション体験活動等を実施している。

基本目標 3 地域全体で子育てを支えるまちづくり

施策（1）子育てネットワークの構築

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
D	子育て支援グループのネットワーク化	子育ての仲間づくりや情報交換を目的とした自主グループやボランティアグループのネットワーク化を図り、地域住民が一体となった子育て支援活動ができる体制の整備を進めます。	子育て・健康支援課	同年代のこどもを育てている親、祖父母の仲間づくりや情報交換の場として、町内3か所の子育て支援センターがあるが、自主グループやボランティアグループの把握はできておらず、ネットワーク化、体制の整備はできていない。

施策（2）こども等の安全の確保

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
A	子ども見守り事業	地域のボランティアによる「安全見守り隊」、こどもがトラブルに巻き込まれそうになった時に、助けを求めて駆け込める「子ども110番の家」への登録を促進し、こどもたちの安全・安心の確保を図ります。	学校教育課	「安全見守り隊」「子ども110番の家」の登録者と協力して、児童生徒の安心安全の確保に努めている。
A	学校情報配信事業	「安心メール」によって、各学校からの情報を保護者等にいち早く配信できるシステムの充実・強化を図ります。	学校教育課	「すぐメール」を活用して、安全情報（不審者等の防犯情報・自然災害等による危険情報）、学校行事等の臨時情報（感染症による休校等）を、保護者等に対して速やかに配信している。
A	通学路の安全性の確保	地域の要請を受けて、関係機関との協議のもとで、歩道空間の確保、カーブミラー等の設置を行います。	学校教育課	警察、道路管理者、学校等で構成する「みやこ町通学路安全推進協議会」を開催し、危険箇所の確認と改善の協議を行って、通学路の安全対策を推進している。
B	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設の新設・改修に関しては、子育て世帯にやさしい施設整備を目指し、福岡県のバリアフリー基準に沿って整備を行います。	総務課	既存の施設の老朽化に伴い、改修のタイミングに合わせて、福岡県の基準に沿って整備の検討を行っていく予定である。
C			保険福祉課	
A			学校教育課	
B			生涯学習課	

施策（3）子育てと仕事の両立の推進

進捗状況	取組	内容	課名	進捗状況の説明（成果・課題）
C	男女共同参画社会に向けた取組の推進	第2次みやこ町男女共同参画基本計画に基づき、安心して仕事と出産・育児の両立ができるよう社会環境の整備に努めるとともに、出産後の育児や家事を男女がともに担えるよう啓発します。	総務課	男女共同参画基本計画に基づき、関連情報の提供や、専門講師による定期的な講演会の開催等に取り組んでいるが、講演会への参加者は伸び悩んでおり、効果的な啓発が行えていない状況にある。
D	子育てと仕事の両立に関する啓発の充実	関係課と連携し、子育てと仕事の両立に向けた地域社会全体の支援について、広報紙やホームページにより啓発します。	子育て・健康支援課	母子健康手帳交付時に副読本や子育てガイドを配布し、働く女性・男性のための様々な制度や保育施設等について情報提供しているが、十分には行えていない状況にある。
D	事業所における子育て支援の促進	育児休業が取得しやすい職場環境づくり、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所（企業）における子育てへの支援を促進します。	子育て・健康支援課	事業所等にむけての子育て支援の促進については、実施できていない。

4 第2期計画の地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 事業概要

第2期計画策定時点において、子ども・子育て支援法に定められている、市町村が地域の実情に応じてこどもや子育て家庭等を対象に実施する事業は、次の13事業がありました。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

上記のうち、次の事業は、見込量算出の対象となっていません。

「⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業」

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

「⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

第2期計画期間中の各事業の概要及び量の見込に対する実績については、次のとおりです。

(2) 第2期計画における事業実績

①利用者支援事業

【事業概要】

- ・教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【実績】

単位：か所（設置か所数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
設置実績	1	1	1	1	1

- ・令和2年度から、子育て・健康支援課に「子育て世代包括支援センター」を設置していましたが、令和6年度からは「こども家庭センター」を設置し、事業強化を図っています。

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業概要】

- ・乳幼児とその保護者が集まり、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供・助言、その他の支援を行う事業です。

【対象者】

- ・小学校就学前児童とその保護者等

【実績】

単位：回（月あたり平均延べ回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	230	231	231	232	232
利用実績	53	86	74	93	

③妊婦健康診査事業

【事業概要】

- ・妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【対象者】

- ・妊婦

【実績】

単位：回（年間延べ回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	855	826	787	758	728
利用実績	1,152	986	1,020	808	

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

【対象者】

- ・生後4か月までの乳児とその保護者

【実績】

単位：人（年間実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	71	69	66	63	61
利用実績	60	69	64	56	

⑤養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導や助言などを行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

【対象者】

- ・児童やその家庭

【実績】

単位：人（年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28	27	26	25	24
利用実績	29	15	14	16	

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

- ・保護者の病気などの事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合において、こどもを児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

【対象者】

- ・0歳児～18歳児

【実績】

- ・町内には児童養護施設等がなく、現在実施していませんが、必要な場合は児童相談所と連携し、一時保護として実施しています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

・乳幼児や小学生などのこどもがいる保護者を会員として、こどもの預かりなどの援助を希望する保護者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

【対象者】

・0歳児～小学校6年生

【実績】

・本町では、現在実施していません。

⑧一時預かり事業

1) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり）

【事業概要】

・家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園、認定こども園の在園児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【対象者】

・3歳児～5歳児

【実績】

【1号認定】保育の必要なしで教育を希望

単位：人（年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	123	119	116	112	110
利用実績	0	0	0	0	

【2号認定】保育の必要あり

単位：人（年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,187	5,992	5,846	5,651	5,521
利用実績	490	591	437	440	

2) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

【事業概要】

・通常の利用時間以外に、保育認定を受けていないこどもに対し、保育所等で保育を行う事業です。

【対象者】

・0歳児～5歳児

【実績】

単位：人（年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	56	48	40	34	29
利用実績	170	79	15	79	

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

- ・認定こども園や保育所などで、保育認定を受けたこどもを通常の利用日の利用時間や利用日以外で、保育を実施する事業です。

【対象者】

- ・0歳児～5歳児

【実績】

単位：人（年間実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	26	27	28	30	31
利用実績	19	23	25	19	

⑩病児・病後児保育事業

【事業概要】

- ・急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

【対象者】

- ・生後4か月児～小学校6年生まで

【実績】

単位：人（年間実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66	66	66	66	66
利用実績	2	4	7	9	

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- ・保護者が就労などのために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に施設を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【対象者】

- ・小学校1年生～6年生

【実績】

単位：人（年間実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	293	309	325	342	358
利用実績	249	247	254	260	

5 計画策定に係るアンケート調査結果の概要

(1) 調査の種類と目的、回収状況

こども計画策定に際して、下記の5つのアンケート調査を実施しました。

調査の種類	目的	調査対象	配布	回収	回収率
こども・若者の意識と生活に関する調査	町内在住の16～30歳のこども・若者のこども・子育てへの意識や生活に関する現状を把握し、施策検討の基礎資料とする（ひきこもり状況の把握、結婚・出産に関する意識調査等を兼ねる）	①16～30歳 （無作為抽出）	1,200	282	23.5%
こどもの生活に関する実態調査	町内の小中学校に通うこども及びその保護者のこども・子育てへの意識や生活に関する現状を把握し、施策検討の基礎資料とする（こどもの貧困・ヤングケアラーの把握等を兼ねる）	②小学校5年生～ 中学校3年生	715	514	71.9%
		③同上の保護者	715	320	44.8%
こども・子育て支援に関するニーズ調査	町内在住の未就学児及び就学児の保護者に対して、子育て支援に関するニーズ等を把握し、今後の施策検討、事業量算定の基礎資料とする	④未就学児の 保護者	384	239	62.2%
		⑤小学生の 保護者	378	166	43.9%
合計			3,392	1,521	44.8%

※グラフ上の数値は、四捨五入しており、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

※各調査のグラフ中の「n」は母数、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を示します。

(2) 調査期間

①④⑤は、令和6年7月1日（月）から7月26日（金）の期間で実施。

②③は、令和6年7月1日（月）から7月19日（金）の期間で実施。

(3) 調査方法

調査対象者に対して、①は郵送とオンラインの併用、②は基本的に各学校でタブレットによる回答、③は各学校を通じて調査票を配布・回収、④⑤は基本的に郵送または、保育所、認定こども園を通じて調査票の配布・回収を行いました。

(4) 各アンケート調査の結果（一部抜粋）

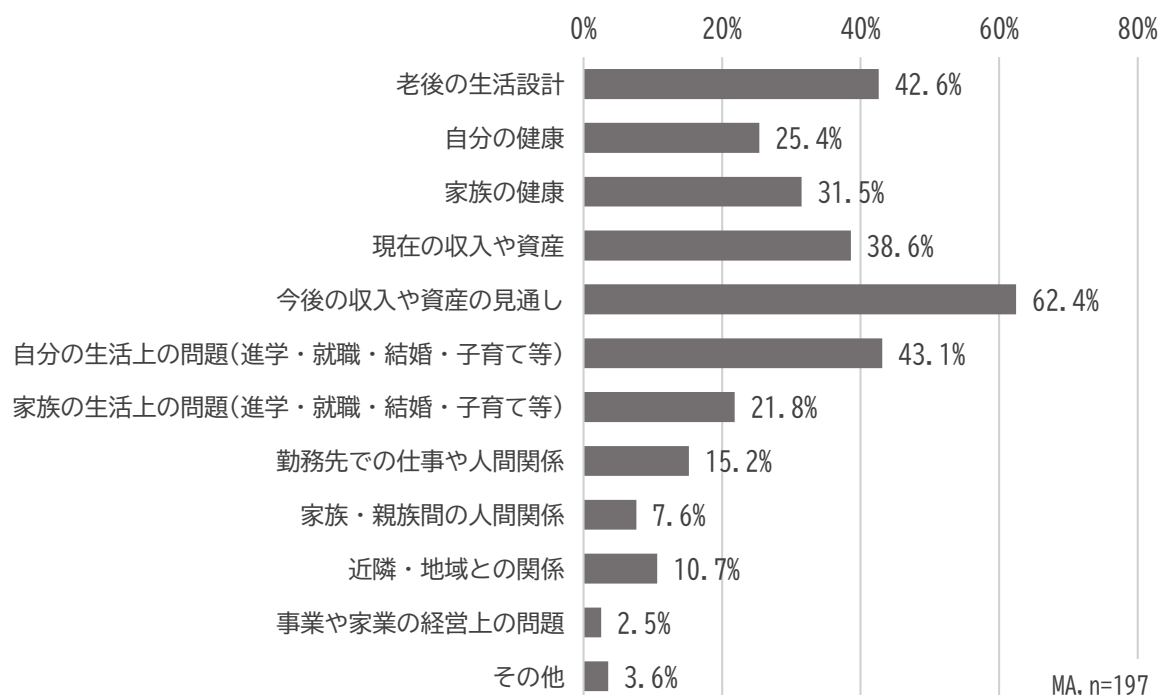
①こども・若者の意識と生活に関する調査

本調査結果から、こども・若者のこども・子育てへの意識や生活に関する内容をまとめると、次のとおりです。

- 将来への不安は約7割が「ある」と回答しており、その内容として、「今後の収入や資産の見通し」が最も高く、次いで「自分の生活上の問題」、「老後の生活設計」、「現在の収入や資産」となっており、**現在だけでなく、将来も含めて、経済面で不安**を感じている。

問 あなたは将来のことで不安なことはありますか。
また「ある」を選んだ方は、将来にどんな不安を感じていますか。

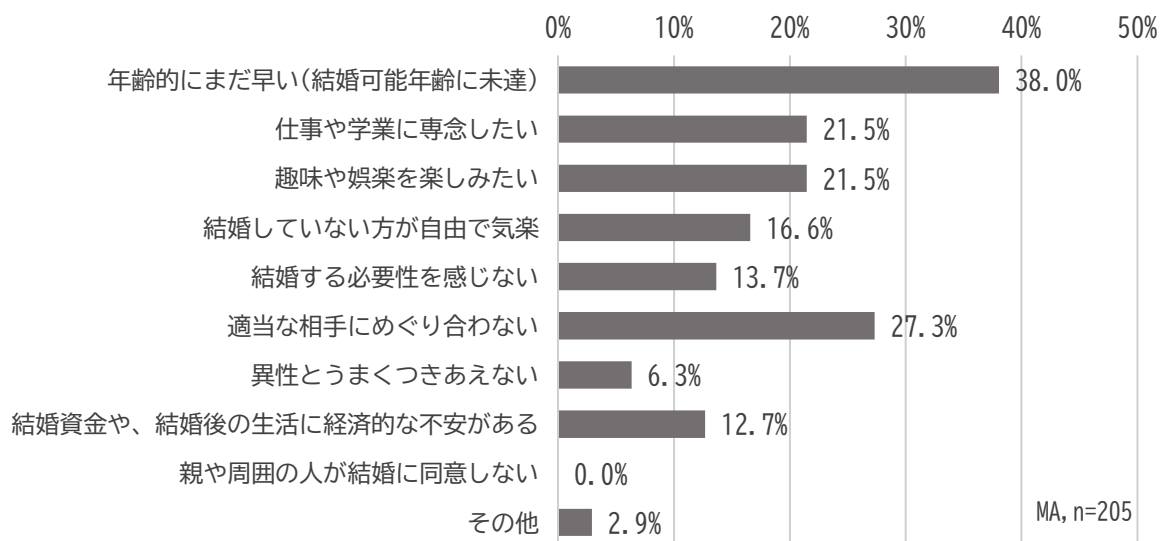
- ・将来に対する不安は「ある」が約7割。そのうち、不安の内容は、「今後の収入や資産の見通し」の割合が最も高く62.4%、次いで「自分の生活上の問題（進学・就職・結婚・子育て等）」が43.1%、「老後の生活設計」が42.6%、「現在の収入や資産」が38.6%である。



- 現在の婚姻状況は約7割が結婚しておらず、未婚または独身でいる理由として「適当な相手にめぐり合わない」が3割弱であった。しかしながら「結婚意向有り」は6割強と高く、結婚を決めるタイミングは、「収入や住居など結婚生活のための経済的基盤ができた時」が4割強、「一緒に暮らしたいと思った時」が4割弱であった。

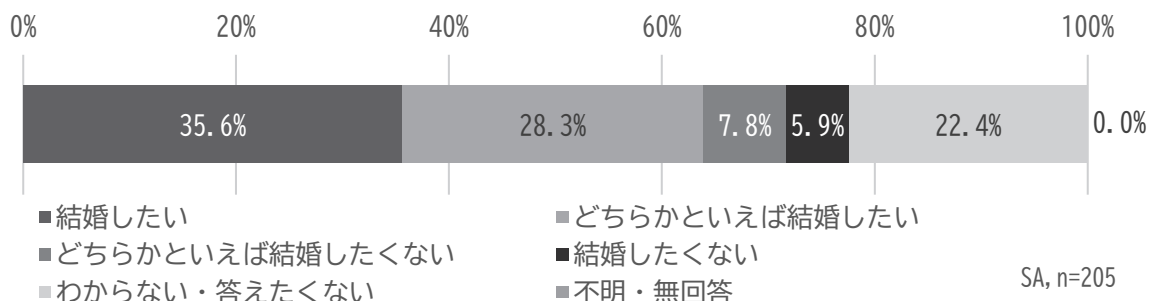
問 あなたが現在、未婚または独身でいる理由をお答えください。

- ・未婚または独身でいる理由は、「年齢的にまだ早い（結婚可能年齢に未達）」の割合が最も高く38.0%、次いで「適当な相手にめぐり合わない」が27.3%、「仕事や学業に専念したい」、「趣味や娯楽を楽しみたい」がそれぞれ21.5%である。



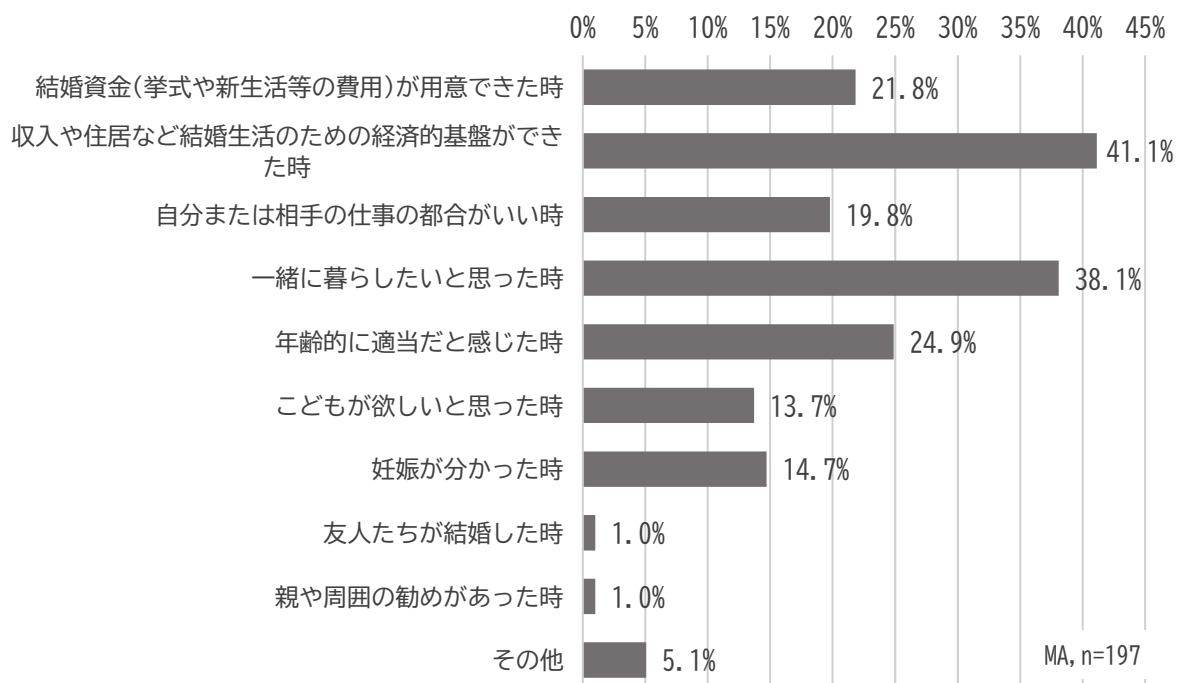
問 あなたは今後、結婚したいと思いますか。

- ・結婚意向は、「結婚したい」の割合が最も高く35.6%、次いで「どちらかといえば結婚したい」が28.3%、「わからない・答えたくない」が22.4%である。
- ・「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」を合わせた「結婚意向有り」は63.9%、「どちらかといえば結婚したくない」と「結婚したくない」を合わせた「結婚意向無し」は13.7%である。



問 あなたが結婚を決める（決めた）タイミングや条件についてお答えください。

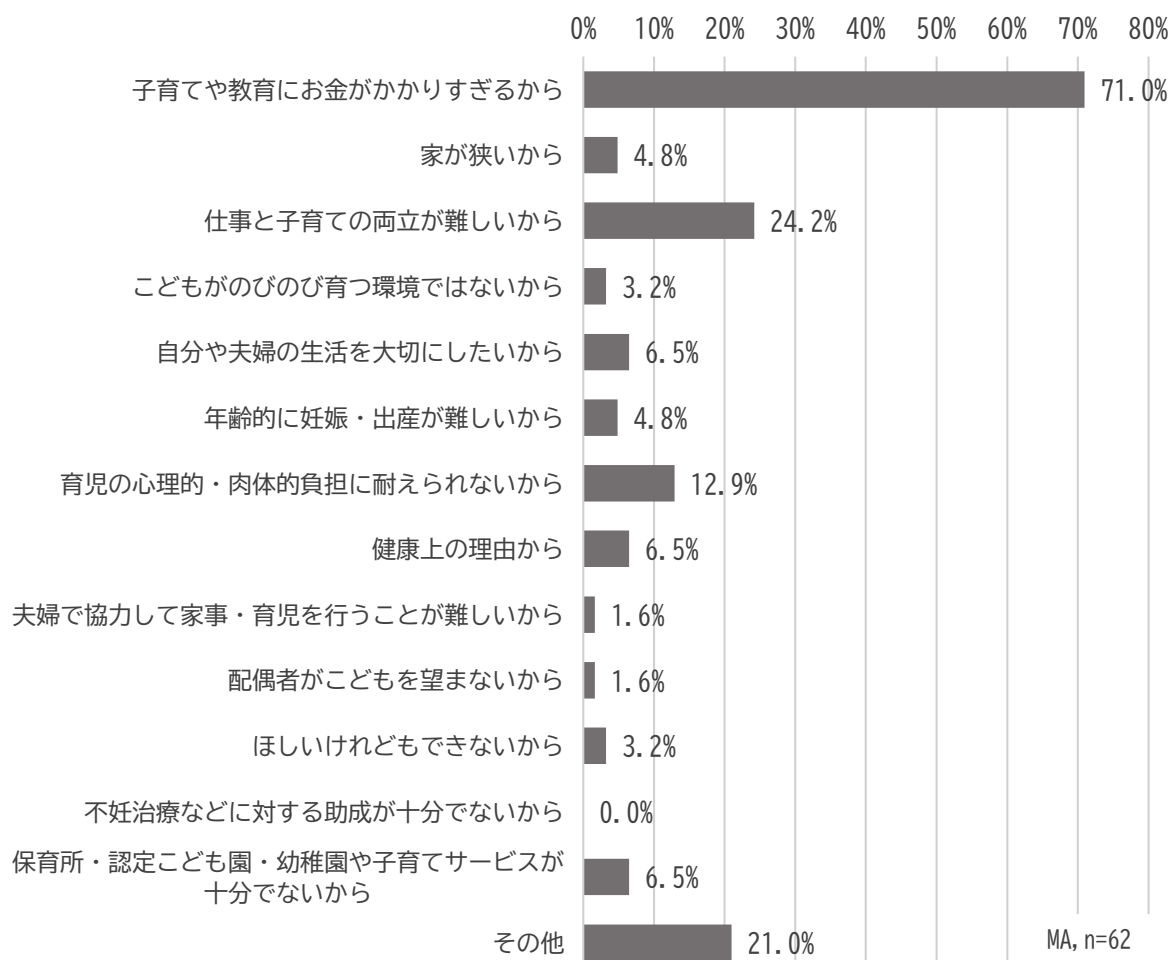
- ・結婚のタイミングや条件は、「収入や住居など結婚生活のための経済的基盤ができた時」の割合が最も高く 41.1%、次いで「一緒に暮らしたいと思った時」が 38.1%、「年齢的に適当だと感じた時」が 24.9%である。



- 理想とするこどもの人数を「持てない」と思う理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が**7割強**である。

問 理想とする人数のこどもを持てそうにないと思う理由をお答えください。

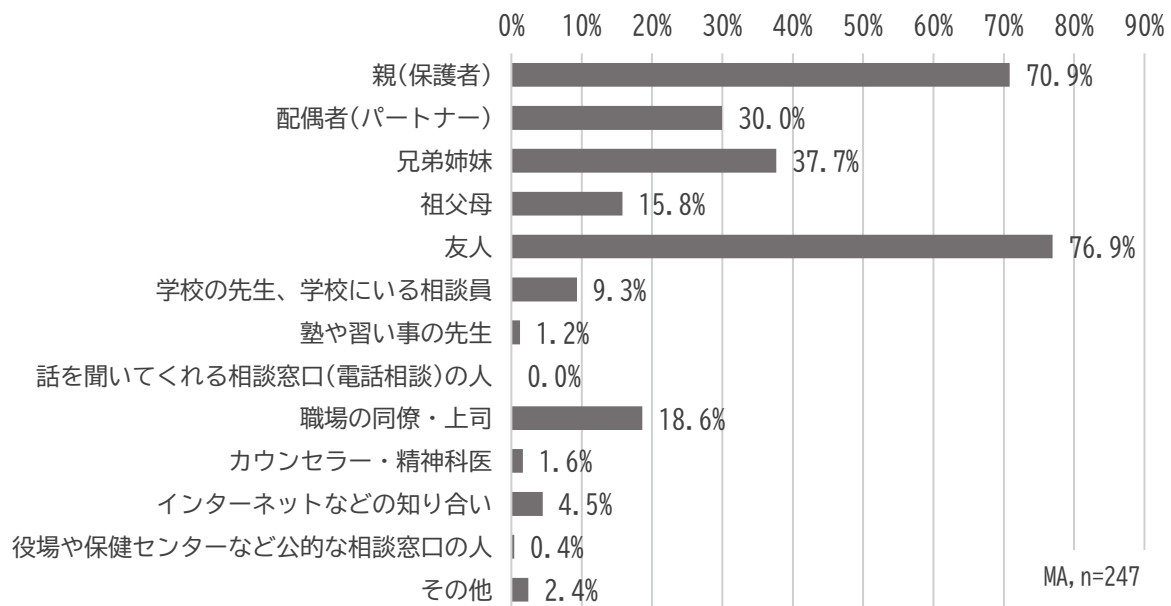
- ・理想とする人数のこどもを持てない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が最も高く71.0%で、他の項目と比べて高い割合である。
- ・次いで、「仕事と子育ての両立が難しいから」が24.2%である。



- **9割弱が相談、悩みを話せる人**がいると回答しており、相談先としては「友人」、「親（保護者）」が7割以上と、**身近に相談する相手**がいる状況が伺える。
- 公的に相談する場合に相談先に望むことは「**秘密が守られる**」が**6割強**を占める。

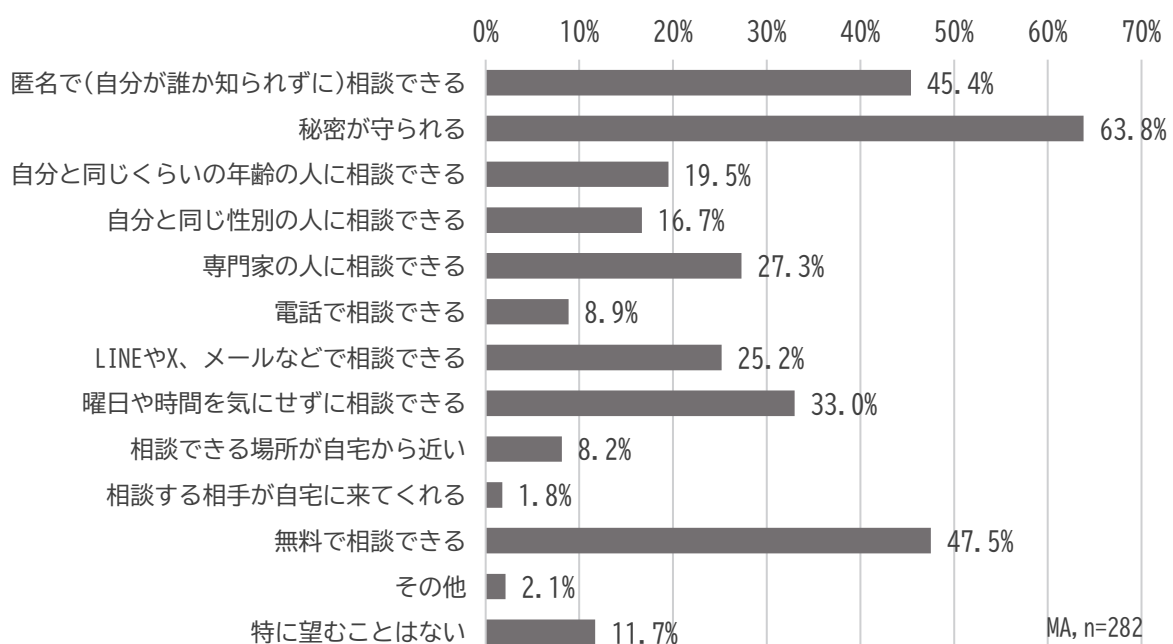
問 あなたが困ったときに相談したり、悩みを話せる人は誰ですか。

- ・相談、悩みを話せる人については、「友人」の割合が最も高く76.9%、次いで「親（保護者）」が70.9%で、これら2つの項目は他と比べて割合が高い。次いで、「兄弟姉妹」が37.7%である。



問 あなたは家族や友人以外で、公的に相談するとしたら、相談先にどのようなことを望みますか。

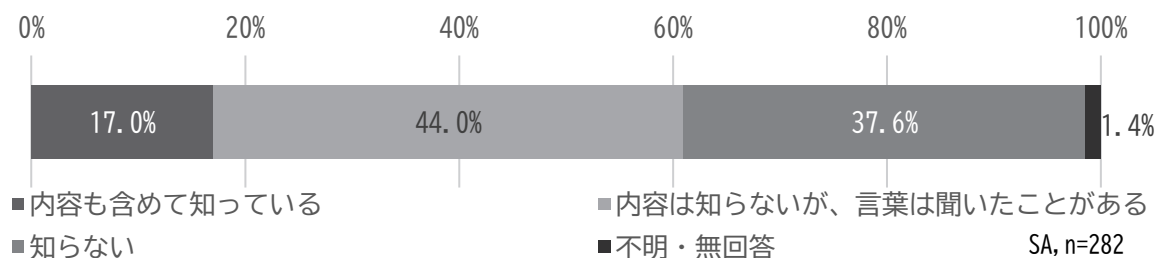
- ・相談先に望むことは、「秘密が守られる」の割合が最も高く63.8%、次いで「無料で相談できる」が47.5%、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が45.4%である。



- こどもの権利について、「何らか知っている、聞いたことがある」が 6 割強を占める一方、「知らない」も 4 割弱を占める。

問 すべてのこどもには「意見を表明する権利」があることを知っていますか。

- ・こどもの権利の認知状況は、「内容は知らないが、言葉は聞いたことがある」の割合が最も高く 44.0%、次いで「知らない」が 37.6%、「内容も含めて知っている」が 17.0%である。
- ・「内容も含めて知っている」と「内容は知らないが、言葉は聞いたことがある」を合わせた「何らか知っている、聞いたことがある」が、61.0%を占める。



これらの結果から、次のような点を踏まえる必要があります。

- 結婚・こどもを持つことにおいては、経済面の不安をなくすことや、出会いの場等、個々の段階に応じた支援が必要である。
- 困り事等の相談先には、秘密が守られることに加えて、無料で相談できる、匿名で相談できることを望んでおり、相談支援においては、これらを考慮する必要がある。
- こどもの権利について、「知らない」が 4 割弱であり、内容を含めて周知を図る必要がある。

この調査は、ひきこもりの状況を把握することも目的としています。

今回の調査結果から、国の調査を参考にひきこもりの状況を求めると、以下のとおりです。

	該当者数	有効回収数に占める割合
みやこ町	3 名	1.06%
参考：国調査	144 名	2.05%

国の調査と比べると、有効回収数に占める割合は低いです。しかし、同一の定義を一律にあてはめた結果であり、実際には必ずしもひきこもり状態にはない人が含まれている可能性があります。また、ひきこもりの状態にある人が除かれている可能性があります。

※国の調査とは、「令和 4 年度こども・若者の意識と生活に関する調査」を指します。国の調査は、10～14 歳、15～39 歳、40～60 歳を対象として行っていますが、このうち、本調査と比較しているのは 15～39 歳を対象としたものです。

②こどもの生活に関する実態調査（小学校５年生～中学校３年生）

この調査は、こどもの生活実態を把握するとともに貧困に関する実態及びヤングケアラーの実態を把握する目的もあります。

国の調査では、以下のような実態が明らかになっています。

【こどもの貧困】

ひとり親世帯は…

- ・「学校の授業以外で勉強はしない」と回答した割合が高い
- ・学校がある日に授業以外の勉強を「まったくしない」と回答した割合が高い
- ・学校の授業について「わからない」と回答した割合が高い
- ・部活動等に「参加していない」と回答した割合が高く、その理由として「費用がかかるから」と回答した割合が高い
- ・進学希望として「高校まで」と回答した割合が高く、その理由として「家にお金がないと思うから」「早く働く必要があるから」の割合が高い
- ・「朝食」や「夏休みや冬休み等の期間の昼食」について「毎日食べる」と回答した割合が低い
- ・相談できる相手に関して「相談しない」と回答した割合が高い
- ・生活満足度が低い

【ヤングケアラー】

家族の世話をしていると回答したこどもは…

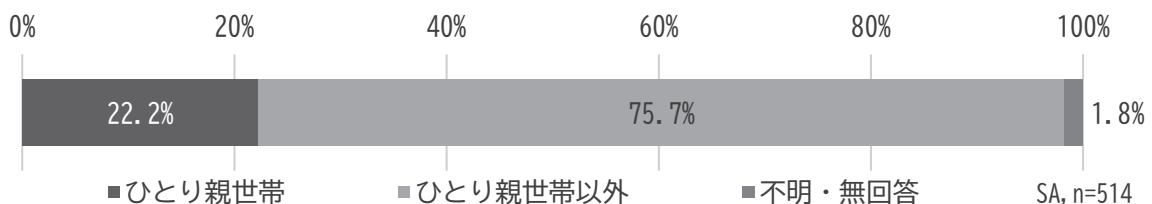
- ・学校を欠席、また、遅刻や早退を「たまにする・よくする」と回答している割合が高い
- ・学校生活において「授業中に寝てしまうことが多い」「宿題ができていないことが多い」「持ち物の忘れ物が多い」「提出物を出すのが遅れることが多い」といった項目に該当する割合が高い
- ・世話に費やす時間が長時間になるほど、学校生活等への影響が大きく、本人の負担感も重い
- ・学校や周りの人にしてもらいたいことについて「自由に使える時間がほしい」「勉強を教えてほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」との回答が目立つ

上記を踏まえて、改めて今回の調査結果をみると、次のとおりです。

【ひとり親世帯】

- 本調査で、ひとり親世帯に該当する世帯は **114 世帯 (22.2%)** であった。

問 世帯の状況について



- 学校の授業以外の1日あたりの勉強時間について、「学校がある日に授業以外の勉強をまったくしない」が全体10.1%に対して、16.7%と5ポイント以上高い。

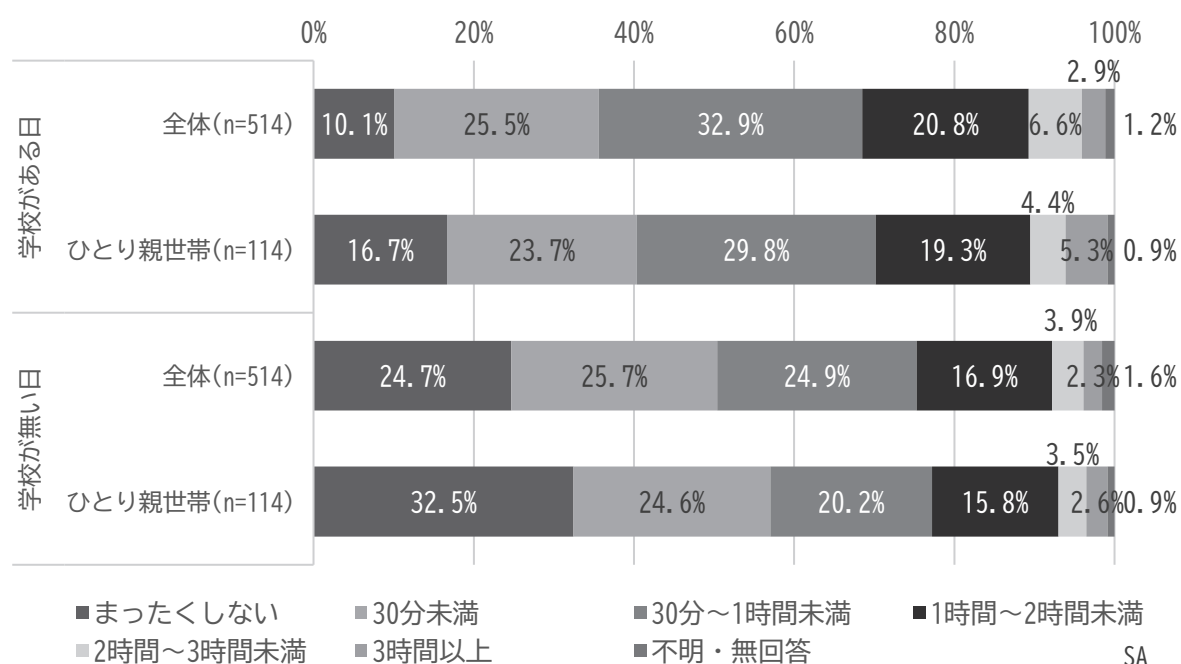
問 ふだん学校の授業以外の1日あたりの勉強時間についてお答えください。

【学校がある日】

- ・勉強時間は、学校がある日で「30分～1時間未満」の割合が最も高く32.9%である。
- ・ひとり親世帯で「まったくしない」が16.7%と、全体と比べて5ポイント以上高い。

【学校が無い日】

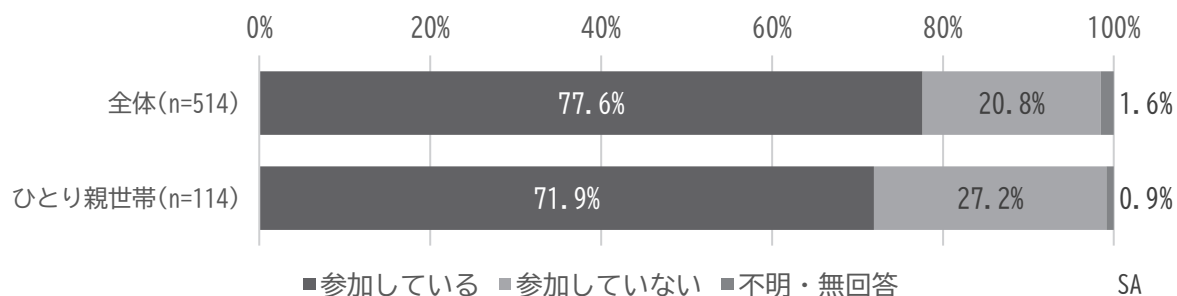
- ・勉強時間は、学校が無い日では「30分未満」の割合が最も高く25.7%である。
- ・ひとり親世帯で「まったくしない」が32.5%と、全体と比べて5ポイント以上高い。



- 部活動の参加状況は、「参加している」が全体 77.6%に対して、71.9%と 5 ポイント以上低い。

問 あなたは、学校の部活動や習い事に参加していますか。

- ・部活動や習い事は、「参加している」が 77.6%、「参加していない」が 20.8%である。
- ・ひとり親世帯で「参加している」が 71.9%と、全体と比べて 5 ポイント以上低い。

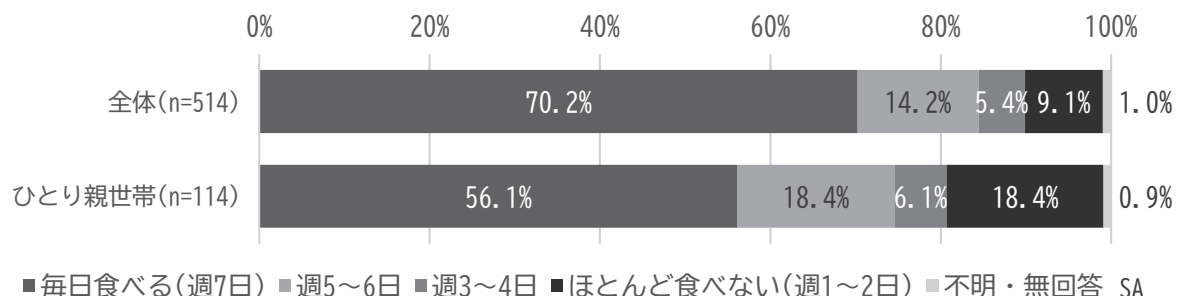


- 食事の状況は、「朝食」と「休日や長期休暇の昼食」について、「毎日食べる」が、全体がそれぞれ 70.2%、75.7%に対して、56.1%、69.3%と低い。

問 週の食事の状況をお答えください。

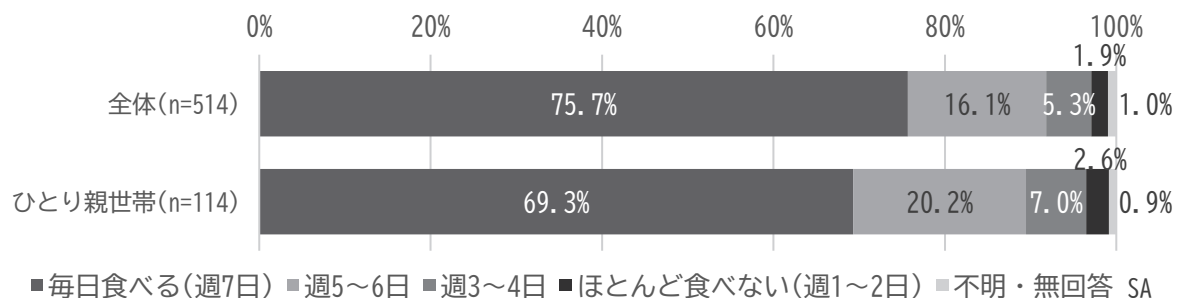
【朝食】

- ・朝食の状況は、全体で「毎日食べる」が 7 割以上であり、「ほとんど食べない」が 9.1%である。
- ・ひとり親世帯で「ほとんど食べない」が 18.4%と、全体と比べて 5 ポイント以上高い。



【休日や長期休暇の昼食】

- ・休日や長期休暇の昼食の状況は、全体で「毎日食べる」が 75.7%であり、「ほとんど食べない」が 1.9%である。
- ・ひとり親世帯では「毎日食べる」が 69.3%と、全体と比べて 5 ポイント以上低い。

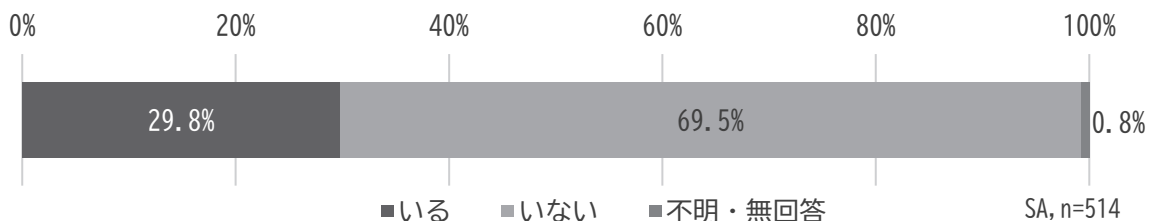


【ヤングケアラー（お世話をしていると回答）】

- 本調査で、家族の中にお世話をしている人が「いる」は29.8%であった。世話の内容をみると、「家事」が43.1%を占めるが、「兄弟姉妹の世話や送り迎えなど」(28.1%)、や「入浴やトイレのお世話」(24.8%)も一定割合ある。

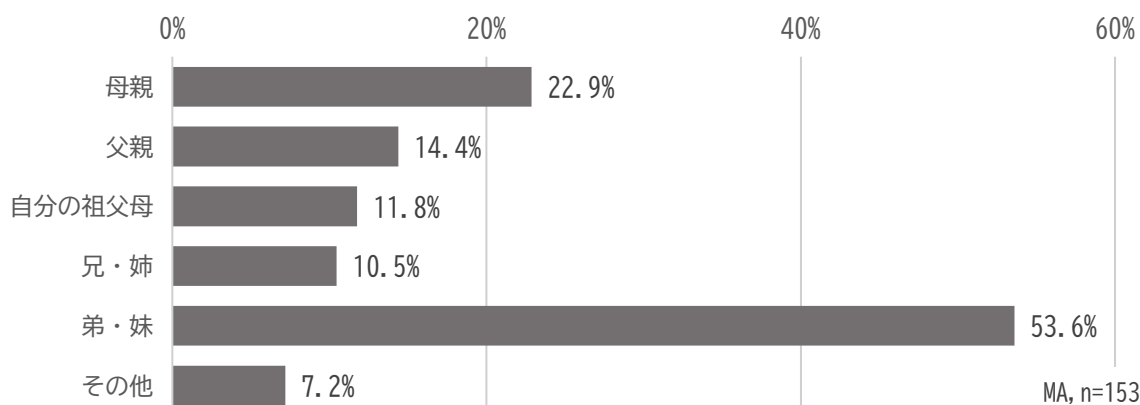
問 家族の中に、あなたがお世話している人はいますか。

- ・回答者がお世話をしている人は、「いる」が29.8%、「いない」が69.5%である。



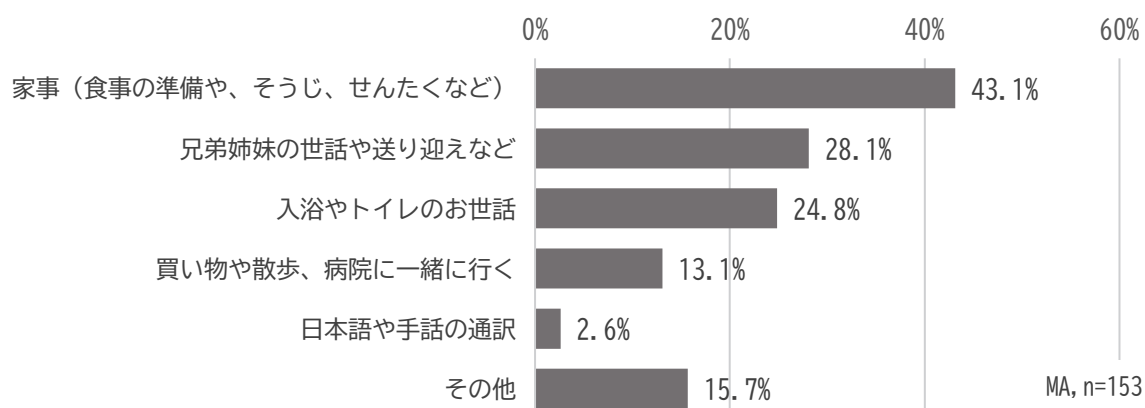
問 お世話を必要としている人についてお答えください。

- ・お世話を必要としているのは、「弟・妹」の割合が最も高く53.6%、次いで、「母親」が22.9%、「父親」が14.4%、「祖父母」が11.8%である。
 ・その他の回答は、「いとこ」との回答があった。



問 お世話の内容をお答えください。

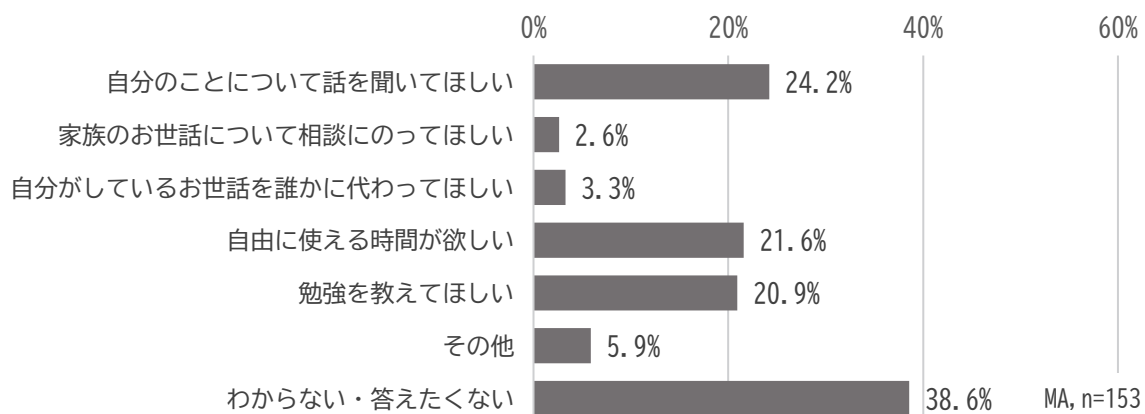
- ・お世話の内容は、「家事（食事の準備や、そうじ、せんたくなど）」の割合が最も高く43.1%、次いで、「兄弟姉妹の世話」が28.1%、「入浴やトイレのお世話」が24.8%である。
 ・その他の回答は、「一緒に遊ぶ」や「着替え」等の回答があった。



- 「学校や周りの人にしてもらいたいこと」をみると、「自分のことについて話を聞いてほしい」が 24.2%、「自由に使える時間が欲しい」が 21.6%、「勉強を教えてほしい」が 20.9%となっており、一定程度、学校生活等に影響を及ぼし、かつ、本人の負担になっている状況が伺える。

問 あなたが学校や周りの人にしてもらいたいことはどんなことですか。

- ・してほしいことは、「わからない・答えたくない」の割合が最も高く 38.6%、次いで、「自分のことについて話を聞いてほしい」が 24.2%、「自由に使える時間が欲しい」が 21.6%、「勉強を教えてほしい」が 20.9%である。
- ・その他の回答は、「特になし」や「頼ってほしい」、「遊んでほしい」等の回答があった。

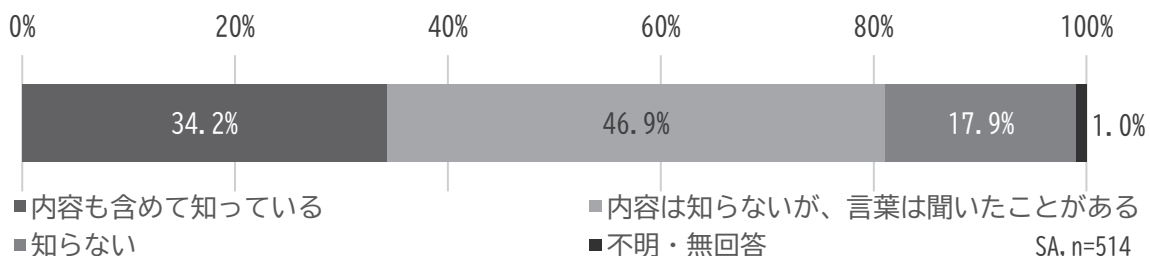


【こどもの権利について】

- こどもの権利について、「何らか知っている、聞いたことがある」が 8 割強を占める一方、「知らない」も 2 割弱を占める。

問 こどもにも権利（あたりまえに守られるもの）があることを知っていますか。

- ・認知状況は、「内容は知らないが、言葉は聞いたことがある」の割合が最も高く 46.9%、次いで、「内容も含めて知っている」が 34.2%、「知らない」が 17.9%である。
- ・「内容も含めて知っている」と「内容は知らないが、言葉は聞いたことがある」を合わせた「何らか知っている、聞いたことがある」が、81.1%を占める。



これらの結果から、次のような点を踏まえる必要があります。

- 国の調査結果で明らかになった「こどもの貧困」や「ヤングケアラー」の実態について、みやこ町においても一部確認できた。
- こどもの貧困は、親の影響を直接的に受けると言える。保護者調査結果とあわせて、特にひとり親世帯に着目し、支援策を検討していく必要がある。
- ヤングケアラーについては、国の調査では、「世話をしている」人は、学校生活にも影響を及ぼしており、世話に費やす時間が長時間になるほど、学校生活等への影響が大きく、本人の負担感も重くなる結果が出ている。
- 上記のような兆候がみられるヤングケアラーと思われるこどもを、こどもの生活の中心である学校等にて早期に発見し、関係機関につないでいくことが重要である。また、ひとり親世帯、ヤングケアラーと思われるこどもとともに、その世帯に対しての包括的な支援が必要であり、関係各課が連携して支援策を検討することが重要である。
- こどもの権利について、「知らない」が2割弱であり、内容を含めて周知を図る必要がある。

③こどもの生活に関する実態調査（小学校５年生～中学校３年生の保護者）

この調査は、こども及びその保護者の生活実態を把握するとともに家庭の貧困に関する実態を把握する目的があります。

貧困を示す指標として国の調査では、等価世帯収入別でクロス集計をしており、本調査でも等価世帯収入を算出し、等価世帯収入中央値の２分の１未満を貧困世帯として使用しています。

算出方法

- ・年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50 万円未満」であれば 25 万円、「50～100 万円未満」であれば 75 万円とする。なお、「1000 万円以上」は 1050 万円とする。）
- ・上記の値を、今回の調査で把握された同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- ・上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その２分の１未満であるか否かで分類した。

みやこ町の算出結果…等価世帯収入中央値：268.33 万円 中央値の２分の１：134.16 万円

【家庭の貧困】

国の調査では、以下のような実態が明らかになっています。

等価世帯収入が中央値の２分の１未満世帯やひとり親世帯は…

- ・現在の暮らしの状況で「苦しい」と回答した割合は、全体の２倍
- ・「食料や衣服が買えなかった経験」や「公共料金の未払い」が生じている割合が高い
- ・母親・父親が働いていない理由として「病気や障がいのため」の割合が高い
- ・収入の水準や世帯の状況は「こどもとの関わり方」の状況の際にも関連する
- ・こどもが将来どの段階まで進学するか希望・展望で「大学またはそれ以上」の割合が低い
- ・こどもの進学段階で「高校まで」と考える理由として、「家庭の経済的な状況」の割合が高い
- ・頼れる人がいないと回答した割合が高い

上記を踏まえて、改めて今回の調査結果をみると、次のとおりです。

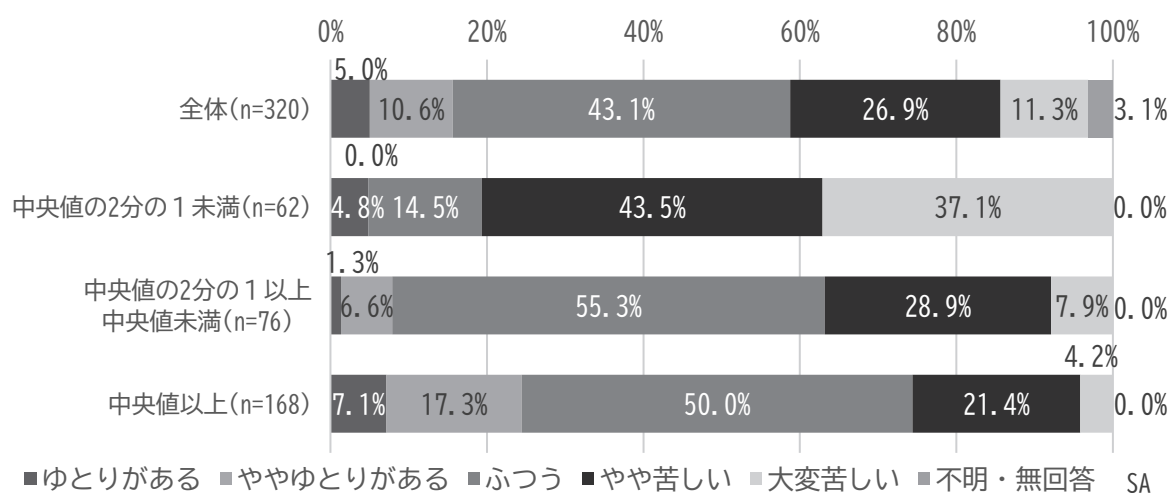
- 本調査で、等価世帯収入が中央値の２分の１未満世帯は **62 世帯（19.4%）**であった。

【等価世帯収入が中央値の2分の1未満世帯について】

- 現在の暮らしの状況で「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせて「**苦しい**」が**全体 38.2%**に対して、**80.6%と2倍以上高い。**

問 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

- ・暮らしの状況は、「ふつう」の割合が最も高く 43.1%、次いで「やや苦しい」が 26.9%、「大変苦しい」が 11.3%、「ややゆとりがある」が 10.6%である。
- ・「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせた「ゆとりがある」は 15.6%、「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた「苦しい」は 38.2%と、「苦しい」との回答が多い。
- ・等価世帯収入別では、中央値の2分の1未満で「大変苦しい」が 37.1%と、全体と比べて 25ポイント以上高い。

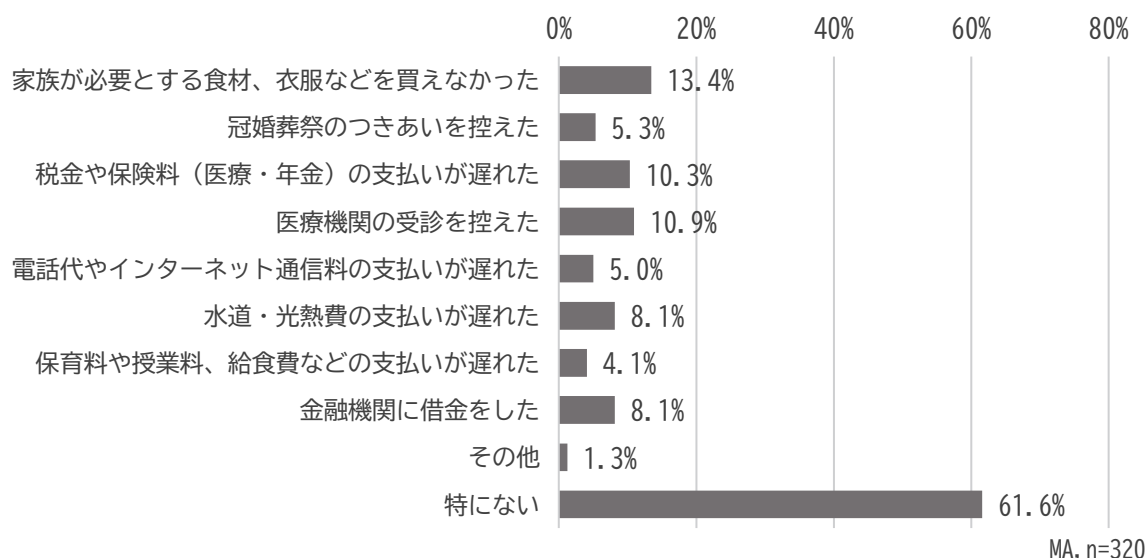


※等価世帯収入別については、全体（n=320）のうち世帯年収を回答した（n=306）を対象に集計しています。

- 経済的な理由での経験は、「特にない」が6割強を占める。
- 「特にない」を除いて、回答数が多い上位5項目について等価世帯収入別にみると、中央値の2分の1未満は、「家族が必要とする食材、衣服などを買えなかった」が、**全体13.4%に対して32.3%と15ポイント以上高く**、「水道・光熱費の支払いが遅れた」が**全体8.1%に対して25.8%と15ポイント以上高い**。

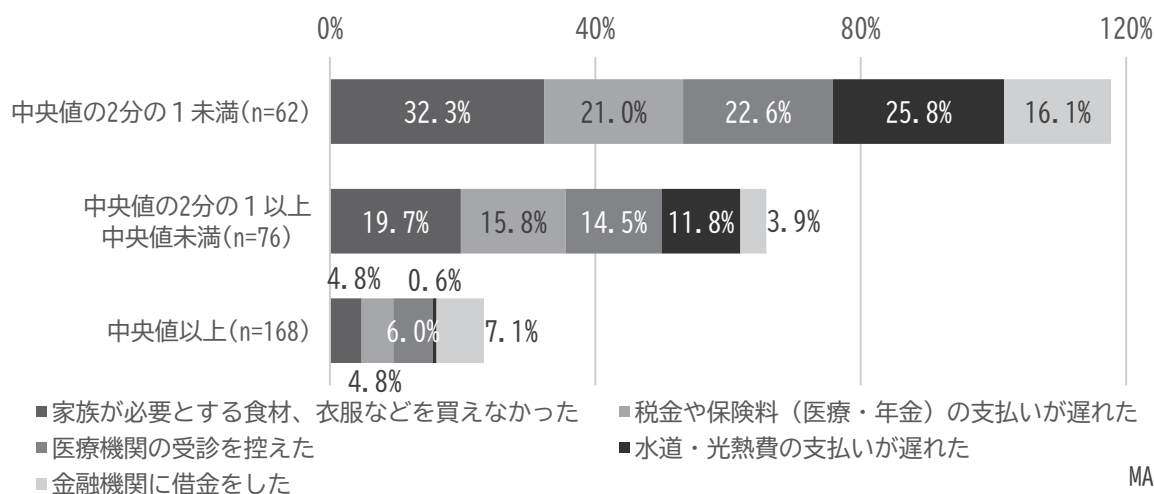
問 あなたの世帯では、おおむね1年の間に経済的な理由で次のような経験をされたことがありますか。

- ・経済的な理由での経験は、「特にない」の割合が最も高く61.6%、次いで「家族が必要とする食材、衣服などを買えなかった」が13.4%、「医療機関の受診を控えた」が10.9%、「税金や保険料（医療・年金）の支払いが遅れた」が10.3%である。



【等価世帯収入別に見た経済的な理由の経験状況】

- ・「特にない」を除いて、回答数が多かった上位5項目について等価世帯収入別に経験状況をみると、中央値の2分の1未満で「家族が必要とする食材、衣服などを買えなかった」が32.3%と、全体と比べて15ポイント以上高く、他の項目も全体と比べて5ポイント以上高い。

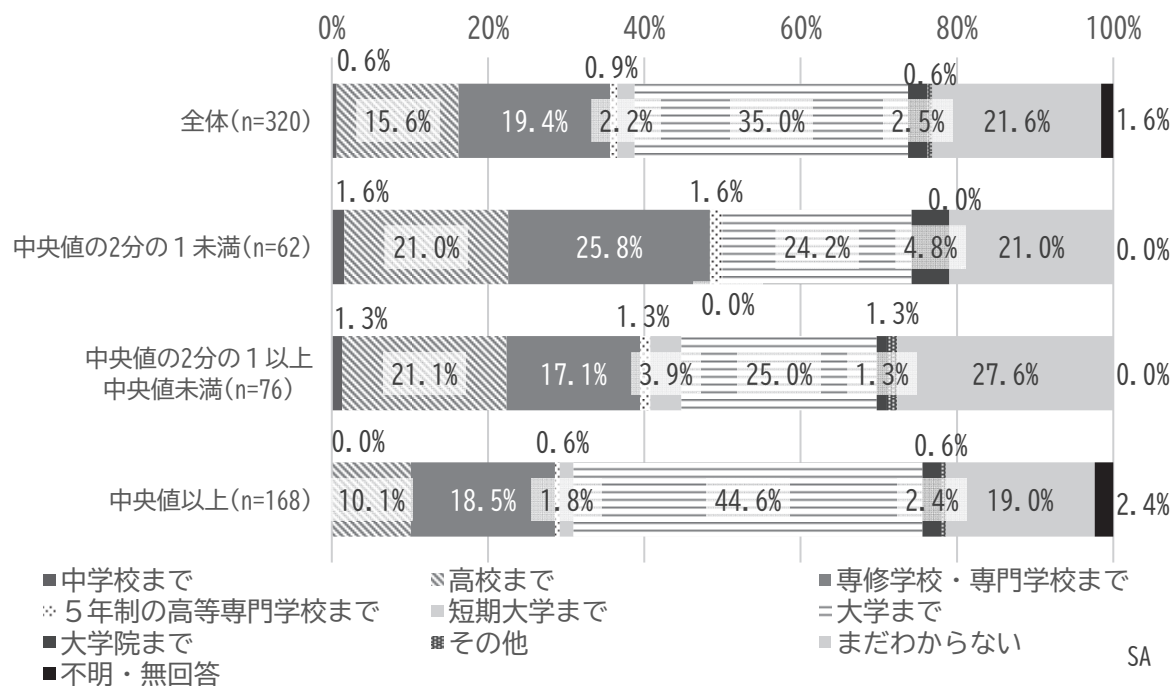


※経済的な理由での経験5項目は、複数回答での割合であり、回答割合を積み上げて比較しています。

- こどもの将来の進学先で「大学」が、全体 35.0%に対して 24.2%と 10 ポイント以上低い。

問 お子さんは将来、現実的にみてどの学校まで進学すると思いますか。

- ・ こどもの将来の進学先は、「大学まで」の割合が最も高く 35.0%、次いで「まだわからない」が 21.6%、「専修学校・専門学校」が 19.4%、「高校まで」が 15.6%である。
- ・ その他の回答は、「支援学校の高等部」との回答があった。
- ・ 等価世帯収入別では、「大学まで」が中央値の 2 分の 1 未満で 24.2%、中央値の 2 分の 1 以上中央値未満で 25.0%と、全体と比べてそれぞれ 10 ポイント以上低い。

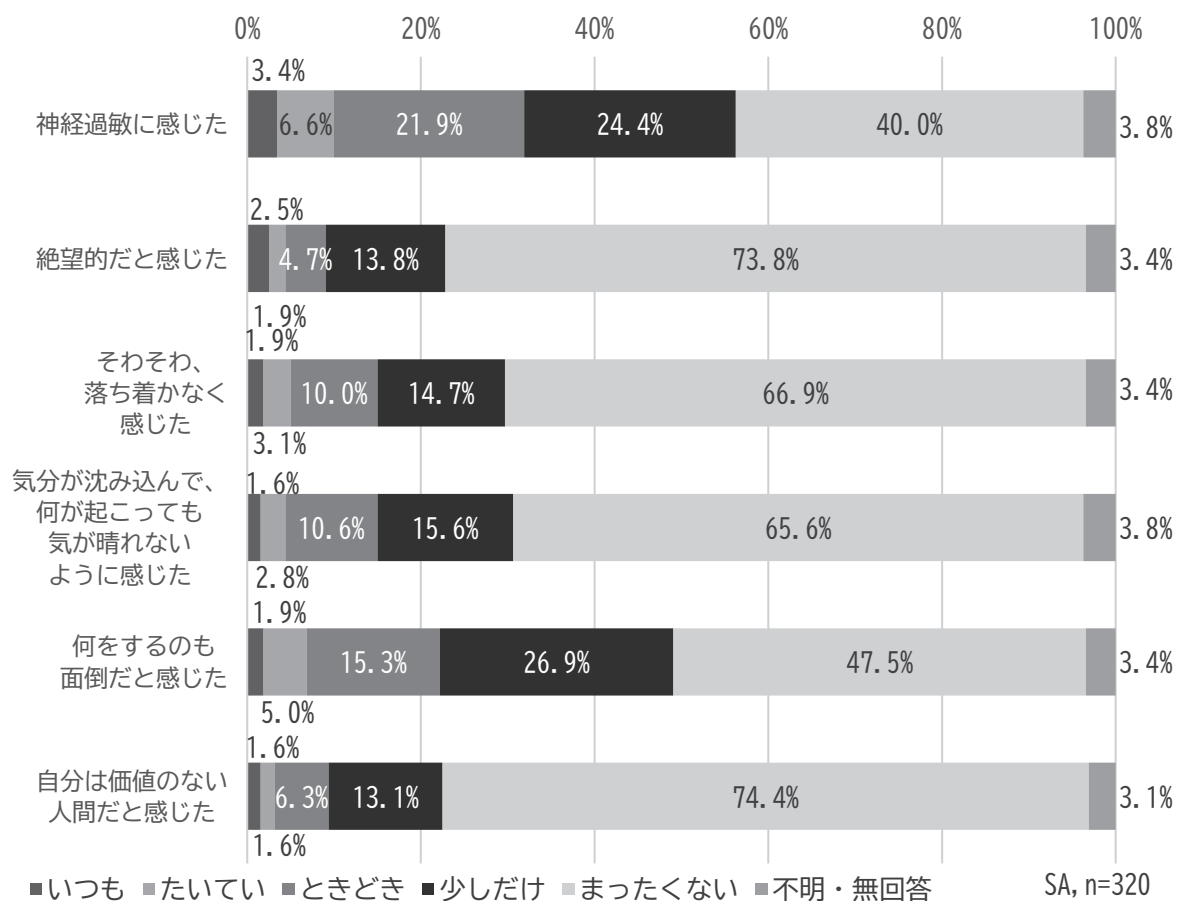


【うつ・不安障害について】

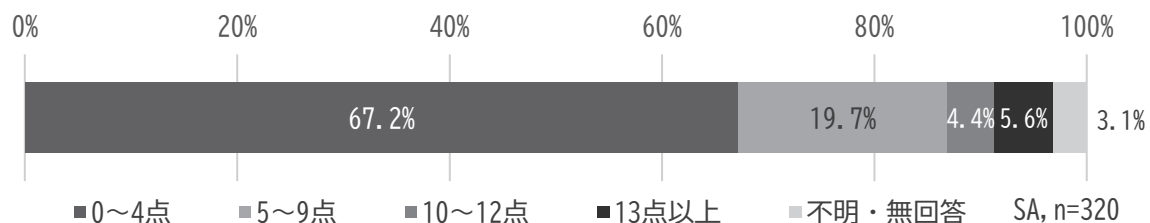
- 子育てに対する気持ちとして、少しでも「神経過敏に感じた」は56.3%を占める。
- うつ・不安障害相当とされる方は、5.6%である。

問 この1カ月間のあなたの子育てに対する気持ちはどのようでしたか。

- ・子育てに対する気持ちは、「いつも」から「少しだけ」までを合わせて、少しでも「神経過敏に感じた」が56.3%と、他の項目と比べて最も高い。次いで、少しでも「何をするのも面倒だと感じた」が49.1%である。



- ・6つの設問項目は、「K6」と呼ばれる指標を把握するためのものであり、この6つの項目の結果を足し合わせてK6のスコアを算出した（0～24点：いつも（4点）～まったく（0点））。
- ・その結果、「うつ・不安障害相当」とされている「13点以上」の割合は、5.6%であった。



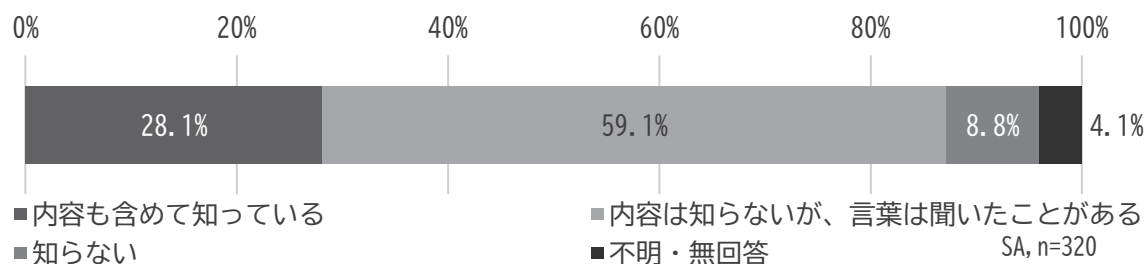
※「K6 スコア」とは、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として利用されています。

【こどもの権利について】

- こどもの権利について、「何らか知っている、聞いたことがある」が9割弱を占め、「知らない」は1割弱である。

問 こどもにも権利があることを知っていますか。

- ・ 認知状況は、「内容は知らないが、言葉は聞いたことがある」の割合が最も高く 59.1%、次いで、「内容も含めて知っている」が 28.1%、「知らない」が 8.8%である。
- ・ 「内容も含めて知っている」と「内容は知らないが、言葉は聞いたことがある」を合わせた「何らか知っている、聞いたことがある」が、87.2%を占める。



これらの結果から、次のような点を踏まえる必要があります。

- 国の調査結果で明らかになった「家庭の貧困」の実態について、みやこ町においても一部確認できた。
- 「家庭の貧困」により、普段の生活やこどもの将来について、制限を受ける可能性があり、何らかの支援が必要であると同時に、保護者のメンタルケアも重要であり、相談機会や保護者自身の時間の確保が必要になる。
- こどもの権利について、「知らない」は1割弱であるが、「内容は知らないが、言葉は聞いたことがある」が約6割であり、内容を含めて周知を図る必要がある。

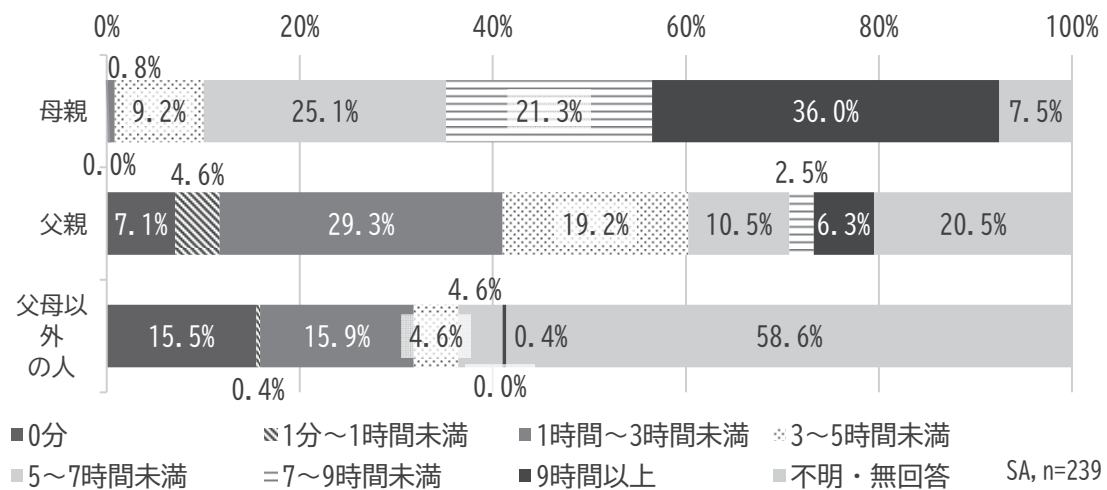
④子ども子育て支援に関するニーズ調査【未就学児保護者】

- 家事・子育てに要する時間は、平日・休日ともに母親の方が長い状況にあり、父親の家事・子育てへの参加や、労働環境の改善を促進する必要がある。

問 1日の家事・子育てに要する平均時間を記入してください。

- ・家事や子育てに要する時間は、平日は「母親」で「9時間以上」の割合が最も高く 36.0%、「父親」は「1時間～3時間未満」の割合が最も高く 29.3%、「父母以外」は「1時間～3時間未満」の割合が最も高く 15.9%である。

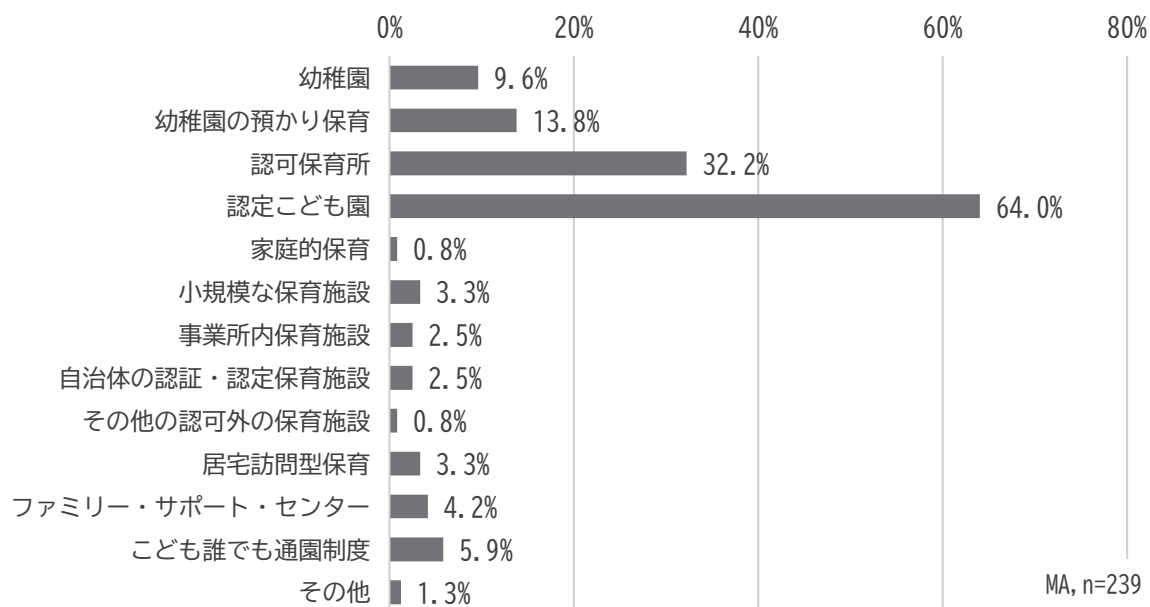
【平日】



- 定期的に利用したい事業は、「**認定こども園**」が**64.0%**、「認可保育所」が32.2%、「幼稚園の預かり保育」や「幼稚園」がそれぞれ13.8%、9.6%である。またその他の事業も僅かではあるが利用意向がある。

問 現在、利用の有無に関わらず、お子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

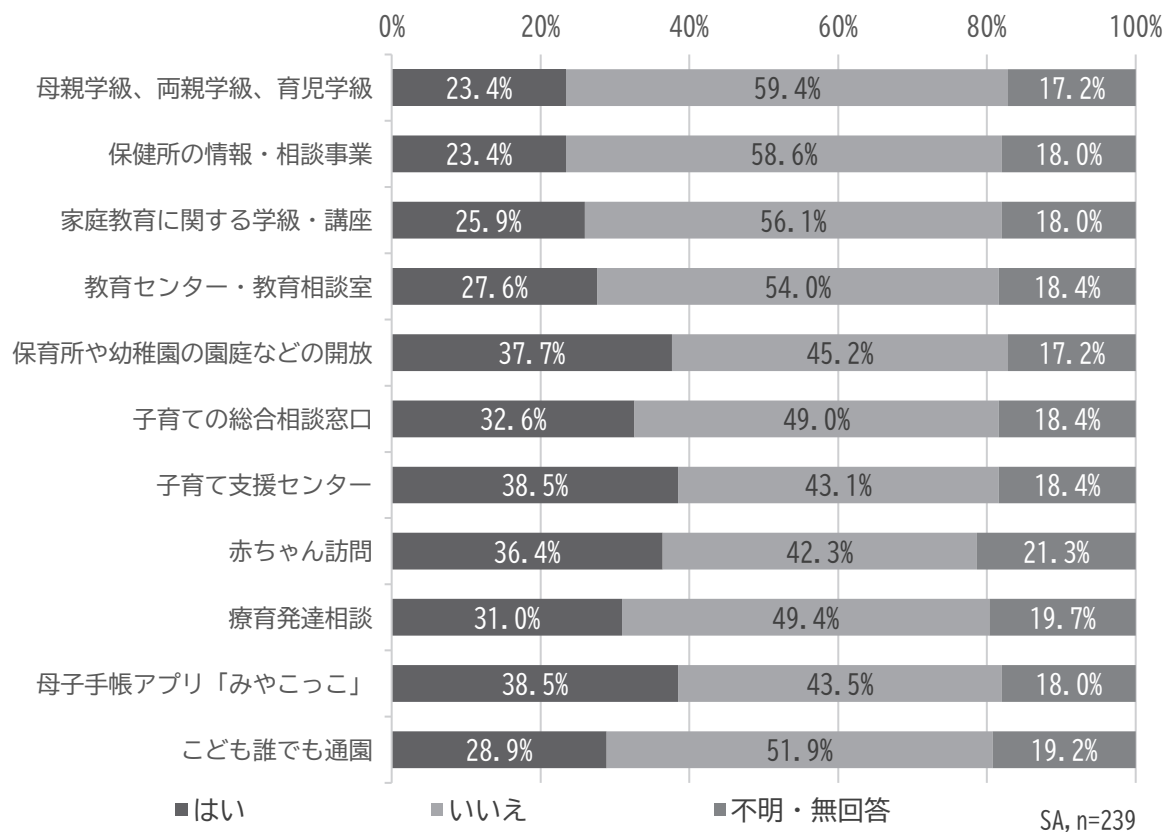
- ・定期的に利用したいと考える事業は、「認定こども園」の割合が最も高く64.0%で、他の項目と比べて高い。次いで「認可保育所」が32.2%、「幼稚園の預かり保育」が13.8%である。その他は1割未満である。



- 事業の利用意向をみると、「子育て支援センター」や「母子手帳アプリ「みやこっこ」」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「赤ちゃん訪問」、は、今後の利用意向が高い。

問 下記の事業で今後利用したいと思うものをお答えください。

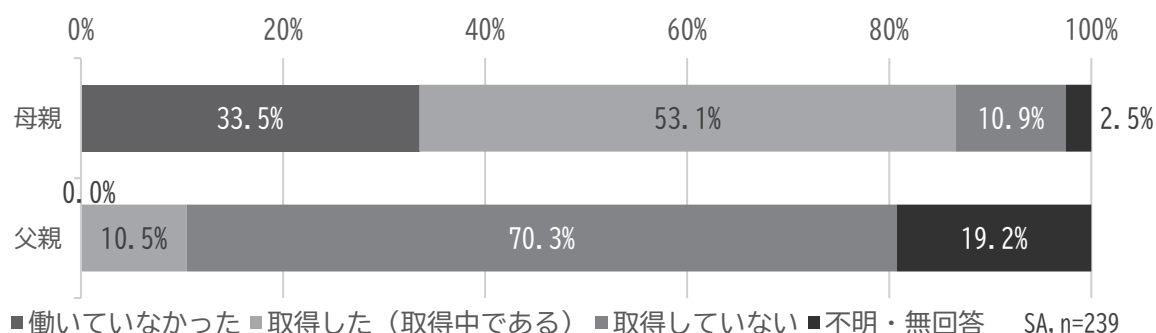
- ・今後の利用意向は、各事業とも「いいえ」の割合が高い中、「はい」の割合が高いのは、「子育て支援センター」と「母子手帳アプリ「みやこっこ」」がそれぞれ38.5%、次いで「保育所や幼稚園の園庭などの開放」が37.7%、「赤ちゃん訪問」が36.4%、「子育ての総合相談窓口」32.6%である。



- 育児休暇は、「母親」で「取得した」が5割強を占める中、「父親」は約1割。父親が取得していない理由として「配偶者が育児休業制度を利用した」が4割弱ある一方で、「収入減となり、経済的に苦しくなる」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が3割を超えている。

問 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
取得していない方はその理由をお答えください。

- ・育児休業は、「母親」で「取得した」の割合が最も高く53.1%、次いで「働いていなかった」が33.5%、「取得していない」が10.9%である。
- ・「父親」で「取得していない」の割合が最も高く70.3%、次いで「取得した」が10.5%である。



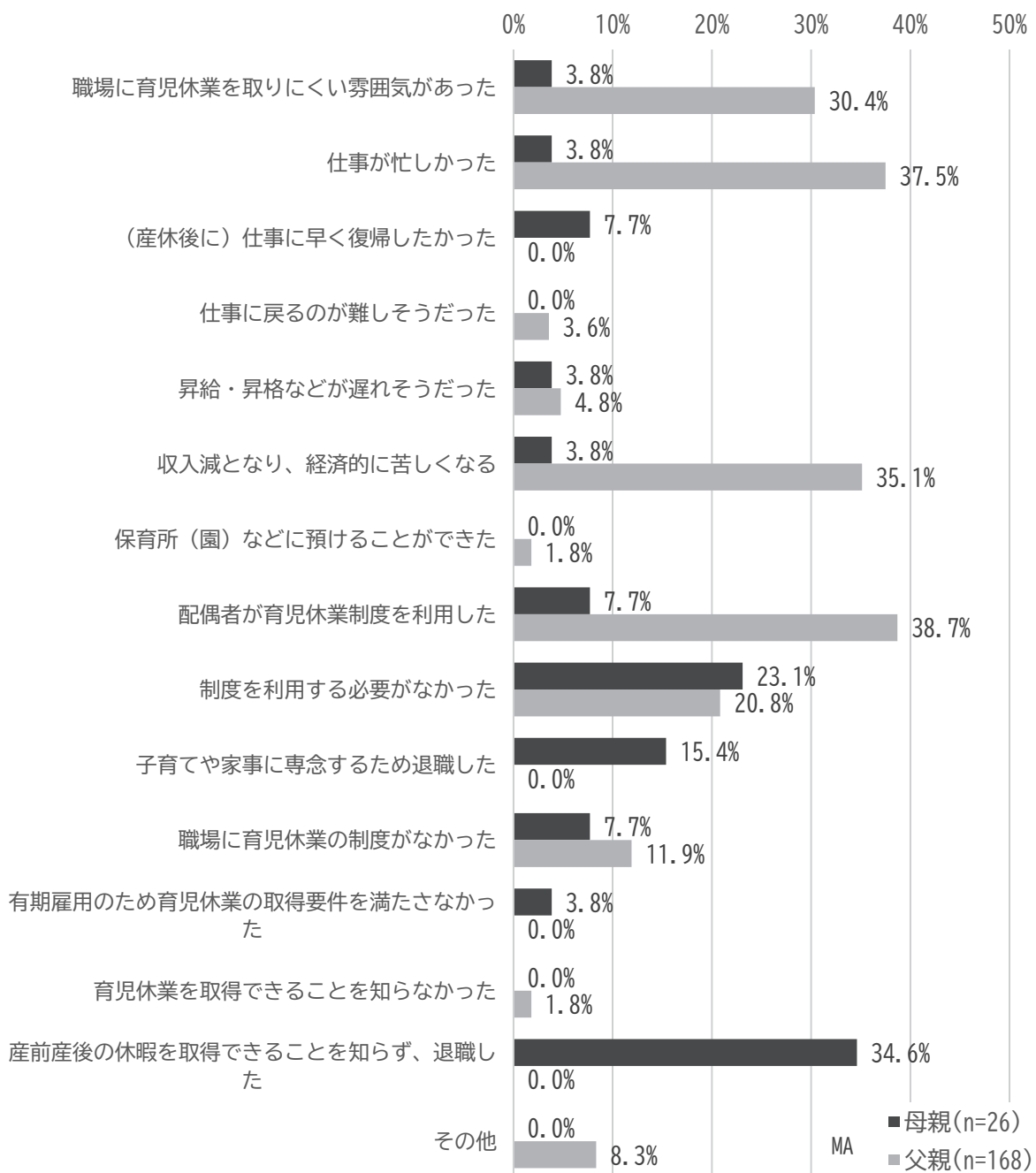
<取得していない理由>

【母親】

- ・理由は、「産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した」の割合が最も高く 34.6%、次いで「制度を利用する必要がなかった」が 23.1%、「子育てや家事に専念するため退職した」が 15.4%である。

【父親】

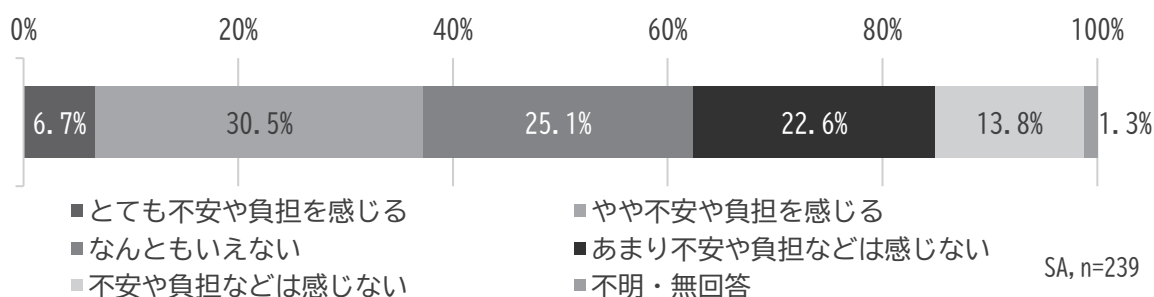
- ・理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が最も高く 38.7%、次いで「仕事が忙しかった」が 37.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 35.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 30.4%である。
- ・その他の回答は、「自営業・在宅ワーク」や「休みが取れない」との回答があった。



- 子育ての不安や負担は、「感じる」が4割弱。また、子育てに関する悩みとしては、「こどもの病気や発育・発達に関すること」が4割強、その他、「こどもの食事や栄養に関すること」や「こどもを叱りすぎているような気がする」、「子育てにお金がかかりすぎる」とがそれぞれ33.1%、26.8%、25.9%と、経済面と教育面、発達面で悩みを抱えている状況が伺える。

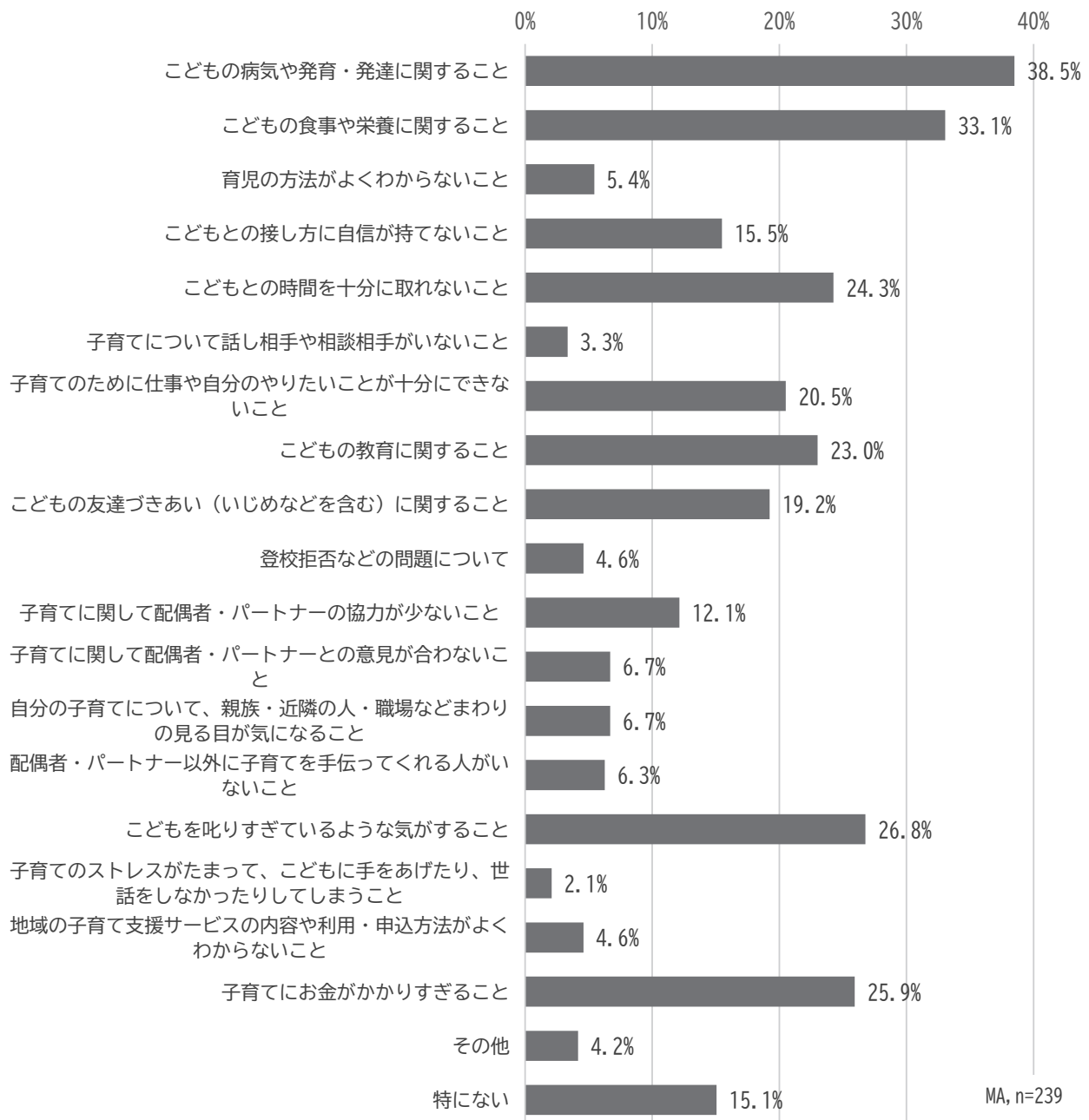
問 子育てに不安や負担を感じることがありますか。

- ・不安や負担は、「やや不安や負担を感じる」の割合が最も高く30.5%、次いで「なんともいえない」が25.1%、「あまり不安や負担などは感じない」が22.6%である。
- ・「とても不安や負担を感じる」と「やや不安や負担を感じる」を合わせた「不安等を感じる」が37.2%、「あまり不安や負担などは感じない」と「不安や負担などは感じない」を合わせた「不安等を感じない」が36.4%である。



問 子育てに関して、どのような悩みがありますか。

- ・子育ての悩みは、「こどもの病気や発育・発達に関すること」の割合が最も高く 38.5%、次いで「こどもの食事や栄養に関すること」が 33.1%、「こどもを叱りすぎているような気がする」とが 26.8%、「子育てにお金がかかりすぎる」とが 25.9%である。
- ・その他の回答は、「こども達を遊ばせる場所がないこと」や「将来の資金面に関して」との回答があった。



これらの結果から、次のような点を踏まえる必要があります。

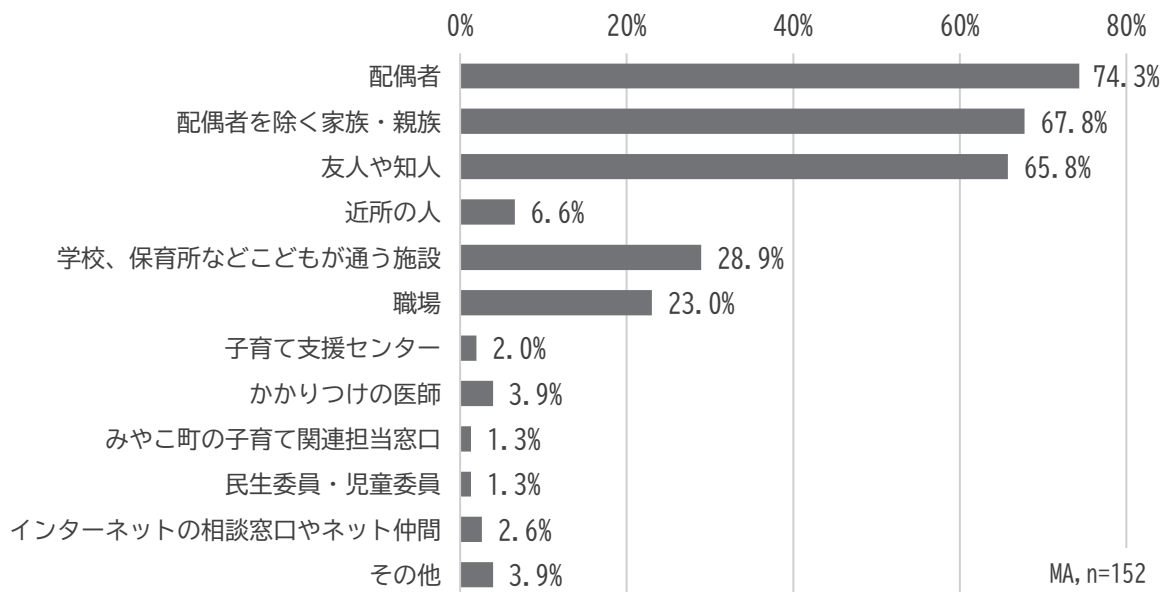
- 子育てについて不安や負担を感じると回答しており、安心とゆとりをもって子育てができるように各種事業について可能な限り町内で提供体制を整えていく必要がある。
- 仕事と子育ての両立について、経済的支援、子育て施策の強化に向けた検討が必要である。

⑤こども子育て支援に関するニーズ調査【小学生保護者】

- 気軽に相談できる人や場所は、9割以上が「いる/ある」と回答しており、主な相談先は、「配偶者」、「家族・親族」、「友人や知人」が占め、**子育て支援センター等の公的な窓口の割合はいずれも1割未満と低く、公的な窓口の周知や、利用促進は課題である。**

問 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

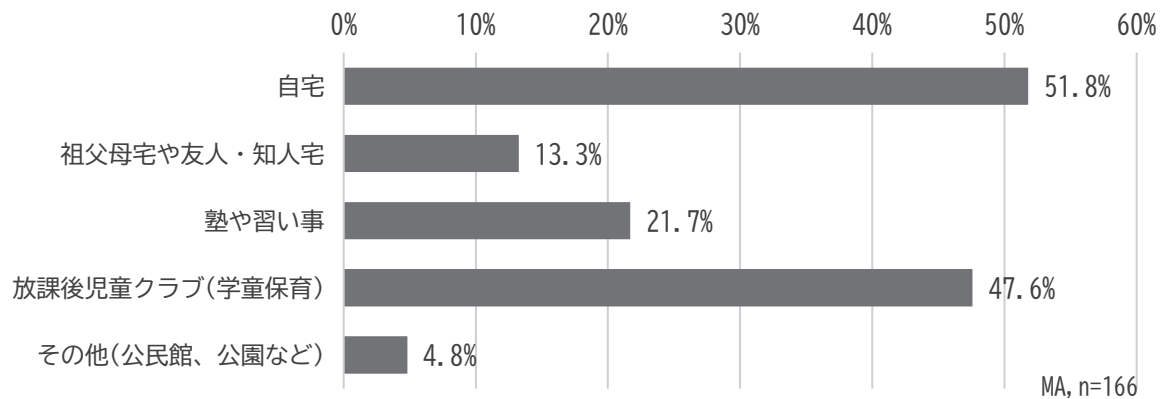
- ・気軽に相談できる先は、「配偶者」の割合が最も高く74.3%、次いで「配偶者を除く家族・親族」が67.8%、「友人や知人」が65.8%であり、これら3項目の割合は、他の項目と比べて高い。
- ・「子育て支援センター」や、「みやこ町の子育て関連担当窓口」、「民生委員・児童委員」等の公的な窓口の割合は低い。



- 放課後を過ごす居場所は、「自宅」が5割強、「放課後児童クラブ（学童保育）」が5割弱を占める。土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中の利用意向は、長期休暇期間中の利用意向が6割弱と高く、引き続き、利用できる環境を整えておく必要がある。

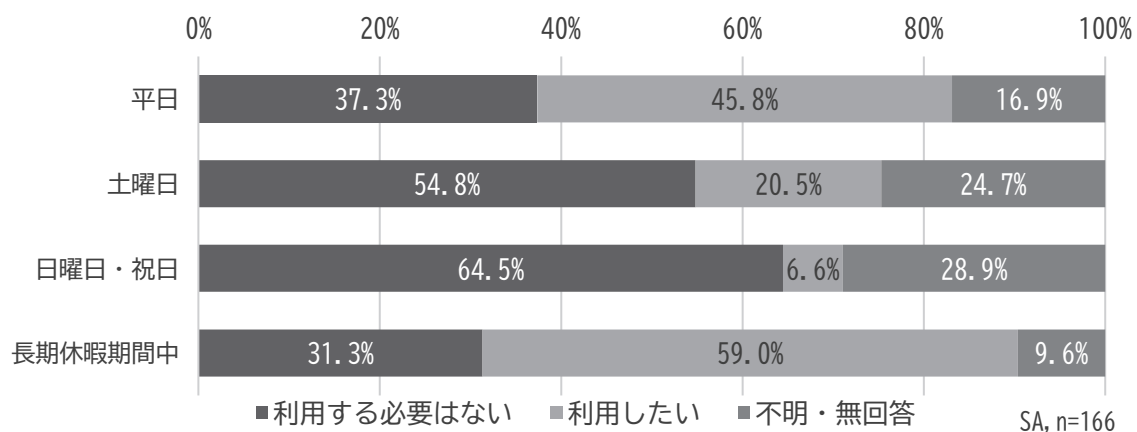
問 お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。

- ・平日、放課後を過ごす場所としては、「自宅」の割合が最も高く51.8%、次いで「放課後児童クラブ」が47.6%、「塾や習い事」が21.7%である。



問 お子さんについて、今後、平日、土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中、放課後児童クラブを利用したいと思いますか。

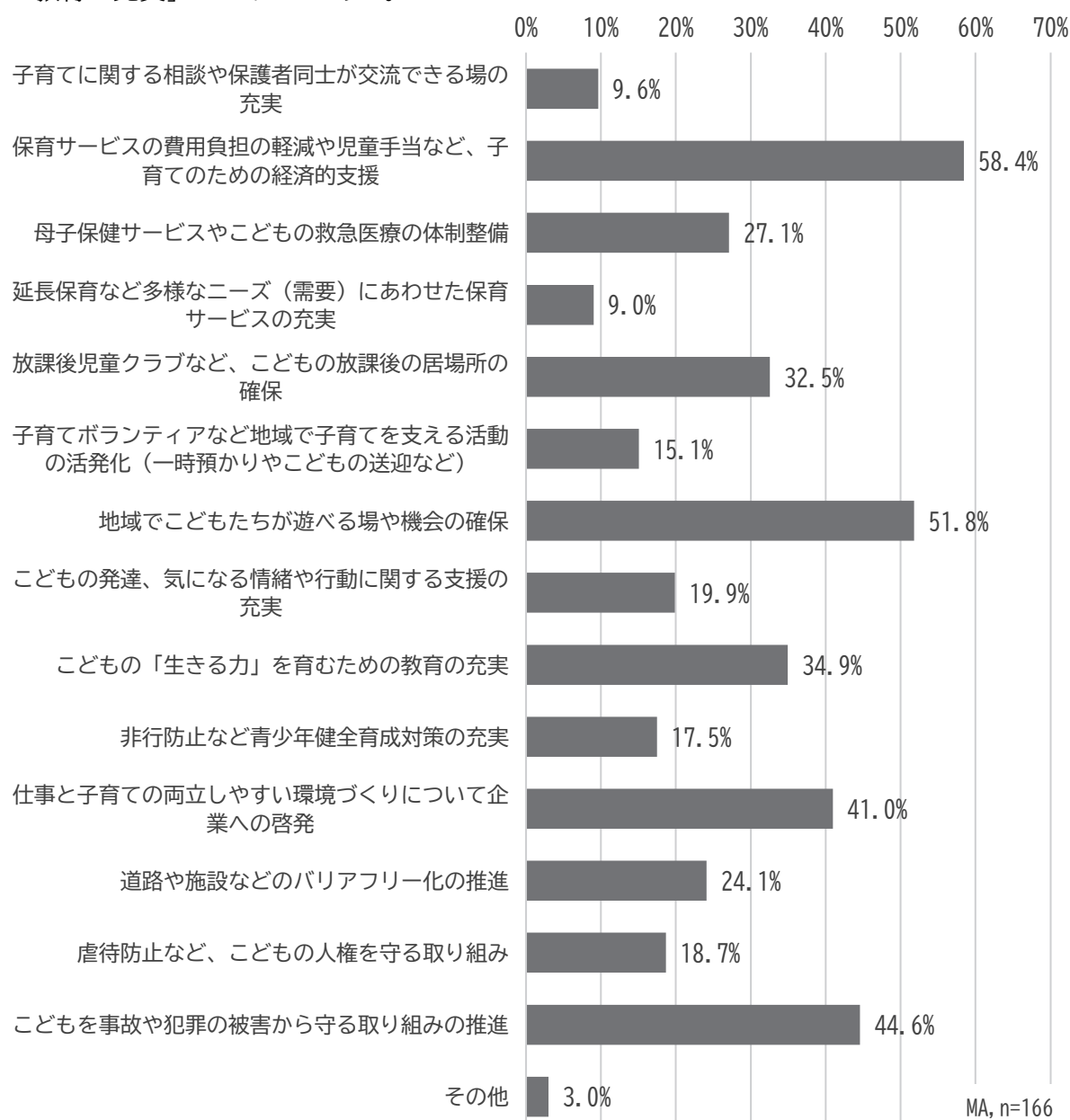
- ・今後の放課後児童クラブの利用意向は、平日及び長期休暇期間中で高く、「利用したい」がそれぞれ45.8%、59.0%である。



- 町に期待することは、「経済的支援」6割強、「地域で子どもたちが遊べる場や機会の確保」が5割強を占め、**遊び場（居場所）、教育環境、経済的支援の充実**に向けた検討が求められる。

問 子どもを健やかに生み育てるために、町にどのようなことを期待しますか。

- ・町に期待することは、「保育サービスの費用負担の軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援」の割合が最も高く 58.4%、次いで「地域で子どもたちが遊べる場や機会の確保」が 51.8%、「子どもを事故や犯罪の被害から守る取り組みの推進」が 44.6%、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて企業への啓発」が 41.0%、「こどもの「生きる力」を育むための教育の充実」が 34.9%である。



これらの結果から、次のような点を踏まえる必要があります。

- 気軽に相談できる人や場所について、子育て支援センター等の公的な窓口の割合は低いことから、公的な窓口の周知や利用促進に向けた取組が必要である。
- 仕事と子育ての両立について、放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇期間中の利用意向が高いことから、何らかの利用できる環境を検討する必要がある。
- 子育てしやすい町に向けて、遊び場（居場所）、教育環境、経済的支援の充実に向けた検討が必要である。

6 若者ヒアリング結果の概要

(1) 目的

みやこ町こども計画の策定にあたり、次世代のまちづくりの担い手である若者代表として参加してもらった子ども・子育て会議委員に、町のこども・若者、子育て世帯を取り巻く環境に対する思い・意見を直接伺いました。

(2) ヒアリング内容

- ①みやこ町の住みやすさ・住みにくさについて
- ②みやこ町で暮らし続けるため・みやこ町に帰ってくるための条件
- ③みやこ町で「こんなことしたい!」「こんなことできたらいいな」ということ

(3) ヒアリング対象

町内在住の10～30代の若者 3名

(4) ヒアリング日時

- ①令和6年8月21日(水) 14:00～15:00 役場本庁201会議室
- ②令和6年8月28日(水) 16:00～17:00 すどりの里

(5) ヒアリングのまとめ

○生活環境について

～田舎ならではの環境に対する満足度が高い一方、交通安全対策や商業施設、遊び場の整備に対する要望がある～

- ・田舎ならではののびのびと育つことができる環境や、地域の人との関係性について良いとの意見がある一方、地区行事の負担感や、農地転用が難しいことに対する意見があった。
- ・道路が狭く、歩道が少ないことや、商業施設が少ないこと、遊び場である公園が少ないことに対する意見があり、これらは、今後のまちづくりへの意見でも指摘されている。

～信頼関係構築を第一に居場所づくりに取り組む必要がある～

- ・居場所については、物理的な場所よりも、安心、信頼できる「人」がいるかどうかことが重要との指摘があり、信頼関係の上に居場所があることが肝要である。また、妊産婦や子育て中のママがホッとできる場所が欲しいとの意見がある。

○子育て世代・若者の支援・相談体制について

～サービスの充実を図っていく必要がある～

- ・待機児童がいない状況は評価できる一方で、家事支援やファミリーサポート、買い物支援等の要望があり、ニーズ調査結果等を踏まえてサービスの充実に向けて検討していく必要がある。

～気軽に相談したり、意見を表明できる環境を整えていく～

- ・休日でも相談できたり、意見を引き出してくれるような専門家がいる場が求められている。
- ・「こども・若者目線で意見を言える場があると良い」とのことで、こども大綱等にも謳われている意見表明の機会の確保について、取り組んでいくことが求められる。

○今後のまちづくりに向けて

～みやこ町を知ってもらう工夫が必要である～

- ・広報、ホームページ等だけでなく、Instagram 等も活用しながら、町外にいる人に広く知ってもらうための取り組みをした方がよいとの意見があった。加えて、転入者に対する情報提供の充実についての意見もあり、支援・サービスを必要とする人に必要な情報が届く仕組みが求められる。

～住む場所・働く場所の確保、商業施設の充実が求められている～

- ・若い人が住むためのマンションやアパート、働く場所、商業施設が欲しいとの意見があった。商業施設が欲しいとの意見がある中、誘致・誘導に向けた検討が求められる。

～交流機会を継続・創出していくことが求められている～

- ・地元の温かさを感じたり、交流機会を求める意見があり、夏祭り等多様な世代が集まる場を継続していくこと、創出していくことが求められる。

7 こどもワークショップ結果の概要

(1) 目的

みやこ町こども計画の策定にあたり、計画の対象となるこどもの想い、意見を把握することを目的としました。

(2) 内容

1 班 4～5 名に分かれてのグループワーク形式で行いました。

(進め方)

時間	内容
5 分	はじめに（今日の目的、内容、諸注意）
40 分	グループワーク ①こんな〇〇だったらいいなあ！ 「お友達」「お父さん・お母さん」「遊ぶ場所」「児童クラブ」「図書館」という 5 つのテーマについて、「こうなったらいいなあ」を一人ひとり出し合う ②こうなったらいいなあ背景を探ろう！ ①で出てきた意見の背景、理由を、みんなで話し合いながら出し合う ③こんなみやこ町だったらいいなあ！ ①②で出てきた意見から、大人になったとき、どんな「みやこ町」であったらよいかを出し合う
10 分	発表（各班で話し合った内容、将来のみやこ町について発表）
5 分	閉会

(3) 開催日等

日時	対象	参加人数
令和 6 年 8 月 28 日（水） 11：00～12：00	さいがわ児童クラブ 小 4～小 6	11 人
令和 6 年 8 月 28 日（水） 13：00～14：00	豊津児童クラブ 小 4～小 6	16 人
令和 6 年 9 月 2 日（月） 15：00～16：00	勝山児童クラブ 小 4～小 5	13 人
令和 6 年 9 月 5 日（木） 16：00～17：00	太陽の森児童クラブ 小 5～小 6	18 人
令和 6 年 9 月 18 日（水） 16：15～16：45	城井こども園あいあう 小 5 児童クラブ	2 人

(4) ワークショップのまとめ

○お友達

～馬鹿にしたり、悪口をいったりせず、仲良くたくさんのお友達をつくりたい～

- ・「いっぱい遊びたい」や「一人じゃ楽しくない」等の理由から、仲良くなりたいとの意見が多く見られた。また、「傷つく」や「精神的につらい」等の理由から、「悪口を言わない」や「馬鹿にしないでほしい」との意見もあった。

○お父さん・お母さん

～こどもの想いに向き合い、伴走してほしい～

- ・「体罰を大人になった時にしてしまう」や「何も言い返せなくなる」、「こちらがむきになる」等の理由から、「体罰はダメ」、「正論パンチしないでほしい」、「頑張りをほめてほしい」、「嘘をつかないでほしい」との意見があった。

○遊ぶ場所

～商業施設や娯楽施設等、日々の生活を楽しめるまちをつくってほしい～

- ・「行けるところが少ない」や「公園が飽きた」、「行きたい時に行ける」等の理由から、「大型ショッピングモールがほしい」、「新しいお店を作ってほしい」、「水族館や遊園地、動物園が欲しい」等の意見があった。

～遊具が整い、いろいろな遊びができる公園・遊び場をつくってほしい～

- ・「公園が小さい」や「古くて使いたくない」、「広くなると楽しい」、「公園以外遊ぶ場所が無い」等の理由から、「遊具のある公園」、「ウォータースライダーのある公園」、「遊び場が欲しい」等の意見があった。

○児童クラブ

～雨の日でも楽しめる場をつくってほしい～

- ・「雨の日外で遊べない」や「部屋で遊ぶ時にすることがない」、「雨でも体を動かしたい」等の理由から、「雨の日でも外に行きたい」等の意見があった。

～勉強したい子、遊びたい子が共存できる場をつくってほしい～

- ・「他学年がうるさい」や「落ち着いて勉強ができない」等の理由から、「静かに勉強したい」、「学年ごとの部屋が欲しい」等の意見があった。

～みんなで楽しめるイベントの企画・実行してほしい～

- ・「いつも同じもので遊ばないといけない」や「人数が多すぎて遊びに行けない」、「楽しそうだから」等の理由から、「お祭りをする」や「全員で料理を作りたい」等、様々なイベントを望む意見があり、こどもがみんなで楽しめるイベントを企画し、実行することが考えられる。

～運営ルールを見直してほしい～

- ・運営面に関して様々な観点からの意見と理由が語られており、こどもと一緒に運営ルールを作る、こどもの意見を踏まえて運営ルールを見直すことが考えられる。

○図書館

～自分の好きな本や DVD が見つかるようにしてほしい～

- ・「自分の見たい本や DVD がない」や「たくさんあると自分の好きな本が見つけれられる」等の理由から、「本や DVD の量を増やしてほしい」等の意見があった。

～本を読んだり、勉強したい人が集中できるようにしてほしい～

- ・「読んでいる人の邪魔になる」や「静かな場所だと集中できる」等の意見、また、「本を読みながら遊びたい」、「友達と遊ぶ時に暇」等の理由から、「静かにしてほしい」、「個室が欲しい」、「遊べるスペースが欲しい」等の意見があった。

○その他

～学校のルールを見直してほしい～

- ・「授業が多い」、「いっぱい遊びたい」、「自由に服を着たい」、「いつも怒られる」等の理由から、学校の様々なルールについての意見があった。児童・生徒とともに学校のルールの充実を図っていくことが考えられる。

○将来のみやこ町

～自然の豊かさに加えて、元気（笑顔）、楽しい、思いやりのあるみやこ町であってほしい～

- ・5つのテーマから出た意見をもとに、グループごとに大人になった時にどんなみやこ町であったらよいかを出し合ってもらったところ、「自然豊か」「元気なこどもがいる」「笑顔・嬉しい・明るい」「にぎわっている」等のキーワードが多く出た。

8 こども・若者支援の主要な課題

上位計画や各種アンケート調査結果、こどもワークショップ結果、若者ヒアリング結果等を踏まえて、本町におけるこども・若者支援の主要な課題を次のように整理します。

○こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

- ✓ こどもの権利保障の実現に向けて、こどもの権利に関する理解の促進、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の確保・充実に取り組む必要がある。
- ✓ 重大な権利侵害である児童虐待やいじめの未然防止を図るとともに、権利侵害が起こった後の支援体制の構築が求められている。
- ✓ 多様な人々と交流し、様々な体験ができる環境が求められている。

○こどもがのびのびとたくましく成長できる環境を整える

- ✓ こどもがのびのびとたくましく成長できるように、豊かな心、体を育成し、確かな学力の向上から生きる力を育む教育を推進する必要がある。
- ✓ 安心とゆとりを持って子育てができるように、就労形態に応じた多様な教育・保育を提供する必要がある。
- ✓ こどもやその家族が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために総合的相談や支援に取り組む必要がある。

○支援を必要とするこども・若者及びその家族を適切に支援する

- ✓ 支援を必要とするこども・若者及びその家族に適切に支援を届ける必要がある。
- ✓ 貧困を含め、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害等の様々な背景を抱えたこども・若者やその家族に対して、学校や地域、関係機関・団体と連携し、それぞれの状況に応じた支援が求められている。

○若者の希望が叶えられるよう生活基盤の安定を図る

- ✓ 若者が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望が叶えられるように個々の状況に応じた支援が求められている。
- ✓ 結婚を希望する若者に対して支援を行うことで、町内への定住につなげていく必要がある。

○安心して妊娠・出産できる環境を整える

- ✓ 希望する誰もが安心して妊娠・出産できるように、保健や医療等の関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして個々の段階に応じた切れ目のないきめ細やかな支援が求められている。

○地域全体でこども・若者の成長を支援する

- ✓ こども・若者の成長を地域全体で支えていくために、地域の様々な主体と連携し、犯罪や交通事故等を予防する取組が求められている。また、こども・若者の成長を支える関係機関・団体等のネットワークの強化を図る必要がある。
- ✓ 仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められている。

第3章 こども・若者支援の基本的な考え方

1 基本理念

こども・若者が躍動し 豊かな地域で育つ みやこ町

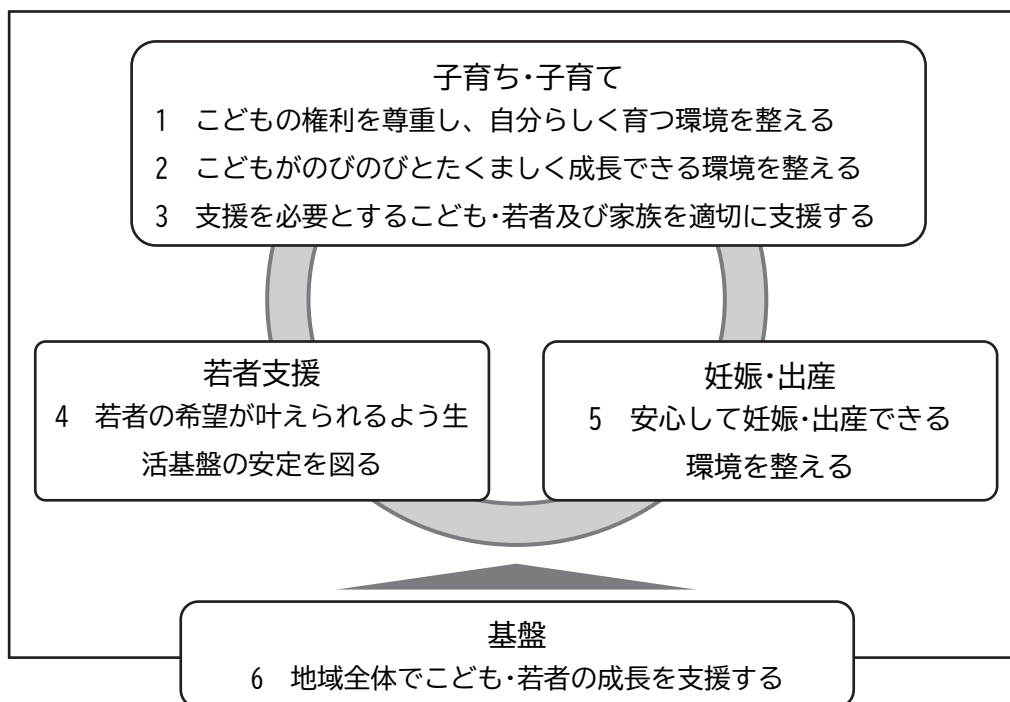
（基本理念に込めた想い）

町のすべてのこども・若者が、自分の思い描いている将来に向かって意欲的に活動、活躍できるよう、自然豊かで地域や家庭の人の温かさに包まれながら、こども・若者の成長を、加えて親の成長も育んでいけるよう支援していきます。

【概念図】

基本理念 こども・若者が躍動し 豊かな地域で育つ みやこ町

基本目標



（施策・事業を展開する上での基本的な考え方）

国や県の方向性を踏まえ、以下のとおりとします。

- ・こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。
- ・こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その想い、意見を聴き、対話しながら取組を進めます。
- ・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援します。
- ・予測困難な時代をこども・若者が生き抜く力を育成します。
- ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で夢や希望の実現に向けて成長できるようにします。
- ・若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組みます。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、本計画の計画期間中に実現を目指す6つの基本目標を次のとおりとします。

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

こどもの権利保障の実現に向けて、こどもの権利に関する理解の促進、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の確保・充実に取り組みます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめの未然防止を図るとともに、権利侵害が起こった後の支援体制を構築します。

さらに、多様な人々と交流し、様々な体験ができる環境づくりを進めます。

基本目標2 こどもがのびのびとたくましく成長できる環境を整える

こどもがのびのびとたくましく成長できるように、豊かな心、体を育成し、確かな学力の向上から生きる力を育む教育を推進します。また、親が安心とゆとりを持って子育てができるように、就労形態に応じた多様な教育・保育の提供を行います。

さらに、こどもやその家族が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために総合的相談や支援に取り組みます。

基本目標3 支援を必要とするこども・若者及びその家族を適切に支援する

支援を必要とするこども・若者及びその家族に適切に支援を届けるために、貧困を含め、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害等の様々な背景を抱えたこども・若者やその家族に対して、学校や地域、関係機関・団体と連携し、それぞれの状況に応じた支援を展開します。

基本目標4 若者の希望が叶えられるよう生活基盤の安定を図る

若者が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望が叶えられるように個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進します。

また、結婚を希望する若者に対して支援を行うことで、町内への定住につなげます。

基本目標5 安心して妊娠・出産できる環境を整える

希望する誰もが安心して妊娠・出産できるように、保健や医療等の関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして個々の段階に応じた切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

基本目標6 地域全体でこども・若者の成長を支援する

こども・若者の成長を地域全体で支えていくために、地域の様々な主体と連携し、犯罪や交通事故等を予防するための取組を推進します。また、こども・若者の成長を支える関係機関・団体等とのネットワークの強化を図るとともに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを促進します。

3 施策の体系

基本目標ごとに施策を定め、基本目標の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

こども・若者が躍動し 豊かな地域で育つ みやこ町

基本目標

施策の方向性

子育て・子育て

1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

(1) こどもの権利に関する理解促進

(2) こどもの意見表明・参加の促進

(3) こどもの居場所・活動の充実

2 こどもがのびのびとたくましく成長できる環境を整える

(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

(2) こどもの主体性を育む教育環境の整備

(3) 子育て家庭への支援

3 支援を必要とするこども・若者及び家族を適切に支援する

(1) 状況に応じた適切な支援

(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

若者支援

4 若者の希望が叶えられるよう生活基盤の安定を図る

(1) 若者の自立支援

(2) 若者やその家族への相談体制の構築

妊娠・出産

5 安心して妊娠・出産できる環境を整える

(1) 妊娠から出産・育児に至るまでの切れ目ない支援

基盤

6 地域全体でこども・若者の成長を支援する

(1) こども・若者の安全の確保

(2) 子育て支援ネットワークの形成

(3) ワークライフバランスの取組推進

第4章 こども・若者施策の展開

6つの基本目標ごとの施策の方向性と取組については、次のとおりです。

ここで示した取組を実行することで、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現、並びに、こども・若者にとって住みやすいみやこ町の実現を目指します。

なお、みやこ町として本計画期間において特に重要であり、かつ積極的に推進する施策については、（重点）と記載しています。

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

（1）こどもの権利に関する理解促進

家庭・施設・地域等のあらゆる場面でこどもの権利が保障されるように、こどもやこどもに関わる大人が、こどもの権利について理解を深められるように取り組めます。また、児童虐待やいじめ等、こどもの権利侵害に対する取組を強化するとともに、相談体制を整備します。併せて、こどもの権利が侵害された場合の具体的な救済体制の整備に努めます。

①普及啓発・情報発信

取組	内容
こども基本法やこどもの権利に関する周知	・ こども基本法、こどもまんなか社会、こどもの権利条約等について、チラシの配布や SNS 等を利用し、普及啓発に努めます。 ・ 青少年育成に関係する各種団体の活動や、各種研修会において普及啓発に努めます。
人権の尊重	・ みやこ町人権教育・啓発基本計画に基づき、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、生涯学習等あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

②児童虐待等の防止

取組	内容
児童虐待防止等の更なる強化	・ 児童虐待のおそれのある児童については、庁内の関係課（学校教育課、子育て・健康支援課等）及び関係機関で児童に関する情報を共有し、適切な連携のもとで、早期発見及び適切な保護を図り、要保護児童対策地域協議会におけるケース会議の充実・強化に努めます。 ・ こども家庭センターが、保育所、学校等や支援の担い手である関係機関を含め、要保護児童対策地域協議会と一体となって継続的に支えることで、虐待予防の取組を強化します。 ・ 広報・ホームページの掲載等を活用し、こどもに対して親としての関わりの工夫、体罰がこどもに与える悪影響等の啓発を行います。

取組	内容
いじめ防止対策の推進	・ 道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、「チーム学校」による生徒指導体制の確立と機能化をより一層推進します。 ・ 心の教育、定期的ないじめに関するアンケートの実施等により、いじめに対する早期発見・早期解決を図ります。
こどもの自殺予防対策	・ 自殺予防のリーフレット回覧や相談先の広報・ホームページの掲載等の啓発活動及び、2 か月に一度実施している「こころの健康相談」に引き続き取り組みます。

③相談・救済体制の整備

取組	内容
相談・救済体制の整備	・ こども自らが SOS を発信しやすい環境整備（SNS や匿名による相談受付等）を行うとともに、相談を受けた際の対応方法等について、関係者で十分協議し、SOS を発信したこどもの気持ちに寄り添い、適切な救済対応につなげます。 ・ こどもがいつでも、気軽に自分の思い等を発露できるように居場所や相談窓口の整備を図ります。 ・ 青少年健全育成事業として、社会教育施設を気軽に立ち寄り、相談できる場所とし、適切な支援窓口へと繋げる仕組みを目指します。

(2) こどもの意見表明・参加の促進

こどもの意見が尊重されながら社会に参加できるようにするため、こどもが意見を表明できる機会を確保するとともに、こどもの意見や話し合ったことを受け止め、反映されるように取り組みます。

①（重点）こどもの意見表明・参加の仕組みづくり

取組	内容
意見表明・参加の機会の確保	・ こどもの意見表明・参加の機会の確保にむけて、庁内の関係課（町長公室、学校教育課、生涯学習課、子育て・健康支援課等）と連携し、こどもが関係する計画・事業については、こどもや子育て当事者の声を集約できる体制整備を図ります。

(3) こどもの居場所・活動の充実

こども・若者のすべてのライフステージにおいて、安全に安心して過ごせる居場所を多く持つことができるように取り組むとともに、年齢や発達の程度に応じて様々な活動や体験にチャレンジできるように、社会教育施設・体育施設の機能の充実を含め、地域資源を生かした遊びや体験の機会の充実に取り組みます。

①（重点）こどもの居場所の充実

取組	内容
多世代が利用できる居場所づくり	・多世代が利用できる場所づくりに向けて、こどもや若者の意見を反映しながら公共施設等を活用し、心地よい居場所づくりに取り組みます。
放課後児童クラブの実施	・保護者が就労等で家庭にいない小学生を対象に、放課後等に施設を利用し、適切な遊びや生活の場を提供します。
居場所の拡充	・庁内の関係課（町長公室、学校教育課、産業振興課、生涯学習課、子育て・健康支援課等）や、関係機関と連携し、社会教育施設やこども食堂等、こどもや若者が気兼ねなく過ごせる場所の拡大・充実を図ります。

②（重点）遊び場の確保

取組	内容
子育て支援センターの運営	・町内に3か所ある子育て支援センターについて、利用を促すために周知を図るとともに、様々な遊びや体験活動の内容を検討し、今後も遊びや体験活動の場を提供します。
児童公園・児童遊園の維持管理	・児童公園や児童遊園を管理することで、こどもに遊びの場を提供します。 ・児童遊園の適切な管理に向けて、地元区と調整を図ります。
遊び場の更なる確保	・庁内の関係課（町長公室、学校教育課、産業振興課、生涯学習課、子育て・健康支援課等）や、関係機関、地域住民が連携し、児童遊園・児童公園だけでなく、こどもが安心して遊ぶことのできる場の整備に努めます。

③多様な人々との交流・体験機会の確保

取組	内容
子ども会活動等の実施	・子ども会活動や子ども体験教室、おはなし会、海洋性レクリエーション体験等、従来の取組を継続しつつ、より効果的な事業を行います。
こども・若者が活躍できる環境づくり	・庁内の関係課（町長公室、学校教育課、産業振興課、生涯学習課、子育て・健康支援課等）をはじめ、地域住民や各種組織・団体が一体となり、こどもが様々な活動を体験できる環境（機会・場所）づくりのあり方について検討します。 ・社会教育の分野における親子での体験活動の幅を広げ、多くの年齢層を受け入れることができる事業を構築します。 ・ジュニアリーダー活動や地域リーダー養成に加えて、組織に属さないこども・若者に対する事業を構築します。

基本目標２ こどもがのびのびとたくましく成長できる環境を整える

(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

保護者の就労を支える多様な教育・保育サービスの充実を図ります。また、教育・保育施設に従事する保育士や幼稚園教諭、放課後児童クラブ支援員の研修の受講等を適切に促進しながら、教育・保育の質の維持・向上に努めます。

①教育・保育施設及び教育・保育サービスの充実

取組	内容
保育所、認定こども園の展開	・ 保育所、認定こども園の適切な利用定員の設定を行うとともに、「こども誰でも通園」等の新たな保育サービスに適切に対応します。
一時預かり、延長保育等の実施	・ 利用者のニーズに対応できるように事業所の確保を図るとともに、サービスを必要とする人に適切な情報提供を行います。
病児・病後児保育等の実施	・ 行橋京都病児病後児保育室「アンファン」の周知を図り、利用促進に努めます。
放課後児童クラブの環境整備	・ 放課後等にこどもたちが安全で安心して生活できる場の整備を進め、こどもの健全育成を図ります。
子育て支援センターの運営	・ 関係機関と連携し、子育てに関する情報や問題を共有し、多様な子育てに関する相談・助言、子育て親子の交流の場の提供等を行います。
休日保育の実施	・ 日曜日・祝日に保育が必要な児童への対応を図るため、休日保育の充実を図ります。

②教育・保育の質の向上

取組	内容
教育・保育サービスの維持・向上	・ 福岡県の保育士確保対策等を活用するだけでなく、みやこ町独自の取組を検討し、また、幼児教育・保育従事者に研修の受講を促進し、技術・技能の向上に努めます。
認定こども園・保育所と小学校等との連携強化	・ こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼稚園教諭、保育士と小学校教員の連携を強化し、こどもの特性の適切な把握・共有に努めます。

(2) こどもの主体性を育む教育環境の整備

児童生徒の生きる力を向上させ、自主性を育み、健康でのびのびとたくましく成長できる教育環境の整備を推進します。

①教育環境の充実

取組	内容
少人数学級の推進	・ 35 人少人数学級、複式対応、チームティーチングによるきめ細やかな授業等により学力の向上を図るとともに、個性や能力を伸ばす多様な教育活動を推進します。
小中連携教育の推進	・ 義務教育 9 年間を見通した系統性、一貫性のある教育のため、小中連携教育を推進します。
児童生徒の意見を尊重した学校づくり	・ こども基本法の趣旨に基づき、年齢や発達に応じて、機会があるごとに、児童生徒の意見を聴くよう各学校と取り組みます。
プレコンセプションケア（妊娠前の健康管理）の推進	・ 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう教育委員会と連携しながら取組を推進します。 ・ 教育委員会と子育て・健康支援課及び京築保健福祉環境事務所が連携し、性と健康に関する知識の普及啓発を行い、予期せぬ妊娠や性感染症予防に努めます。

②家庭教育力の向上

取組	内容
家庭、地域連携の推進	・ 家庭における児童生徒の学ぶ意欲や基本的生活習慣の定着を図ります。

③指導力の向上（不適切な指導の防止）

取組	内容
教職員研修の実施	・ 職階や経験年数に応じた研修の実施により、教職員の指導力の向上を図ります。
不適切な指導の防止	・ 「5 分間ミーティング」の実施等日常的・継続的な研修を実施し、こどもへの体罰・わいせつ行為等の防止を徹底します。

(3) 子育て家庭への支援

すべての家庭が安心して子育てできるように、「こども家庭センター」を中心に、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する専門的な支援や、養育困難な状況を抱える家庭への対応等に総合的に取り組みます。

①相談・情報提供の充実

取組	内容
こども家庭センターの運営	・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に切れ目のない支援をします。 ・誰でも気軽に相談できるよう、こども家庭センターや子育て支援センター等の相談場所や窓口の整備を図り、積極的に周知します。
発育相談の実施	・乳幼児健診、相談等で専門的な支援が必要な乳幼児に対し、臨床心理士、理学療法士等が個別支援を行います。継続的に療育が必要な場合は、療育支援へとつなぎます。
オンラインを活用した相談・情報提供の実施	・妊娠期から乳幼児のいる子育て世帯に「母子健康手帳アプリ「みやこっこ」」の登録をしてもらい、町の子育て情報の提供や予防接種の管理を行います。 ・YouTubeを活用した子育てに関する情報動画配信を行います。
伴走型支援の実施	・伴走型相談支援や乳幼児健診等を通じて保護者が家庭でこどもの基本的な生活習慣や自尊心を育むことができるよう保護者に寄り添いながら支援を行います。 ・みやこ町社会福祉協議会が実施する「みやこくらぶ出産お祝い事業」と連携し、乳児のいる世帯の見守りを行います。

②子育て支援サービスの充実

取組	内容
子育て支援サービスの拡充	・子育てに対して不安や負担を抱える全ての子育て世帯や妊産婦の相談に応じた訪問支援や短期入所支援等を行えるよう体制整備を行います。

基本目標 3 支援を必要とする子ども・若者及び家族を適切に支援する

(1) 状況に応じた適切な支援

いじめ被害、不登校、引きこもり、生活困窮、障がい等、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援が異なります。それぞれの状況に応じた相談事業や支援事業を、地域や学校等関係機関と連携し推進します。

①いじめ・不登校の子ども・若者及び家族への支援

取組	内容
校内教育支援センターの設置	・不登校生徒の学校復帰や社会的自立をサポートすることを目的として、町内全中学校の空き教室等を利用して、「校内教育支援センター」を開設し、自分に合ったペースで学習等ができる環境を整備します。
不登校をはじめとした生徒指導上の課題への対応	・道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、「チーム学校」による指導体制の確立と機能化を進めます。 ・福岡県立大学の「不登校・ひきこもりサポートセンター」と連携し、不登校児童生徒が通室できる体制を整えます。 ・不登校の児童生徒への ICT を活用した学習指導に取り組み、オンライン授業で自宅学習を行います。
行橋適応指導教室の活用	・学校との連携により指導教室へ入室を希望する児童生徒を支援します。
スクールカウンセラー等の派遣	・いじめや不登校等に関する子どもや保護者からの相談に対応するため、スクールカウンセラー、スクールアドバイザーによるカウンセリングの充実・強化を図ります。

②障がいのある子ども・若者及び家族への支援

取組	内容
みやこ町療育支援事業の実施	・心身の発達に課題のある乳幼児及びその保護者に対して療育支援事業「たんぼぼ教室」を実施します。
保育所等巡回相談の実施	・専門職が保育所等を訪問し、幼児の行動観察を実施し、生活状況、成長の支援のために、町が関係機関の職員に指導助言を行い、必要な場合は発育相談の案内を行い、切れ目なく相談支援を行います。
児童発達相談の実施	・1市2町（行橋市、みやこ町、荇田町）で運営している行橋市児童発達相談センター「ポルト」を紹介し、心身の発達に支援が必要と思われる児童等に対し、専門的な相談、指導等を行います。
特別支援教育に関する連携強化	・対象となる児童生徒の確実な実態把握に努め、日常的に保育所、認定こども園、学校等関係機関の連携強化を図ります。

取組	内容
特別ニーズがある児童・生徒への教育的支援の充実	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの校内での活用を進め、障がいのある児童生徒が安心して学べる特別支援教育の推進に努めます。 ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を実施するため、特別支援学級、通級指導教室のさらなる整備・充実を図ります。
養育支援訪問事業の実施	・養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、専門職員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保できるよう支援を行います。

③個々に事情を抱えたこども・若者及び家族への支援

取組	内容
LGBTQ等に関する周知	・LGBTQ等に関する誤った認識による差別や偏見が無くなるように、正しい知識や、理解について、普及啓発に努めます。
外国にルーツを持つこどもに対する支援	・安全・安心な環境のなかで、教育・保育の質の向上を図ることを通じて、外国につながるこども等、特別な配慮を必要とするこどもの健やかな成長を支えます。 ・在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。

④（重点）ヤングケアラー等の配慮が必要なこども・若者及び家族への支援

取組	内容
ヤングケアラーに関する実態の把握	・ヤングケアラー等家族を介護する人を支援するため、地域包括支援センターの支援相談員と行政が連携することで、ヤングケアラーの早期発見に努めます。 ・ヤングケアラーの実態把握に向けて、庁内の関係課（保険福祉課、学校教育課、生涯学習課、子育て・健康支援課）及び関係機関が連携し、その方法について検討を行います。
ヤングケアラーに関する意識の醸成	・ヤングケアラーを早期に必要な支援の実施ができるよう、関係機関等と連携して、児童生徒に必要な周知及び啓発を行います。
ヤングケアラーに対する支援	・適切な支援の実施のため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、自立して社会生活を送れるよう支援します。
こども・若者の貧困対策	・貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、必要に応じ、就労支援や経済的支援を行います。 ・社会教育施設等を気軽に立ち寄り、相談できる場所とし、適切な支援窓口へと繋げる仕組みを目指します。

取組	内容
こども・若者やその家族との関係性の構築	・家庭に対する適切なアセスメントを行い、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報を共有・連携することで、こども・若者の意向に寄り添いながら、こども・若者やその家族が本音を言える関係性の構築を図ります。
社会的養護を必要とするこども・若者への支援	・関係機関及び関係団体と連携し、社会的養護を必要とするこども・若者の把握に努めるとともに、安全な環境で養育できるよう児童養護施設等につなぎます。

(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与える等、教育における格差の問題が指摘されています。全てのこども・若者が、家庭の経済状況に関わらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限にのばして、それぞれの夢に挑戦できるように取り組みます。

また、貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないように、生活を安定させるための支援を進めます。

①各種手当の支給

取組	内容
児童手当等の支給	・各種手当（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、出産祝金等）の支給や、制度の活用により子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

②経済的負担の軽減

取組	内容
医療費等の負担軽減の実施	・こどもがいる世帯の経済的負担を軽減及び、疾病の早期発見と治療を促進するため、高校生までのこどもの医療費（子ども医療費助成事業、青少年医療費助成事業）を助成します。
未熟児等の養育支援	・未熟児等のいる子育て家庭の経済的負担を軽減するため、入院養育にかかる医療費及び食事療養費の患者負担額の一部を助成します。
就学援助制度	・経済的に困っている家庭に対して、入学準備金や学用品費等就学に必要な資金を援助します。

③保育料・給食費の無償化

取組	内容
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	・令和元年 10 月 1 日に幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適正な給付を行います。
保育料の無償化及び副食費の補助	・子育て世帯における経済的負担の軽減を行うため、町内に居住するすべてのこどもの保育料の無償化と副食費の補助を行います。
給食費の免除	・みやこ町立小・中学校に在籍している児童生徒の給食費を免除します。

④ひとり親家庭への支援

取組	内容
各種相談及び支援の実施	・ひとり親の方、及び離婚を考えている方の就業や自立を支援するために設立された「福岡県ひとり親サポートセンター」の周知を図ります。 ・「福岡県ひとり親サポートセンター」や「こども支援オフィス」の相談員、民生・児童委員との連携を図り、ひとり親家庭への相談及び支援を案内します。
母子（父子）家庭自立支援給付金事業の実施	・ひとり親の方が、就労するために必要な教育訓練を受講した場合や、対象資格の取得のために養成機関で修業している間、一定額の給付金支給事業を案内します。
就労支援の実施	・働きたいと思っている女性に就業相談や保育等の情報提供等を行う「福岡県ママと女性の就業生活センター」の紹介等を通じて、就労支援を図ります。
日常生活支援事業の実施	・ひとり親家庭等の方が、修学等や病気等の事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う支援を案内します。
こどもの学習・生活支援事業の実施	・こどもの学習支援をはじめ、基本的な生活習慣の習得支援等を実施します。
親子の交流の推進	・親子で心穏やかに過ごす時間を持てるように、安全・安心な親子交流を案内します。
高等職業訓練促進給付金	・就職に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費支援事業を案内します。
母子父子寡婦福祉資金貸付の実施	・高等教育の修学支援新制度に関する情報提供を行い、同制度の利用促進を図ります。

基本目標 4 若者の希望が叶えられるよう生活基盤の安定を図る

(1) 若者の自立支援

若者が自らの人生を主体的に送られるよう、若者の個々の気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労等、必要な支援を行います。

また、結婚の希望が叶えられない大きな理由として、経済的事情や仕事の問題のほかに「適当な相手にめぐり会わない」ことが、こども大綱においても指摘されています。本町では、福岡県等の取組も活用しながら、出会いの機会・場の創出を図ります。また、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

①日常生活への支援

取組	内容
自立相談支援事業の実施	・就労や生活における相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、自立相談支援事務所と連携を図りながら、本人の状態に応じた就労準備支援や家計相談支援等を実施します。

②高等教育への進学及び就労支援

取組	内容
障がいのある学生への相談支援の実施	・障がいのある学生の進学・就労のため、相談支援を行い、必要な関係機関と連携を図ります。
進路保障協議会との連携強化	・中高生に対する進学、就業支援を行うため、主に教職員で構成する進路保障協議会への助成を行うとともに、支援の充実に向けて連携強化を図ります。
高校中途退学の予防及び中途退学後の支援	・高校中途退学の予防及び中途退学後の支援に向けて、町として可能な手段について検討します。
高等教育への進学支援	・経済的負担の軽減に向けて、高等教育の修学支援制度について情報提供を行うとともに、現行の奨学金制度について適正かつ有効な運用を図ります。
企業連絡協議会の開催	・企業間の交流を促進することで、新たな事業の創出等による雇用の増大、経営基盤の安定を図ります。

③新生活（結婚等）への支援

取組	内容
出会い・結婚の応援	・福岡県の「出会い応援団体」として登録し、出会い・結婚応援事業の周知、情報提供を行うことで、結婚したい人のきっかけづくりを支援します。
結婚新生活支援	・結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚しやすい環境づくりを推進するため、「みやこ町結婚新生活支援助成金」を交付します。また、広報やホームページの掲載等による情報提供を行い、対象者の申請漏れがないよう周知を図ります。
出産に関する経済支援	・みやこ町に住む意欲を高め、町の活性化を促進することを目的に出産祝金を交付します。 ・妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「妊婦支援給付金」を交付します。
定住促進に向けた住宅支援	・定住及び地域の活性化を促進することを目的とし、「若者向け住宅」「定住促進住宅助成金」「定住促進住宅購入助成金」について広報やホームページ掲載等による情報提供を行います。

(2) 若者やその家族への相談体制の構築

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるように、若者やその家族の個々の気持ちに寄り添って、必要な支援を実施できる体制を構築します。

①若者やその家族への相談体制の構築

取組	内容
若者相談窓口の設置	・進学や就職、人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を構築し周知を図ります。 ・社会教育施設等を気軽に立ち寄り、相談できる場所とし、適切な支援窓口へと繋げる仕組みを目指します。

基本目標 5 安心して妊娠・出産できる環境を整える

(1) 妊娠から出産・育児に至るまでの切れ目ない支援

本町では、乳幼児健康診査、発育相談等を実施しており、その際に相談等の対応を行っています。引き続き、全ての妊産婦、乳幼児、その保護者を対象にポピュレーションアプローチを基本に、子育てに関する相談等に切れ目なく対応することで、こどもと母親の健康の確保を図ります。

また、行橋京都休日・夜間急患センターの運営等を通じて小児医療の充実を図ります。

①こどもと母親の健康の保持

取組	内容
母子健康手帳の交付	・母子健康手帳交付時に個別面談を行い、心身の状況を把握し、子育てガイドを利用した保健指導を実施します。支援の希望や、支援が必要な方には、伴走型相談支援として、継続的に相談・訪問等を行います。
乳幼児健康診査・相談の実施	・4か月児、7か月児、12か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を行い、医師や歯科医師による診察及び保健師や管理栄養士、理学療法士、臨床心理士、歯科衛生士等による相談、指導を行います。 ・就学までの切れ目のない支援を行うため、1か月健診や5歳児健診など必要に応じその他の月齢を対象とした健康診査の実施について検討を行います。
妊婦健康診査・乳幼児訪問、妊産婦教室の実施	・母体・胎児の健康を図るため、妊婦健康診査補助券を発行し、妊婦が安心して医療機関を受診できる環境を整えます。また、妊婦健康診査結果から母体や胎児の健康上のリスクの早期発見、重症化予防のために個別指導を行います。 ・妊娠生活を快適に過ごし、子育てを楽しむコツ等、先輩ママとの情報交換や友達作りの場として妊産婦教室を行います。
産後ケアの実施	・産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図るため、希望する母親とその乳児に対し、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。
食育の推進（離乳食づくりの支援）	・乳幼児の離乳食の時期から、正しい食習慣を身に付け、健全で豊かな食生活を送るための力（食事の自己管理能力）を養うために食育を推進します。 ・子育て支援センター等の支援機関と「みやこ町食生活改善推進会」等のボランティア団体とも連携し、食育に関する情報発信及び講話実施ができるように努めます。

②小児医療の充実

取組	内容
「行橋京都休日・夜間急患センター」の運営	・休日・夜間の診察に対応し、病気や事故等こどもの緊急時等に素早く対応できるよう関係機関と協議し、小児医療の充実を図ります。
慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者を把握するとともに、慢性疾病・難病に関する事業の周知を図ります。

基本目標 6 地域全体でこども・若者の成長を支援する

(1) こども・若者の安全の確保

地域住民が協働してこども・若者を犯罪や事故、災害から守る環境づくりを進めるとともに、子育てにやさしい施設整備を進めます。

①見守り活動の充実

取組	内容
児童生徒安全対策事業の実施	・「安全見守り隊」、「子ども 110 番の家」の登録者と協力して、児童生徒の安全・安心の確保を図ります。
学校情報配信事業の実施	・「すぐー」によって、各学校からの情報を保護者等にいち早く配信できるシステムの充実・強化を図ります。
夜間巡回の実施	・「青少年育成町民会議」による夜間巡回を行うほか、夜間巡回に留まらないより効果的な取組を構築します。

②有害環境等への対応

取組	内容
ICT 教育の推進	・児童生徒及び青少年に対して、安全に安心してインターネットを利用できるように啓発活動や講習会等を実施します。
非行防止と自立支援の実施	・居場所のない青少年にとって、社会教育施設等を気軽に立ち寄れる場所となるよう取り組みます。また、相談できる体制を整備します。

③防犯・事故予防等の推進

取組	内容
安全教育の推進	・こども・若者が、犯罪や事故等から自らと他者の安全を守ることができるよう、保育所等や学校と連携しながら、発達に応じて、体系的な安全教育を推進します。
こども・若者の性犯罪・性暴力対策の実施	・「DV 相談窓口」や「性暴力相談窓口」等について、広く周知を行い、専門家への相談を通して事態の改善や解決を図ります。 ・こども・若者が相談しやすい SNS 等の活用を推進します。
通学路の安全性の確保	・警察、道路管理者、学校等で構成される「みやこ町通学路安全推進協議会」を定期的開催し、危険箇所の確認と改善の協議を行い、通学路の安全対策を推進します。
防災教室の実施	・各小学校において、ハザードマップ等を活用した防災教室を実施し、小学生に自分の住んでいる地域の危険箇所や災害時の避難の仕方等を伝えていきます。
公共施設等のバリアフリー化の推進	・公共施設の新設・改修に関しては、子育て世帯にやさしい施設整備を目指し、福岡県のバリアフリー基準に沿って整備を行います。

(2) 子育て支援ネットワークの形成

子育て支援グループのネットワーク化を図り、地域住民による子育て支援体制の整備を推進します。

①子育て支援ネットワーク形成

取組	内容
子育て世帯のネットワーク支援	・乳幼児健診や、妊産婦教室、子育て支援センター等を活用し、妊産婦の仲間づくりや情報交換等交流の場を整備します。

(3) ワークライフバランスの取組推進

保護者の就労意向が高まる中、仕事と子育ての両立が課題となっており、育児や家事を男女がともに担える男女共同参画社会に向けた取組の一層の推進を図ります。また、育児休業が取得しやすい職場環境づくり等、事業所（企業）における子育て支援の促進を図ります。

①男女共同参画社会の推進

取組	内容
男女共同参画社会に向けた取組の推進	・第2次みやこ町男女共同参画基本計画に基づき、安心して仕事と出産・育児の両立ができるよう社会環境の整備に努めるとともに、出産後の育児や家事を男女がともに担えるよう啓発します。
子育てと仕事の両立に関する啓発の充実	・関係課が連携し、子育てと仕事の両立に向けた地域社会全体の支援について、広報やホームページの掲載等により啓発します。
ジェンダーギャップの解消	・人権啓発事業において、ジェンダーギャップ解消に関する題材をとり上げる等により、定期的に啓発を行います。 ・生涯学習事業全般にわたり、実践を通じた啓発を行います。
一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画に基づく産前産後休業等の周知	・各事業所が策定する一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画に基づいて産前産後休業や育児休業、男性の家事・育児への参加促進等、仕事と家庭生活を両立し、男女がともに活躍することができるよう、計画の周知に取り組みます。

②町内事業所における子育て支援の促進

取組	内容
事業所における子育て支援の促進	育児休業が取得しやすい職場環境づくり、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所（企業）における子育てへの支援を促進します。

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

- ・量の見込み、確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- ・本町は、地理的に一体性があり、教育・保育の利用者は、町全域から最も適正な教育・保育施設を選択しており、この傾向は今後も変わらないと考えられます。
- ・このため、教育・保育提供区域は町全域を1区域に設定します。
- ・地域子ども・子育て支援事業も町全域を対象として事業を実施していることから、今後も町全域を1区域に設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、第19条、第20条に基づき、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。市町村は、保護者の申請を受けて、政令で定められた基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

また、子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。このため、アンケート調査で把握したニーズ調査結果及び実績等をもとに、みやこ町に居住するこどもの保育所や認定こども園等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」及び「量の見込み」に対応する「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

①支給認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	認定こども園（幼稚園部） 幼稚園
2号認定	満3歳以上	あり	認定こども園（保育園部） 保育所（園）
3号認定	満3歳未満	あり	認定こども園（保育園部） 保育所（園） 地域型保育事業

②量の見込み

教育・保育の量の見込みと確保の方策は次のとおりです。

【1号認定】

単位：人（年間実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	44	40	37	34
②確保方策 認定こども園 ・幼稚園	85	85	85	85	85
過不足（②－①）	37	41	45	48	51

【2号認定】

単位：人（年間実人数）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外
①量の見込み	13	219	12	211	12	203	11	196	11	188
②確保方策 認定こども園 ・保育所	13	332	12	333	12	333	11	334	11	334
過不足（②－①）	0	113	0	122	0	130	0	138	0	146

※1 教育を希望：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの

※2 左記以外：保育所（園）及び認定こども園保育園部を希望するもの

【3号認定】

単位：人（年間実人数）

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		39	55	57	38	54	55	37	52	54	36	51	53	35	50	51
②確保方策	認定こども園・保育所	39	58	78	39	58	78	39	58	78	39	58	78	39	58	78
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足（②－①）		0	3	21	1	4	23	2	6	24	3	7	25	4	8	27

③提供体制の確保方策

【1号認定】

1号認定の確保については、町内では幼稚園がないことから認定こども園（幼稚園部）で受け入れを行っていきます。なお、量の見込みは減少することが予想され、確保方策は十分充足しています。

【2号認定】

2号認定の確保については、認定こども園（保育園部）及び保育所（園）で受け入れを行っていきます。なお、量の見込みは減少することが予想され、確保方策は十分充足しています。

【3号認定】

3号認定の確保については、認定こども園（保育園部）及び保育所（園）で受け入れを行っていきます。なお、量の見込みは減少することが予想され、確保方策は十分充足しています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

みやこ町のこども・若者、子育て世帯のアンケート調査で把握したニーズ調査結果及び実績等をもとに、地域子ども・子育て支援事業の利用状況等を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び「量の見込み」に対応する「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び確保方策」を設定しました。

なお、本計画の策定時点において、子ども・子育て支援法及び関係法令に定められている、市町村が地域の実情に応じてこどもや子育て家庭等を対象に実施する事業は、次の 19 事業あります。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- (5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (12) 子育て世帯訪問支援事業
- (13) 児童育成支援拠点事業
- (14) 親子関係形成支援事業
- (15) 妊婦等包括相談支援事業
- (16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (17) 産後ケア事業
- (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

上記のうち、次の事業は、見込量算出の対象となっていません。

「(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」

「(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」

各事業の量の見込みと確保方策については、次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

①事業概要

すべての妊産婦・子ども及び子育て世帯に対して、身近な場所で、教育・保育、保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

②量の見込み

単位：か所（設置か所数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4	4	4	4	4
②確保方策	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	3	3	3	3	3
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

すべての妊産婦・子ども及び子育て世帯を対象に一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を中心に、中学校区に設置する地域子育て相談機関と連携し、子育て世帯等の不安解消、状況把握の機会を確保します。

※基本型

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

地域子育て相談機関

地域子育て相談機関（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所等であって、適切に相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるもの）において、その地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。

特定型（保育コンシェルジュ）

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う。

こども家庭センター型

旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

①事業概要

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

②量の見込み

単位：回（月あたり平均延べ回数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		354	347	340	331	322
②確保方策	延べ回数（人回）	354	347	340	331	322
	施設数（か所）	3	3	3	3	3
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

引き続き、みやこ町子育て支援センター3か所で実施します。

(3) 妊婦健康診査事業

①事業概要

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施します。

②量の見込み

単位：回（年間延べ回数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象者数（人）	55	54	53	52	50
	健診回数（人回）	770	756	742	728	700
②確保方策 健診回数（人回）		770	756	742	728	700
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、妊娠週数や状態に応じて、福岡県、大分県内の実施医療機関での受診を奨励します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

①事業概要

保健師・助産師等が生後4か月までのすべての乳児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行います。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

②量の見込み

単位：人（年間実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	54	53	52	50
②確保方策	55	54	53	52	50
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

保健師等が訪問し、育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行うほか、産婦の健康管理及び必要な指導等を行います。

(5) 養育支援訪問事業

①事業概要

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	31	32	33	34	35
②確保方策	31	32	33	34	35
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

支援が必要な家庭を把握し、保健師等の育児家庭訪問支援員を派遣し、養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

保護者の疾病や仕事等によりこどもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、こどもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		153	149	145	140	135
②確保 方策	延べ人数	153	149	145	140	135
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

関係機関と連携し、サービスの提供に努めるとともに、個々のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

①事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て世帯を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことで、子育て世帯の多様なニーズに対応する事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	28	27	25	23
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	△30	△28	△27	△25	△23

③提供体制の確保方策

本事業は当該援助を受けたい者と行いたい者からなる会員組織となり、会員数については20名以上で事業が実施できるものです。現在実施はしていませんが、ニーズがあることを踏まえ、町が適当と認める講習を受講した登録会員を確保するための方策を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（認定こども園等における在園児を対象とした一時預かり）

①事業概要

認定こども園（幼稚園部）に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保育を行う事業です。

②量の見込み

【1号認定】保育の必要なしで教育を希望・【2号認定】保育の必要あり

単位：人（年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定	414	402	390	378	367
	2号認定	312	300	289	279	268
	合計	726	702	679	657	635
②確保方策	延べ人数	726	702	679	657	635
	施設数（か所）	5	5	5	5	5
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

認定こども園5か所で実施します。

イ 一時預かり事業（認定こども園等における在園児以外）

①事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所（園）、認定こども園（保育園部）で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		74	72	70	68	66
②確保方策	延べ人数	74	72	70	68	66
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

認定こども園2か所で実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

①事業概要

保育認定を受けたこどもの通常の利用日数及び利用時間以外に保育所（園）、認定こども園（保育園部）で保育を行う事業です。

②量の見込み

単位：人（年間実人数）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		50	48	47	45	44
②確保 方策	実人数	50	48	47	45	44
	施設数 (か所)	9	9	9	9	9
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

町内の 9 園すべてで実施していますが、引き続き、実施します。

(10) 病児・病後児保育事業

①事業概要

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		30	30	30	30	30
②確保 方策	延べ人数	30	30	30	30	30
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

引き続き、行橋京都病児病後児保育室「アンファン」を、みやこ町・荻田町・行橋市共同で実施します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

②量の見込み

単位：人（年間実人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		299	284	271	258	243
②確保 方策	実人数	370	370	370	370	370
	施設数 (か所)	6	6	6	6	6
過不足（②－①）		71	86	99	112	127

③提供体制の確保方策

現在6クラブで実施しており、引き続き、実施します。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

①事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		228	220	213	206	199
②確保方策		228	220	213	206	199
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

関係機関と連携し、サービスの提供に努めるとともに、個々のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(13) 児童育成支援拠点事業

①事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童・生徒に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行います。また、児童・生徒及び家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を提供する事業です。

②量の見込み

単位：人（年間実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	19	18	17	17
②確保方策	19	19	18	17	17
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

庁内の関係課及び関係機関と連携し、社会教育施設やこども食堂等、こどもや若者が気兼ねなく過ごせる居場所の拡大・充実に努めます。

(14) 親子関係形成支援事業

①事業概要

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業です。

②量の見込み

単位：人（年間実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	0	0	4	4	4
過不足（②－①）	△4	△4	0	0	0

③提供体制の確保方策

令和9年度の事業実施に向けて、関係機関と連携し、個々のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

①事業概要

妊婦等に対して面談等によって、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	146	140	134	128	125
②確保方策	146	140	134	128	125
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

妊婦等の状況に応じて、保健師・看護師等が適宜面談等を行い、必要な支援を案内します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

①事業概要

保育所（園）、認定こども園等に通っていない生後6か月児～2歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳	12	12	12	12	12
	1歳	24	24	24	24	24
	2歳	12	12	12	12	12
②確保方策	0歳	12	12	12	12	12
	1歳	24	24	24	24	24
	2歳	12	12	12	12	12
過不足 （②－①）	0歳	0	0	0	0	0
	1歳	0	0	0	0	0
	2歳	0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

教育・保育施設と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

(17) 産後ケア事業

①事業概要

出産後1年以内の母子に対して、産科・医療施設の宿泊や、助産師等の専門職の訪問により、心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

②量の見込み

単位：人（年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		77	74	70	60	58
②確保方策	延べ人数	77	74	70	60	58
	宿泊医療施設数（か所）	3	3	3	3	3
	訪問実施施設数（か所）	34	34	34	34	34
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

③提供体制の確保方策

引き続き、関係機関と連携し、個々のニーズに応じたサービスを提供します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用、副食費等を助成する事業です。

国の実施要綱等を踏まえ、適切に実施します。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①事業概要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

事業実施の必要性に応じ、国の実施要綱等を踏まえ、検討します。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

第6章 計画の推進体制

1 計画の周知

こども計画は、こども・若者及びその家族に関する総合的な施策の推進を図るものです。計画推進にあたっては、計画内容の周知に努め、町民や関係機関等との連携により取組を進めていきます。

2 町民や関係機関等との連携

本町では、実効性のあるこども施策の実施及び質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め、庁内関係課間の密接な連携を図ります。

また、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

3 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。そのため、みやこ町子ども・子育て会議において、個別事業の進捗状況と計画の全体の成果で点検・評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいた施策の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画に定めた量の見込みが実際の利用状況等と乖離している場合等、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、事業計画の見直しを行います。

資料編

○用語集

用語	解説
アセスメント	適切な対応をとるために、人やものごと、状況を客観的に正しく評価・分析すること
こどもまんなか社会	こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと
子育て	こどもが元々持っている力を発揮しながら育っていくプロセスのこと
子ども 110 番の家	こどもがトラブルに巻き込まれそうになった時に、助けを求めて駆け込める家のこと
子育てガイド	妊娠から出産、子育てまでの様々な情報が記載された冊子
ジェンダーギャップ	男女の違いにより生じる格差のこと
スクールカウンセラー (SC)	心理について専門性を持ち、学校において、児童生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導を行う者
スクールアドバイザー	教育機関において心理相談業務に従事する専門家で、教職員への対応を行う者
スクールソーシャルワーカー (SSW)	不登校、いじめ、虐待等、児童生徒が直面しているさまざまな問題の解決を支援する者
すぐーる	教育現場からの連絡をスピーディーに保護者に伝える連絡システム
チーム学校	教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・協力して学校運営や課題の解消に取り組む体制
チームティーチング	単に教師が授業や指導を担当するだけでなく、教師がチームを作り、協力して授業を行うことで、教育効果を高める取組
複式対応	児童生徒が少ないために、一つの学年だけでは学級編成ができない場合に、同一学級に 2 個学年を収容して編成する対応
地域リーダー	地域の人々や団体をまとめ、協力し、自身で考えた地域づくり活動を推進していく力をもった人材のこと
プレコンセプションケア	「妊娠前の健康管理」という意味。男女問わず、早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ること。妊娠を希望する者が、将来健やかな妊娠・出産につながり、未来のこどもの健康の可能性を広げる。
LGBTQ	「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシュアル)」、「Transgender (トランスジェンダー)」、「Queer (クィア) / Questioning (クエスチョニング)」の頭文字を取って名付けられた、幅広いセクシュアリティ (性のあり方) を総称する言葉
ポピュレーションアプローチ	リスクの有無や大きさに関わらず、集団や環境全体に働きかけるアプローチのこと。対象を限定しないことで集団全体の潜在的な健康リスクの予防・軽減を目的としており、一次予防の役割を果たす。

用語	解説
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っているこども・若者のこと。
みやこくらぶ出産お祝い事業	みやこ町社会福祉協議会が実施。乳児とその保護者の地域のつながりのひとつとして、民生委員・主任児童委員が、乳児がいる家庭を訪問し、育児用品等のお祝い品を渡し、子育て家庭の相談に応じる事業。

○委員名簿

	選出委員	団体	備考
1	杉野 寿子	福岡県立大学	会長
2	刀根 伸	みやこ町教育委員会	
3	木村 泰輔	みやこ町小中学校校長会	
4	中嶋 純男	みやこ町社会福祉協議会	
5	山下 登代美	みやこ町民生委員・児童委員協議会	
6	西郷 信行	みやこ町保育協会	副会長
7	井上 信隆	みやこ町子ども会育成連合会	
8	坪井 大輔	みやこ町子育て支援センター	
9	奥 保啓	みやこ町放課後児童クラブ	
10	村上 純子	みやこ町PTA連絡協議会	
11	清水 昭徳	保育所・認定こども園保護者	
12	永田 誠	子育て支援センター保護者	
13	小樋 絹枝	住民代表	
14	宮崎 愛実	住民代表	
15	白石 真愛	住民代表	

○策定経過

期日	内容
令和 6 年 6 月 7 日(金)	第 1 回みやこ町子ども・子育て会議
令和 6 年 7 月 1 日(月)～26 日(金)	計画策定に係るアンケート調査実施
令和 6 年 8 月 21 日(水)・28 日(水)	若者ヒアリング実施
令和 6 年 8 月 28 日(水)	こどもワークショップ実施
令和 6 年 9 月 2 日(月)・5 日(木)・18 日(水)	こどもワークショップ実施
令和 6 年 10 月 9 日(水)	第 2 回みやこ町子ども・子育て会議
令和 6 年 12 月 13 日(金)	第 3 回みやこ町子ども・子育て会議
令和 7 年 1 月 17 日(金)	第 4 回みやこ町子ども・子育て会議
令和 7 年 1 月 25 日(土)～2 月 11 日(火)	パブリックコメント
令和 7 年 2 月 20 日(木)	第 5 回みやこ町子ども・子育て会議

みやこ町こども計画

令和7年3月策定

発行：みやこ町役場 子育て・健康支援課

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地

TEL：0930-32-2725 FAX：0930-32-2735